



Title	内モンゴルにおける牧民の人口・世帯動態と家畜の飼養形態の変化に関する研究 : 東部赤峰市アルホルチン旗の牧畜ガチャーを事例として
Author(s)	敖敦図雅
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(農学)
Dissertation Number	甲第14797号
Issue Date	2022-03-24
DOI	<a href="https://doi.org/10.14943/doctoral.k14797">https://doi.org/10.14943/doctoral.k14797</a>
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/85199">https://hdl.handle.net/2115/85199</a>
Type	doctoral thesis
File Information	Aoduntuya.pdf



内モンゴルにおける牧民の人口・世帯動態と家畜の飼養形態の変化  
に関する研究

—東部赤峰市アルホルチン旗の牧畜ガチャーを事例として—

北海道大学 大学院農学院  
共生基盤学専攻 博士後期課程

敖敦図雅（アドントヤ）

# 目 次

序 章 問題意識と課題 .....	1
第一節 問題の所在と課題 .....	1
第二節 既存研究の整理 .....	3
1. 遊牧生産方式の特徴と展開 .....	3
2. 人口の影響に関する研究 .....	4
3. 政策の影響に関する研究 .....	4
4. 既存研究の限界 .....	5
第三節 分析視角と方法 .....	5
1. 分析視角 .....	5
2. 研究方法 .....	6
第四節 論文の構成 .....	7
第一章 1940年代の内モンゴルにおける遊牧の実態 .....	10
第一節 本章の課題 .....	10
第二節 対象地の概要 .....	10
1. アルホルチン旗の概況 .....	10
2. ハラトクチン部落の概況 .....	13
第三節 農家の構成と経済関係及び身分関係 .....	14
1. 農家の構成 .....	14
2. 経済関係および身分関係 .....	16
第四節 人口構成と飼養家畜の構成 .....	18
1. 人口構成 .....	18
2. 飼養家畜構成 .....	19
第五節 小括 .....	22
第二章 牧民の人口・世帯数の変動と飼養規模への規定性 .....	24
第一節 本章の課題 .....	24
第二節 内モンゴル自治区の概要および調査地の位置 .....	24
第三節 世帯と人口の変動 .....	26
1. 世帯と人口の統計的観察 .....	26
2. 家系図による家族数と人口の変動 .....	27
第四節 時期区分による世帯数と家畜頭数の相関 .....	33
1. 家畜頭数の推移 .....	33
2. 時期区分による1世帯あたりの家畜数の動向 .....	34
3. 家畜総頭数と世帯当り頭数の関係 .....	37
第五節 小括 .....	38

第三章 牧民の分割相続と家畜飼養形態の変化.....	40
第一節 本章の課題.....	40
第二節 調査地の領域変化と居住の変化.....	40
1. 調査地の領域変化.....	40
2. 居住の変化と草原利用.....	41
第三節 家族の経歴と家族の変化.....	46
第四節 相続と家畜の飼養形態.....	47
第五節 小括.....	51
第四章 現段階における牧畜経営の家畜飼養規模の規定要因.....	54
第一節 本章の課題.....	54
第二節 牧畜業を制限する政策の展開と家畜飼養方法.....	54
1. 牧畜業を制限する政策の展開.....	54
2. 家畜飼養方法.....	55
第三節 類型別の家畜飼養経営の特徴.....	56
1. 調査対象世帯の属性.....	56
2. 小規模家畜飼養経営.....	57
3. 牛の専門飼養経営.....	59
4. 羊主体の経営.....	61
第四節 小括.....	62
終章 内モンゴルにおける家畜飼養形態の規定要因.....	64
第一節 本論文の要約.....	64
第二節 総合的考察.....	66
参考文献.....	69

## 図表目次

### [序 章]

図序－1	本論の分析視角みと論文の構成 .....	8
------	----------------------	---

### [第1章]

図1－1	アルホルチン旗土地利用地図 .....	11
表1－1	民族別戸数と人口 .....	12
表1－2	ノトク別の人口、戸数、家畜頭数、家畜別の飼養戸数 .....	12
表1－3	農牧家の経営様式と家畜同等価数 .....	15
図1－2	各戸の経営関係および身分関係 .....	17
図1－3	ハラトクチン部落における人口構成 .....	18
表1－4	階層別における牛、馬、羊、ヤギの飼養頭数、割合と一戸当たりの頭数 .....	20
表1－5	成子畜別階級別所有数および管理数の比較 .....	21

### [第2章]

図2－1	達木ガチャーの位置 .....	25
図2－2	世帯数と人口の長期的変化 .....	26
表2－1	達木における居住家族の基本状態（1949年） .....	28
図2－3	2017年の達木ガチャーの居住者の状況 .....	28
表2－2	戸主の結婚時期別にみた子供の出生と結婚による転出入による世帯と人口の変動 .....	29
図2－4	年代別の生年数、転入数、転出数 .....	32
図2－5	家畜頭数の変化 .....	33
表2－3	画期区分ごとの世帯・家畜の動向（宝力招地区） .....	35

### [第3章]

図3－1	達木ガチャーでのアイルの変化 .....	41
表3－1	扎嘎斯台公社の土地改革前の各階層の人口、戸数、所有家畜、寄託家畜数 ..	42
図3－2	達木ガチャーにおける牧草地の分布 .....	45
図3－3	事例兄弟の家族の拡大 .....	46
表3－2	財産分与と所有する家畜頭数の変化 .....	48
表3－3	事例兄弟の地区別の所有面積（2019年） .....	48
図3－4	事例兄弟の牧草地等の分布（2019年） .....	49
図3－5	事例兄弟の独立と家畜飼養の変化に関する年表（1979年－2019年） .....	51

[第4章]

図4-1 達木ガチャー牧畜業経営の年間サイクル（2019年） ..... 56

表4-1 調査対象世帯の属性..... 57

表4-2 牧民Sの借地状況..... 60

[終章]

表終-1 調査地における人口・世帯と家畜頭数の変化および家畜飼養形態の変化..... 66

## 序 章 問題意識と課題

### 第一節 問題の所在と課題

家畜の飼養形態には遊牧、放牧、舎飼いという主に 3 つの類型があることはよく知られている。モンゴル高原においては、人口密度の低さと広大な牧地の広がりから、移動を基本とする遊牧が主な飼養形態であった（尾崎孝宏[2019]）。本論が対象とする中国内モンゴル自治区<sup>註 1)</sup>（以下、内モンゴルと省略）においても同様である。

牧畜という生産活動の三要素は「家畜」と「牧地」と「労働力」であり、この三者の間には、家畜と牧地、牧地と労働力、労働力と家畜という三種類の組み合わせが論理的に存在する。つまり遊牧とは、家畜を媒介項として、牧地と家畜との間の生態的なバランスと、家畜と労働力との間の社会的なバランスを移動によって同時に維持する牧畜の形態である（小長谷[2001]）。

1949 年の中国開放以降、特に 1960 年代から 70 年代の人民公社期においては人口と家畜頭数は急速な増加を見せた（俞[1993]）。その後の 1978 年からの改革・開放政策により、家族数の増加と家畜数の増加はさらに顕著となっていく。生産請負制の導入のなかで「新蘇魯克（スルク）」生産制<sup>註 2)</sup>、あるいは「二定一奨」、「三定一奨」の生産制<sup>註 3)</sup>、生産隊の所有と個別請負制などの試みが行われ、全体の家畜頭数は増加したが、集団所有の家畜頭数は減少し、「自留家畜」頭数が増加する傾向が現れた。これに対して、政府は 1981 年に家畜を個人に分配した。その結果、家畜頭数が増加して、草地の退化と砂漠化問題が生じたため、1997 年には土地の個人配分が行われた。また、2000 年からは、環境悪化や砂漠化を防ぐため、「退耕還林」政策、「生態移民」政策、「新三牧」政策を次々に実施してきた。特に、2003 年から実施され現在も続く生態環境の保護・改善のための「新三牧」政策は、牧畜地域全体を放牧の季節的禁止区域と完全な禁止区域の 2 つに分類し、「禁牧」を行っている。しかし、砂漠を緑化させた事例は非常に少なく、「砂塵暴」現象も毎年見られる。

一方、牧民の家畜飼養形態は大きく変化し、共同放牧から個別完結化され、囲い込まれた牧草地での放牧や草地の採草利用とその売買、冬場の飼料確保のためのデントコーン栽培という農耕の導入も行われ、家畜飼料と農用地利用に大きな変化が現れている。保有する土地面積や牧民の牧畜経営への経験や技術などにより家畜頭数の規模も異なり、貧富の差が出現している。大規模牧民は借地や飼料購入により家畜頭数の増加が可能であるが、中小規模牧民は飼料購入による経営費の増加を避けるため、土地面積や飼料調達量に対応した飼養頭数を維持している。

以上のように、環境問題の発生と牧民経営の維持をどう調和させるかが内モンゴル牧畜業の直面する喫緊の課題となっている。これを考察するには、内モンゴルにおける牧畜業の展開過程、特に家畜飼養形態の変化とその主要因を分析する必要がある。

家畜飼養形態の変容に関するこれまでの研究では、1981年の家畜の個別配分が個別経営を促進し、1997年の土地の個別配分が草地の共同利用から個別利用へと変化させたとしている。これにより、個別の家畜を個別の草地で管理する個別完結型の飼養管理へと転換させたとしている。つまり、家畜所有と土地利用権の所有という所有改革という制度的要因によって家畜飼養形態の変化が理解されている。したがって、牧畜の3大要素である家畜と牧地と労働力のうち、第3の要素である労働力、すなわち人口・家族やそれが結合した労働単位の視角が抜け落ちているのである。

遊牧という家畜の飼養形態においては、草原は無限の存在であることを前提とするが、草資源の密度は一樣ではなく、しかも季節性を有するから、資源の賦存の変化にしたがって家畜群とそれコントロールする家族群（労働単位）が移動を行う。冬季と夏季とで数100kmもの垂直移動を伴う遊牧形態もあるが、モンゴル地域での移動は水平であり、移動範囲も大きくはない。ステップといっても乾燥地帯であるから、対象地の草原の名称に「砂地」という言葉があるように、降雨期にのみ草資源の利用が可能である土地も含まれる。自然災害も激しい。対象地域では1981年に自然河川の突然の氾濫がおき、居住地が破壊されて、新しい居住地が建設されている。また、対象地域では発生していないが、北部地域では「ゾド」という雪害が発生し、家畜の喪失と長距離の避難生活をやむなくされるケースもある。

このような過酷な条件下にあるため、人口・家族数と家畜と増加のスピードは緩慢であり単純再生産に近い姿であった。しかしながら、社会主義化は遊牧社会に大きな変化をもたらした。特に人民公社の設立は一般農村地帯とは異なり、集団化が牧畜形態に親和的であったため、人口粗密地域にも人口増加をもたらした。家畜は生産隊有であり、家畜は群単位で増加したが、人口の増加は世帯の増加と居住地数の増加をもたらし、地域を大きく変容させた。そこに1978年以降の改革開放政策がとられ、1981年には家畜の個別配分、1997年には草地の個別配分が行われたのである。前者の家畜の分割においては、家族の人口配分によって家畜数が決められたので、この時期から増加を見せる家族の分割においても家畜相続の基準は一人当たり配分頭数と増加分が基準となった。しかし、家族分割に伴い家畜も個別完結的に飼養されることになったかと言えば、そうではない。草地利用は規制されておらず、家畜は群管理であるから、家族が分割されても労働単位としては家畜が再統合されて従来通りの群管理が行われた筈である。後者の草地の個別配分においては、配分基準は人口と家畜数が基準とされている。この場合でも、草地の分割は一般農村のようにくじ引きで行われるようなことはなく、兄弟間で隣接して配分されたから、草地を持ち寄り共同利用することが可能であった。したがって、草地分割が家畜の個別完結的な飼養形態に帰結するわけではない。それを規定しているのは家畜の群の規模と労働単位を構成する個々の家族の家畜飼養数である。各家族の家畜飼養数が増加して、家畜総数が群の規模を上回った場合には労働単位を構成する家族数を減少させる再編が行われる。家族単位の家畜数がさらに拡大すれば、この延長線上に個別化が生じると考えられる。つまり、従来の制度要因のみで家畜の飼養形態の変化を説明することは正しくないのである。

したがって、本論では、以上の仮定にもとづき、人口の増加と家族の分化の進行度を長期的に観察し、統計と事例分析から家族当たりの家畜飼養規模が家畜の飼養形態の変化の規定要因であることを示すことが本論の課題である。言い換えれば、家畜と土地という2つの所有改革そのものが直ちに家畜の飼養形態を変化させたわけではないというのが解明すべき点である。そのうえで、現在における牧畜経営においても草地面積と家畜頭数のバランスが意識されていることを事例から示し、草地の砂漠化の要因を牧民による過放牧に帰す理解の問題性を指摘する。

## 第二節 既存研究の整理

モンゴルにおける家畜飼養に関する研究は、主にモンゴル国と内モンゴルを対象地域として数多く蓄積されている。日本における内モンゴルを対象とした研究は1940年代から始まり、家畜群の支配権、家畜放牧の必要性による小家族の形成や社会構成などを研究課題として行われてきた。近年では、遊牧形態の展開や変容、内モンゴルで実施された政策による諸問題をめぐる課題が主要な論点となっている。ここでは先行研究を遊牧生産方式の特徴や展開、人口増加の影響、政策の影響という3つに区分して整理を行う。

### 1. 遊牧生産方式の特徴と展開

黒河ら[1998]は、世界の遊牧の諸形態を概観した上で、中国の牧畜を水資源、草資源、草原の地形、農耕適応性などの条件に応じて4大遊牧に分類し、新疆における遊牧を位置づけ、中国の社会経済制度の変化による新疆での遊牧の性格変化を明らかにしている。これによると個別化された後の牧畜経営においてアウル組織は個別生産責任制により、その機能が失われている。牧畜業の今後の展開方向においては、アウル組織の再編成によって自らの構造改革を実施する方向が必要であると主張している。

小長谷[2003]は冒頭で述べたように、牧畜生産活動の三要素間の関係性と、遊牧形態の特徴をまとめた上で、「ホトアイル戦略」を提起している。ホトアイル戦略とは、家畜の所有と労働力との不均衡を社会的に調整することが可能な共同放牧の習慣である。比較的小規模の群れを統合することにより、労働力の不足問題を解消するとともに、移動場所の点数を全体として減少させ、環境への負荷を軽減させるとしている。また、家畜群とホトアイル労働単位の関係については、動産<sup>註4</sup>を基本とする社会では、技術や機能に応じて比較的容易に富が形成される。技術的に優秀な牧民は動産が増えやすく、家畜が増えると妥当な家畜群の規模を越えてしまい、従来の労働単位の構成が適正ではなくなる。したがって、労働単位のメンバーシップはより柔軟であるとしている。しかし、牧畜経営の多様な変化については、牧地の分配と定住化の影響が大きいとしている。

何[2018]は、中国の国家政策を背景とした放牧方法や牧草地の分割と、酪農経営への転換などが遊牧の移動を中止したことを指摘した上で、牧畜民の生活面で生じた様々な問題を

提示した。さらに、牧畜民の生活変化を地域全体の把握にとどまらず、アイルの構成変化や個別牧畜民の生活史を直接に聴取することによって明らかにした。

以上の研究は、牧民の労働単位の重要性について検討しているが、その解体については牧地の個人への分配や定住化政策が要因であるとしている。しかし、人口・世帯の視点から労働単位の変化を検討した研究は極めて少ない。

## 2. 人口の影響に関する研究

ボルジギン・布林サイハン[2003]は、内モンゴル東部の農耕モンゴル人村落社会の形成過程を、文献資料と実態調査を結合させて考察している。ここでは中国周縁のモンゴル民族地域の社会動向とその背景となる清朝の蒙地開墾政策の歴史を解明した上で、社会変動の中心を形成する民衆の動きに焦点を当て、農耕モンゴル人村落社会の形成過程を素描した。

ナラン[2015]は扎魯特旗における 1947 年から 2004 年の総人口及び民族別人口の統計的推移を分析し、57 年間で総人口は 13 倍近く増加していると指摘した。しかし、その影響については、人口の急増とともに人間活動が拡大することによって自然環境への負荷が高まるという指摘にとどまっている。

黒河ら[1998]は、人口、家畜、水および草といった基本的要素間のバランスは、いずれの資源量の変動してもその均衡がたやすく崩れがちであると指摘し、人口の増加に関連する家畜の増加はただちに草資源、水資源の相対的な不足を招来させ、近年ますます草原の退化・砂漠化を進行させつつあると考察している。

以上の研究は、漢人侵入による開墾による牧草地の縮小、人口の急増による人間活動の拡大の自然環境への負荷、人口増加による家畜頭数の増加と土地面積とのバランスからみる「過放牧」などが指摘されている。モンゴル族人口の増加を統計的に分析されているが、人口と家畜の増加の関連性および土地面積との関係について考察した研究はない。

## 3. 政策の影響に関する研究

俞[1991]は 1947 年の内モンゴル自治区設以降における時期別の草原利用に注目しながら、とくに 1980 年以降の従来の集団経営方式から個別経営方式への転換過程について、草原利用における問題点、または導入された政策の背景の整理、政策の改革による問題点の存続などを検討した。それによると 1990 年代の牧畜経営においては、草原の有償利用制度の改善と、家畜種類別の共同化が必要であると、それに対する政策的な誘導が求められているとしている。

于蓉蓉[2016]は、定住化による放牧地面積の縮小と 1980 年代の生産請負制の実施による草原の私的利用の強化が家畜飼養形態を変化させた主な要因であると考え、生産請負制の実施による牧草不足が補助飼料の必要性を高めた一因と見ている。

賽西雅拉図ら[2007]は、草原荒廃と家畜密度の関係を内モンゴルアバガーアラタント・ガトガチャーにおける 1963 年から 2003 年の飼育家畜頭数と種類の変化の統計的分析から把

握している。内モンゴルの遊牧地では 1983 年の改革開放により、生産責任制が導入され、家畜の私有化経営と草原の細分化が進められた結果、伝統的な遊牧システムは崩壊し、飼育家畜頭数と遊牧点数が増加、家畜密度が高くなって、草原が広範囲で悪化する結果を招いているとしている。

以上の研究は、生産請負制の導入による過放牧などの外的要因が遊牧形態を変化させたと指摘している。

#### 4. 既存研究の限界

遊牧生産方式の特徴や展開に関しては、遊牧形態の特徴とそのあり方、遊牧生産方式の要素とその関係性、また移動の要因とその必要性、労働単位の形成とその特徴などの範囲にまで及んでおり、主に移動と共同経営の重要性や環境への適応性について論じた研究が多く見られる。しかし、遊牧地域全体における人口、家畜、土地に関する実態把握とそれらに応じた経営状況に関する研究は少ない。

人口増加に関する研究では、開墾政策や漢人のモンゴル地域への侵入を要因とする人口増加が、自然環境へ負荷を高めるという結論となっている。しかし、1949 年以降のモンゴル族人口も増加を見せるが、その変動についての研究は多くない。

政策の影響に関する研究は、中国における生産請負制の導入が個別経営化を促進し、草地の利用形態を共同利用から個別利用へと変化させたことを指摘している。これらの知見からすると、牧民の家畜飼養形態の変化の原因は、土地の個人への分配であると考えられている。

以上をまとめると、漢人の侵入と開墾による牧草地の縮小や定住化、生産請負制の導入による土地分配などを要因として、草原の単位面積当たりの家畜頭数の増加や遊牧範囲の小規模化、放牧時間の増加などによって過放牧がもたらされている。生態系のバランスが崩れることによって、草原植生の悪化と土地の荒廃が生じたと考察されている。しかし、人口および労働単位である世帯を射程に入れた研究は極めて少ない。

### 第三節 分析視角と方法

#### 1. 分析視角

家畜飼養形態の変化を理解するためには、人民公社の解体にともない実施された家畜や牧地の分割と配分のみではなく、家畜の飼養形態に対応した労働単位のあり方、さらに言えば家族のあり方を検討する必要がある。

遊牧生産方式においては、牛や羊などの家畜を群れに統合し、放牧地を求めて移動を行うことによって牧地、家畜、労働力の微妙な均衡関係が維持されている。その関係性の中では、家畜の群れ管理が基本となっており、家畜群の規模によってその労働単位のあり方が変わるという柔軟性がある。

家畜群は、複数家族の家畜の統合によって構成されている。その規模<sup>註5)</sup>は変化が少なく、羊の場合 200~300 頭を一単位として管理されてきた。群れの単位がこれよりも大きくなると、遊牧路や草地の荒廃、家畜の疾患などが発生する恐れがある。例えば、体の弱い仔羊や老いた羊などが草や水を十分に摂取できず、病気となるケースが発生する。一方で群れが小さすぎると、羊が落ち着いて草を食わず家畜管理が困難となり、雌雄のバランスが偏るといふ問題が発生する。つまり、群れが適切な規模でなければ、技術的な管理が難しくなり、繁殖にも問題が発生するのである。

群れの規模が一定であるため、1 世帯当たりの平均家畜飼養頭数によって群れに統合される家畜の世帯数が規定されることになる。世帯当たりの家畜飼養頭数が小さければ群れを形成する世帯数が増え、群れを形成する労働単位が拡大するが、逆もまた然りである。このように、家畜の群管理においては、一世帯あたりの家畜頭数が家畜飼養形態の変容を左右する重要な要因となる。

## 2. 研究方法

本論では、文献研究、統計分析、フィールドワークを組み合わせた手法により、中国内モンゴル東部地域に位置する達木ガチャーを対象に家畜の飼養形態の変遷をモノグラフィーとして描き出すことにする。資料蒐集と牧民の実態調査は、2018 年の 2 月と 2019 年の 6 月に行っている。2018 年の調査では、調査地全体の統計資料や文献の蒐集を行ったが、2019 年 6 月の実態調査では、家畜所有、農地保有、放牧形式や放牧方法、牧畜業の補助となる耕種部門での作業などの聞き取り調査を行い、牧畜経営の実態とその変化についての資料を入手した。また、1949 年から 2017 年までの人口、世帯数、家畜頭数に関する公的データを地方政府や档案局から蒐集した。さらに、現地の牧畜経営の歴史に詳しい古老など<sup>註6)</sup>に聞き取りを行い、調査地において実施された政策やその実態、牧畜地域の社会・経済の変化などを把握した。解放以前の地域の実態については、のちに述べるように北海道大学図書館所蔵の資料を参照した。

研究方法としては以下のものである。

### 1) 統計分析

統計分析では、宝力招（ポリジョ）地区における 1949 年から 2017 年までの人口、世帯数、家畜頭数の統計データを土地改革期、人民公社期、改革開放期に区分して分析することにより、人口と世帯数、家畜飼養頭数の動向とその間の関連性を検討する。その際、人口と家畜飼養頭数の関連を、世帯と世帯当たりの家畜数の変化動向に注目して分析を行う。人口と世帯数の動態についてはこれらのデータで明らかにすることができないため、調査地である達木ガチャーの居住地＝集落の形成史と家系図分析から、人口動向と家族数の変化を把握するとともにその関連性について検討する。

### 2) 家系図分析

家系図分析では、歴史に詳しい古老などに聞き取り調査を行い、達木ガチャーにお

ける人口と世帯数の変動を検討する。1949年の家族数を部族別に分類して、その同一家族の結婚・家族形成による世帯の変動と人口の変化を把握する。その際、1949年から2019年までの110年間の変化を戸主の結婚年齢別により10年間ごとに集計する。そして、それを1920-1949年、1950-1979年、1980-2009年、2010-2019年の4つの画期に区分して、画期ごとの核家族の構成と家族形成、子世代出入り状況などを把握することにより、人口と世帯数の変動とその関連を解析する。

### 3) 牧民の経営展開に関する実態調査分析

実態調査では、家系図調査にもとづいて実態調査を行い、相続による牧民家族の経営規模と家畜飼養の変化について分析を行う。家畜飼養の変化については、まず、家族の経歴と家族の変化を把握した上、1981年の家畜分配による家畜の所有状態、子世代の結婚・独立による財産分与および子世代の独立後の経営規模と家畜飼養の変化などを事例分析によって明確にする。また、牧畜経営を制限する政策の実態、個別後の家畜飼養特徴と牧民の個別経営などの分析から、人口・世帯と家畜頭数の増加を背景にした牧民の牧畜経営の制限性について考察する。

## 第四節 論文の構成

論文の構成は序章、終章を合わせて、6章構成となっている（図序.1）。

第一章では、1940年代における内モンゴルの遊牧形態の実態を文献整理により把握し、人口、家畜、労働力のあり方を明らかにする。具体的には、対象とするアルホルチン旗における民族別、ノトク別の人口と戸数の分布の特徴を整理し、調査地となるハラトクチン部落の概要を要約する。そして、対象地における農家の人口構成、家畜構成、農家間の経済関係などの分析をもとに、伝統的な遊牧の特徴づけを行う。

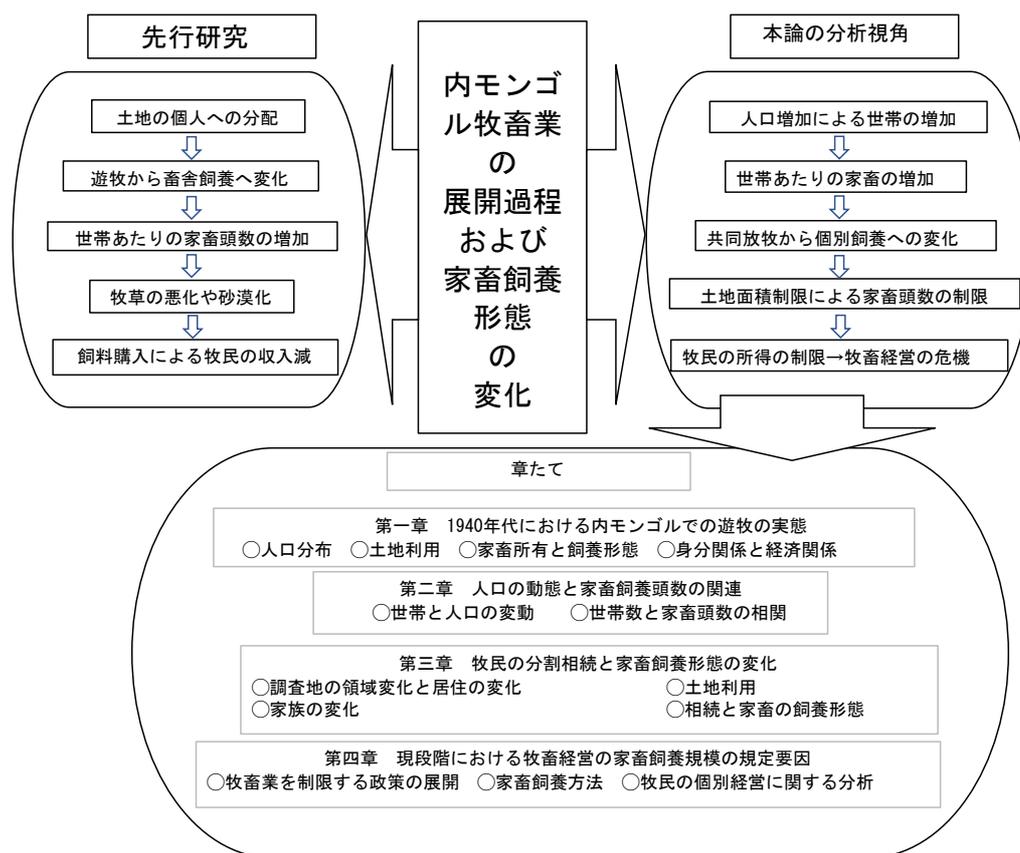
第二章では、人口・世帯数及び家畜頭数の変動の要因を分析することにより、人口と世帯数の変動が家畜頭数にどのような影響を与えているかを明らかにする。人口と家畜頭数の長期データが存在する赤峰市アルホルチン旗に属する宝力招（ポリジョ）地区<sup>註7</sup>を対象範囲として、人口と世帯数の動態を時期別に区分して分析することにより、人口・世帯数の変動の特徴を明らかにする。そして、その地区に含まれる達木（ダム）ガチャーを対象として、居住地＝集落の形成史と家系図分析から、人口動向と家族数の変化を把握し、労働単位の基礎となる世帯数の動向の要因を検討する。最後に、宝力招地区における家畜種類別の家畜頭数と一世帯あたりの家畜頭数の推移、およびその要因を分析することにより、人口・世帯数の動態と家畜頭数の変化の関連性について検討する。

第三章では、人口と家族の視点を重視し、家族形成に大きな影響を与える相続に注目して家畜飼養形態の変化を明らかにする。具体的には内モンゴルにおいては分割相続が基本であるが、その過程で財産分与がどのように行われ、相続後の経営規模の変化により群管理を中心とする家畜飼養形態がどのように変化するかを明らかにする。

2019年に達木ガチャーで実施した12戸の牧戸調査のなかから、典型的な世帯を取り上げて分析する。相続による世帯分化の過程において家畜飼養形態がいかに変化し、個々の世帯の家畜の共同管理がいかに編成されていくかについて、家畜が個人配分された1981年以降の変化をトレースする。

第四章では、人口と家族が増加した後の牧民の家族経営に注目し、家畜飼養規模を規定する要因について検討する。第一に、人口の増加を見せた調査対象地における牧民の家族経営の展開をトレースする。その中からそれぞれの家族の経営規模と飼育方法を分析することにより、個人配分された牧草地がどのように利用されてきたか、特に人口と世帯の増加のもとで、配分された草地の狭小性による草量不足をいかに解消しているかを示す。第二に、土地面積と飼料調達制限が牧民の家畜飼養規模の決定に与える影響、並びにそのバランスをいかに調整しながら経営維持を図っているかを分析する。

終章では、以上を要約し、総合的考察を行い、今後の牧畜業の展開方向に関しても示唆を与える。



図序-1 本論の分析視角と論文の構成

注1) 内モンゴル自治区の行政単位は自治区、市（盟）、旗、蘇木（ソム）の4つのレベルからなり、一般の中国行政単位では、自治区が省、市あるいは盟は市、旗は県、蘇木は郷

鎮に相当する。蘇木の下にある自治組織がガチャーであり、一般農村の村民委員会に相当する。

- 注2) 生産隊が集団有の家畜を社員に請け負わせて、成畜の元家畜を保証する制度。詳しくは俞[1991]を参照のこと。
- 注3) 注 3)「二定一奨」は労働費用を固定し、生産過程も固定し生産が目標より超過した場合に奨励すること。「三定一奨」は前者の二定に費用の固定を加える。詳しくは俞[1991]を参照のこと。
- 注4) 動産とは家畜のことである。詳しくは小長谷[2001]を参照のこと。
- 注5) 群れの規模は内モンゴルの各地域の気候、草量、土地の面積と地勢、水資源などによって異なる。この規模は次に見る対象地の標準である。
- 注6) インタビュー調査の対象者は牧民 G の父親、牧民 T と牧民 B の母親からなる。牧民 G の父親は調査時点においては 83 歳、1940 年に扎嘎斯台（ジャガスタイ）地区から移住してきた。人民公社時代には、達木生産小隊の家畜改良の技術者として勤務していた。

牧民 T は調査時点においては 78 歳。彼の祖父の時代に、喀喇沁旗において漢人の浸食による牧草地の狭小化とモンゴル人を殺害する「金丹道暴動」事件が発生し、それが原因で 1929 年の春に彼の家族は喀喇沁旗からアルホルチン旗の扎嘎斯台地区に移住してきた。そして、1940 年代に達木アイルに住み着いた。彼は、解放以前は家庭教師から教育を受けていたが、1951 年に小学校に通学した。1960 年に中学校を卒業した彼は、1961 年から 1967 年までの 7 年間はダム生産小隊の労働者として従事した。そのうち、1 年間は農業、6 年間は牧畜業（牛の放牧は 3 年間、羊の放牧は 3 年間）で働いた。1968 年から 1983 年まで 15 年間は、達木生産小隊の教師を勤めた。

牧民 B の母親は 1930 年に達木アイルに移住してきた原住民ハルハーチョル部族の娘であり、調査時点では 63 歳、1979 年に同村の主人と結婚した。彼女は 14 歳から人民公社の労働者として働き始めた。1960～70 年代には「鉄姑娘」チームの一員であった。「鉄姑娘」とは、鉄のような強い意志を持ち、男性に負けないような労働ができる若い娘のことである。1960～70 年代の集団労働が行われた時期における中国での特別なシンボルであった。詳しくは馬路[2019 年]を参考のこと。

- 注7) 宝力招地区とは、現在の宝力招、扎拉、尚申毛都（シャンシンモド）、ノゴスタイと達木ガチャーを含む地域を指す。これらのガチャーは 1962 年まで生産小隊として宝力招生産大隊に所属していた。

## 第一章 1940年代の内モンゴルにおける遊牧の実態

### 第一節 本章の課題

本章では内モンゴルの伝統的な遊牧形態を1940年代の実態調査報告書を整理することにより把握し、人口、家畜、労働力のあり方を明らかにする<sup>註1)</sup>。具体的には、対象とするアルホルチン旗における民族別、ノトク別の人口と戸数の分布の特徴を整理し、調査地となるハラトクチン部落の概要を要約する。そして、対象地における農家の人口構成、家畜構成、農家間の経済関係などの分析をもとに、伝統的な遊牧の特徴づけを行う。

利用する資料は戦前期の「満州国」公安省で行った社会関係実態調査資料であり、興安西省の阿魯科爾沁旗と奈曼旗、興安南省扎賚特旗と科爾沁左翼中旗、興安北省の新巴爾虎右翼旗、索倫旗、陳巴爾虎旗、興安東省の阿榮旗とその周辺の遊牧地域と少数民族地域を含んだ広幅の範囲を対象としたものである。本章では第一輯の『興安西省阿魯科爾沁旗實態調査報告書』<sup>註2)</sup>の第三編経済関係の内容を整理する。本論との対象地域が同一であり、比較研究を行うのに適しているからである。遊牧は経営者の民族的習慣、地形、環境などによりそのあり方が異なる。遊牧形態の変化を研究するためには、この地域の伝統的な遊牧形態のあり方や特徴を把握しておく必要がある。

### 第二節 対象地の概要

#### 1. アルホルチン旗の概況

アルホルチン旗の部族<sup>註3)</sup>は、元の太祖成吉思汗の弟哈布圖哈薩爾を祖先とする人々であり、フルンボイル地域に遊牧していた。察哈爾の林丹汗の攻撃を避けて天聰年間に現在の地域に移住してきた。その直後、清朝の支配下に入ったという。

アルホルチンは「満洲国」期には、興安西省に所属し、東は札魯特旗、南は開魯県及び熱河省の翁牛特左旗、西は巴林左旗と右旗、北は國錫林郭勒盟の烏珠穆沁旗と接し、東西は65km、南北210kmを領域としていた。

地勢は北部の標高が高く、南に行くにしたがって低くなっており、旗の南境は河川下流域の平原砂草地と山岳丘陵地帯を形成している。大興安嶺を源とする各河川（バインタラ河、オンモル河、吉祥河）は南北に流れ、旗の南境にある西拉木倫河およびその支流は西から東に流れる。夏季あるいは早魃期には河の水量が激減し、下流の砂漠地帯に至るまで枯渇してしまうことがある。雨季の霖雨が続く時には洪水による氾濫もあり、農作物や牧草地に被害が及ぶことが多い（図1-1）。

気温は冬季には寒冷な日が少ないが、夏季における乾燥度と気温は比較的が高い。月平均最高気温は8月の31.9度、最低気温は零下26度であり、年間総雨量は444.3mmである。

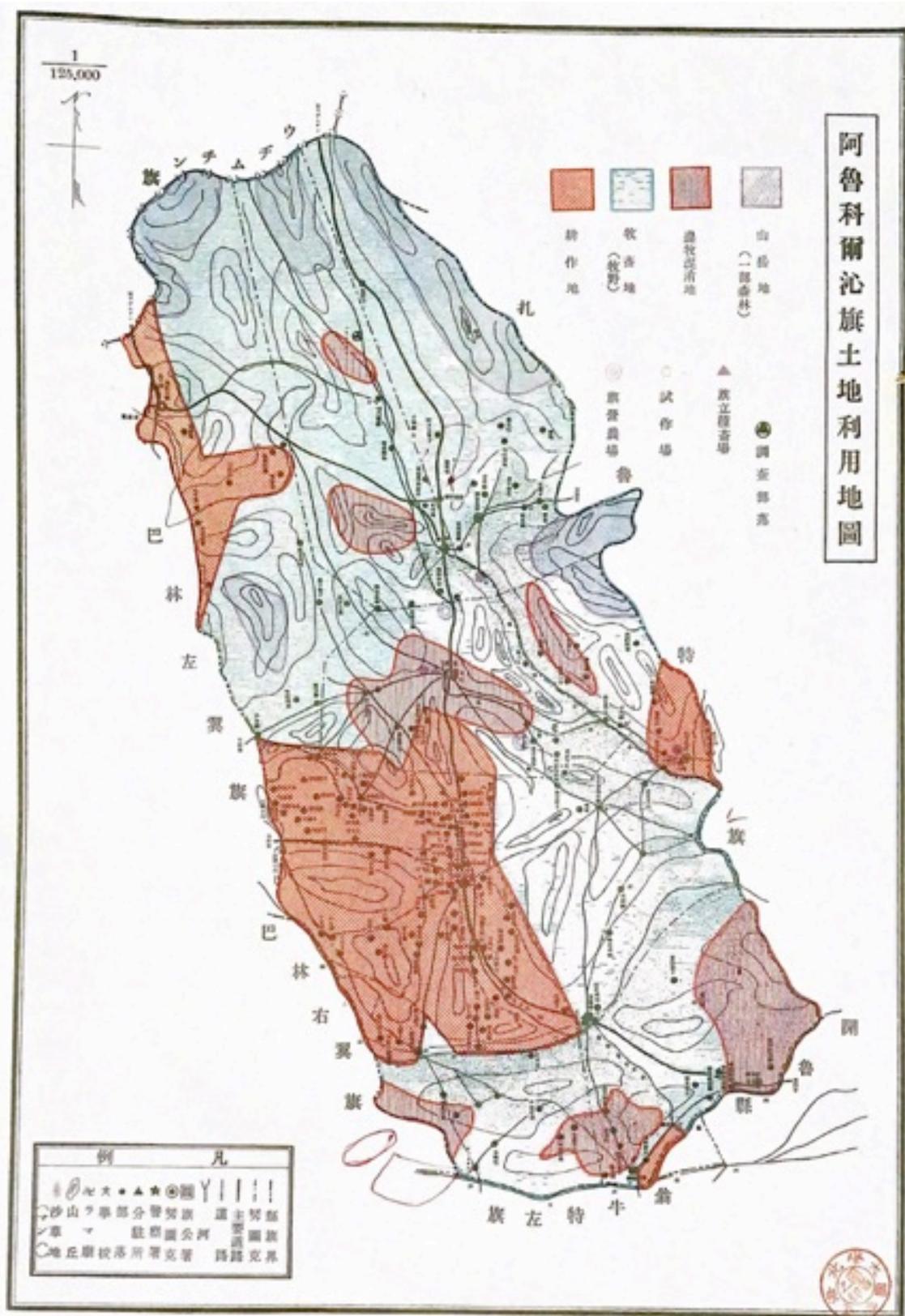


図 1-1 アルホルチン旗土地利用地図

合わせた耕地面積は14千haであり、0.6%を占める。荒廃地と草原からなる可耕地面積は334千haであり、14%を占める。森林、湿地とその他からなる不可耕地面積が2,126千haで、85%を占め、そのうち84%を占める1,786千haが山岳地および砂地である。

人口は67,499人、戸数は12,979戸であり、世帯あたりの人数は5.2人である。総人口のうち、男性は36,738人、女性は30,759人であり、男女比率は女性1人に対し男性が1.19人である。」<sup>注4)</sup> 1939年時点での民族別戸数と人口を示した表1-1を見ると、モンゴル族は

表1-1 民族別戸数と人口

単位：戸、人					
民族分類	戸数	総戸数の割合	人口	総人口の割合	一戸あたりの人数
蒙族	5,481	42.2%	27,041	40%	4.9
漢族(満族)	7,416	57.1%	40,201	59.6%	5.4
日本族	32	0.2%	58	0.1%	1.8
朝鮮族	43	0.3%	176	0.3%	4.1
合計	12,979	100%	67,497	100%	5.2

注：興安西省阿魯科爾沁旗民族別戸口調査表（康六年四月）により作成

戸数が5,481戸で全体の42%、人口が27,041人で全体の40%である。これに対し、漢族(満族)はそれぞれ7,416戸、57%、40,201人、60%であり、それをうわまわっている。日本族と朝鮮族の人口の割合は少なく、総人口の0.1%と0.3%のみに過ぎない。世帯あたりの人数はモンゴル族が4.9人、漢族が5.4人である。

表1-2 はモンゴル族のノトク<sup>注5)</sup> 別人口と戸数、家畜頭数と家畜別の飼養戸数を示して

表1-2 ノトク別の人口、戸数、家畜頭数、家畜別の飼養戸数

ノトク	戸数	モンゴル族戸数	人口	モンゴル族人口	牛	駱駝	羊	ヤギ	飼養戸数		
									牛	羊	ヤギ
鳥藍哈達	2,841	78	15,642	294	1,770	6	1,251	1,798	108	27	36
沙拉他啦	446	433	2,734	2,670	7,968	112	922	8,192	440	-	-
罕廟	597	572	3,363	3,269	12,238	88	5,392	10,402	516	84	134
崑都	1,417	1,236	7,276	6,102	6,577	51	1,373	4,892	1,022	79	175
白音塔拉	796	667	4,647	3,962	9,639	75	1,142	7,341	800	79	170
查布干廟	2,105	8	10,452	39	581	-	833	891	363	90	80
八起樓子	853	655	3,853	2,719	5,713	120	1,322	4,579	502	70	118
道德廟	531	444	3,035	2,569	4,783	19	710	5,689	291	-	-
鳥蘭壕	472	190	1,998	865	1,623	-	340	532	77	17	22
徳博勒	590	497	3,127	2,702	3,648	75	889	1,917	290	38	49
合計	10,648	5,868	56,127	21,566	54,540	546	14,174	46,233	4,409	484	784
全旗統計	12,979	-	67,497	-	53,344	544	14,358	47,184	4,409	400	655

注：全旗総計とノトクの統計により作成

いる。アルホルチン旗は10のノトクから構成され、そのうち、鳥藍哈達と查布干廟ノトクには漢族(満族)が集中している。鳥藍哈達と查布干廟ノトクの人口は15,642人と10,452人、戸数は2,841戸と2,105戸であり、総人口と戸数の46.5%を占める。そのうち、モンゴル族の人口の割合は1.3%、戸数は1.7%に過ぎない。モンゴル族人口の分布を見ると、北部に位置する沙拉他啦、罕廟、崑都、白音塔ラの4つのノトクの人口は18,020人、戸数は

3,256 戸、南部の八起樓子、道德廟、烏蘭壕、徳博勒の 4 つのノトクの人口は 12,013 人、戸数は 2,446 戸であり、北部よりは人口と戸数は 6007 人、810 戸少ない。アルホルチン旗政府の所在地は北部の崑都ノトクであり、人口は 7,276 人と戸数は 1,417 戸であり、集中している。

飼養家畜頭数は、牛が 53,344 頭、駱駝が 544 頭、羊が 14,358 頭、ヤギが 47,184 頭であり、モンゴルの遊牧経済への貢献から見ると、牛が経済の根幹となっている。家畜を飼養する戸数は、牛が 34%を占める 4,409 戸、羊が 3.1%を占める 400 戸、ヤギが 5%を占める 655 戸であり、羊やヤギは少数の戸数によって所有されることがわかる。

## 2. ハラトクチン部落の概況<sup>註6)</sup>

調査対象であるハラトクチン部落<sup>註7)</sup>はハラトクチン川を挟む溪谷に位置する集落であり、罕廟ノトクに所属し、旗政府の所在地である崑都から北へ 75km 離れている。人口は 129 人、戸数は 20 戸あり、四つの十家長<sup>註8)</sup>に区分されている。家畜頭数は、牛が 870 頭、馬が 550 頭、羊とヤギが合計 1300 頭である。

居住は包<sup>註9)</sup>であり、牧民の多くは夏営地と冬営地で生活する。夏営地となるホンドロンは居住地である冬営地より北に 30km のところに位置する。夏季は、人口の 3 分の 1 の若者たちは夏営地に移るが、残りの牧民はハラトクチン部落内、近くても 550~650m、遠くても 2km に過ぎない範囲で移動を行いながら、ハラトクチン川の付近で漫撒子を栽培している。なお、ハラトクチン部落の住民 20 戸の内、極めて少数の家畜しか所有しない 16 戸は冬と夏を通じて部落の周辺に家畜を放牧し、比較的裕福な牧民である牧民 No.1、No.2、No.3、No.4 の 4 戸は夏営地であるホンドロンに移動する。

家畜の夏営地への移動経路は部落全体で共通している。旧暦 5 月頃に冬営地から北方へ移動し始め、7~8 月には水・草資源の豊富なホンドロンで家畜の放牧を行う。また、9 月になると、徐々に南下し始め、10 月頃には冬営地の周辺の丘陵地帯で家畜の放牧を行う。11 月ごろから翌年の 4 月までは、冬営地で放牧を行う。環境の悪化にもかかわらず、その移動経路は変わることがなく、毎年だいたい同様である。

土地は以前から個人的な利用権や部落による共同利用権ではなく、他部落の家畜も移動経路としてハラトクチンを通ることができる。土地は旗によって共同利用されるものであり、旗内の牧民は誰でも利用できるものである。部落間の境界線はなく、上部機関からの規制もなく、豊富な土地で自由に放牧することが可能である。家畜群の衝突が予想される場合、土地が広いため、後に来た家畜群が回避移動をとる。所有家畜の頭数に応じて牧畜税が課せられるが、牧草地からは公租公課などの金銭の徴収はない。家畜頭数に応じて利用する面積を判断するため、牧草地を分割することもなく、牧草地に関しての紛争も起ることはない。

遊牧地域における家畜の管理方法は、スルク制度、輪流制度と雇用などの形式をとっている。スルクというのは群の意味であるが、ここは「他人の家畜を借牧して生計を維持する」

の意味で使用している。スルク制度は貧者と富者両方においてその意味が異なる。富者は労賃を支出せずに他人に過剰な家畜を管理させる上、若干の労働力あるいは、現品を受け取る。それに対して貧者は労働力と物品を出す、他人の家畜を利用することができる。牛は遊牧経済の根幹となる家畜であるため、牛のスルク契約の内容は以下のものである。牛の場合、(1) 受託者は乳牛の頭数に応じてチーズおよび黄色バター1～2斤を提供する。(2) 頭数の多少に応じて労力と薪を提供する。(3) 牛が病死した場合、春と夏には烙印のある皮を返還し、秋と冬は皮以外の肉の半分を返還する。(4) その他の原因で死亡、例えば泥に陥り溝に落ち、あるいは狼に食べられたなどの時は、それが仔牛であれば賠償に及ばないが、成牛であれば1、2歳の仔牛で償われなければならない。匪賊に掠奪された場合は賠償責任がないが、盗まれた場合には仔牛は別として成牛は相当の牛あるいは代価で償われなければならない。羊のスルクの場合は受託者の義務は労働を提供するにとどまり、その権利は羊毛を取り、用具を作る以外、秋と冬の「不時繁殖」の仔羊あるいは、二歳に満たさない羊の生んだ仔羊を取得する。馬のスルクは稀である。

輪流制度は各戸の家畜の頭数に応じて輪流管理の期間を定める。この管理はお互いに無報酬となっている。家畜が狼に食べられ、あるいは盗まれたことがあれば当日の放牧者がそれを賠償するという仕組みである。

### 第三節 農家の構成と経済関係及び身分関係

#### 1. 農家の構成<sup>註10)</sup>

ハラトクチン部落は牧畜兼農業地帯に属しており、牧家はある程度の家畜を放牧するとともに、農業も営んでいる。農作業は播種と鋤き返しからなるため、それに要する労働量はそれぞれ一人ずつであり、作物は肥培管理をしないものもあるため、作物期間中の労働日数も極めて少ない。播種量が一世帯あたりの人口により決定され、家に余剰の労働力があっても決められた以上の農耕は禁止されている。生産物は自家消費のみであり、牧家の家計収入は家畜および畜産物の売却と林野産物の売却によるものである。

牧家の多くは自家牧畜で経営を行っており、彼らは自家労働と雇用労働によって遊牧経営を維持している。ハラトクチン部落の牧家は富農上層2戸と同下層3戸、中農上層1戸と同下層6戸、貧農4戸、極貧農4戸と6つの階層に分類されている。牧家の貧富の差は農地面積ではなく、世帯あたりの所有家畜頭数という財産でもなく、世帯あたりの管理家畜頭数の多少によって規定されている。主に牛乳や乳製品などで自給自足生活を営んでいるため、家畜を所有しない牧民も家畜の受託によって家畜を所有する牧民と同じ生活を行うことができるからである。表1-3は、牧家の経営様式と家畜換算係数<sup>註11)</sup>を示しており、管理家畜の換算係数の多少により、大きい方から順に配列している。管理とは牧家の管理放牧する実際の家畜頭数を指し、受託と寄託により、所有家畜による家畜管理、他人からの家畜

表1-3 農牧家の経営様式と家畜同等価数

単位：戸、価

農家 番号	階級		家畜同等価数				牧畜			農業			雇用労働者 年 月 日	雑
			管理	所有	寄託	受託	自	寄	受	東	共	自		
1	富 牧 農	上層	466.64	528.37	102.88		○	○		○				
2			391.82	425.81	56.65		○	○		○				
3		下層	217.95	217.95			○			○				
4			125.06	128.11	5.08		○	○		○				
5			107.60	107.60			○			○				
6	中 牧 農	上層	57.47	11.33		46.14	○		○		○			○
7		下層	20.90	3.24		17.66	○		○		○			
8			17.40	17.40			○			○				
9			17.04	3.36		13.68	○		○			○		○
10			15.32	15.32			○					○		
11			14.56	1.00		13.36	○		○		○		○	
12			13.08	13.08			○				○			
13	貧 牧 農		10.57	6.32		4.25	○		○		○			○
14			9.72	9.72			○				○			
15			7.62			7.63	○			○		○		
16			5.68	2.08		3.60	○		○		○			○
17	極 貧 牧 農		3.04	1.24		1.80	○		○		○		○	
18			2.18	1.36		0.82	○		○			○		○
19			2.02			2.02			○			○		
20			1.36	1.36			○					○		

注1) 阿魯科爾沁旗実態調査により作成

注2) 家畜同等価数は牛満三歳以上平均価格1.23圓＝同等価1.00（子牛0.36）を標準として換算する。

馬1.24(子馬0.87)、羊0.11（子羊0.07）、やぎ0.06（子やぎ0.05）、驢馬0.23（子驢馬0.11）である。

注3) 牧は牧畜、自は自家牧畜、寄は家畜寄託、受は家畜受託であり、農は農耕、自は自作、共は共同作業、撈は撈青耕作である。東は東家、資本主と相当するものであり、年、月、日は年雇い、月雇い、日雇いを示す。雑業は蒙古車、包の屋根、棚桶などの製造修繕をする。

受託と所有家畜の統合による家畜管理、他人に家畜の寄託をした後の残りの自家放牧による家畜管理などに分類される。すでに述べたように寄託と受託関係をモンゴルにおいてはスルク関係と呼んでおり、富牧家は労働力不足の場合、家畜を貧牧家に寄託することにより、寄託と受託関係が結ばれる。その関係にある寄託者及び受託者の収益率は前者 4 割と後者 6 割の基準で算定される。当部落においては、スルクされる家畜は牛、羊、山羊になっているが、牛のスルクが比較的多く、収益率の計算は牛を標準としている。所有する牧家は 18 戸あるが、富牧農の 5 戸は家畜の多くを所有し、総家畜頭数の 94.2%を占めている。一方、中牧農以下の牧家 15 戸は 5.8%の所有に過ぎない。夏季における居住の移動、耕作、搾乳には家畜を必要とするため、家畜を持たないあるいは少ない牧家は富牧農からの家畜の受託により生活を維持している。家畜を寄託する牧家は富牧農上層 2 戸、同下層 1 戸、合計 3 戸であるが、受託する牧農家は中牧農上層 1 戸、同下層 3 戸、貧牧農 3 戸、極貧牧農 3 戸、合計 10 戸である。受託家の増加による管理家畜の規模拡大は牧家の階層に変化を与える。たとえば、牧家 No.6 における所有家畜換算係数が 11.33 であり、中牧農下層になるものの、受託頭数が多数であるため、同上層に位置している。中牧農下層においては、受託牧農は所有家畜換算係数が 1 から 4 であるのに対し、無受託牧家はいずれも 13 から 18 である。しかし、受託牧農家は家畜の受託により、無受託牧農家と同等の生活水準を保っている。

貧牧農の牧農家 No.14 と極貧牧農の牧農家 No.20 は家畜の受託を行っていない。その原因は、前者は撈青として東家から家畜が与えられるため、耕作用の役牛を受託する必要がない。その上、年雇い労働に従事するため、受託した家畜を放牧する暇もない。後者は家族構成員が高齢者と年少者のみからなるため、受託家畜を放牧する能力が足りない。彼は使い走りや簡単な日雇い労働をすることにより生活を続けている。ハラトクチン部落における労働者の雇用形態は雇用期間に応じて年雇い、月雇い、日雇いとその他に分類され、年雇いは家畜の放牧、月雇いは雑役と搾乳、日雇いは雑役、その他は家畜屠殺、家事手伝いに従事している。また、男性と女性の働く分野も異なっており、男性は家畜の放牧、牛糞拾い、草刈り、薪割、水汲みなどの力仕事を行うのに対し、女性は搾乳と家事などであり、5月から8月までの搾乳期間に月雇いとして従事するケースが多い。労賃としては現物給付であり、その標準は年雇いの場合牛一頭、月雇いと日雇いの場合糜子、乳製品、衣服類、磚茶などの生活用品などである。しかし、雇用関係の性格の面から考えると、年雇いに与える現物のみが予め契約された労賃による、月雇いと日雇いの方は貧牧農が富牧農に手伝いを行って与えられたものとして見做されるのである。

農業においては、東家、撈青、自作、共同作業などに分けられる。農具、種子、税などの生産に要するものの大部分を負担する「東家」と労働のみを提供する「撈青」との撈青関係が存在し、漢人地帯の「地主」と「撈青」とは富者の生産要素負担、貧者の労働提供、収穫量の同一分配などの様式は同様であるが、土地利用権は貧富同一である。牧畜地帯においては土地が旗民総有的なものであり、王侯により管理されるため、富者の私有は許さない。

## 2. 経済関係および身分関係<sup>註12)</sup>

ハラトクチンにおける20戸の部落は4つの十家長に区分されているが、十家を編成する家族グループの間には、移動をもとにする経済的関係や血縁などの有機的な関係は結ばれていない。

図1-2はハラトクチン部落各戸の十家編成と経済関係および身分関係を示している。ハラトクチン部落の20戸は経済・身分関係により、①牧家 No.2 と No.4 を中心とする No.2、No.4、No.10、No.14、No.17 と No.19 という経済的にも身分的にも密接な関係を持つ6戸のグループ、②牧家 No.1 を中心とする No.1、No.11、No.15 の3戸のグループ、③両グループから援助を求める No.7、No.9、No.13、No.16、No.18、No.20 の6戸のグループ、④その他彼らと関係を持たない No.3、No.6、No.8、No.12 の4戸グループという4のグループに区分される。そのうち、No.2 と No.4 は血縁関係、No.2 と No.17 は属戸関係<sup>註13)</sup>を持つ。

この4のグループは十家編成と大体一致するが、生活と経済単位としての存在ではない。身分関係を持つ世帯のみが小集団となり、移動経路は共通である。

当部落に居住する20戸の世帯は全般的な結合の機能を持ってはいない。内モンゴル農耕部落に見られる自治的な集会というものもなく、部落という意識もない。



#### 第四節 人口構成と飼養家畜の構成

##### 1. 人口構成

ハラトクチン部落における人口は129人であり、そのうち、男性が61人、女性が68人であり、女性の人数が多い。図1-3は部落における年齢別に分類した人口構成を示している。

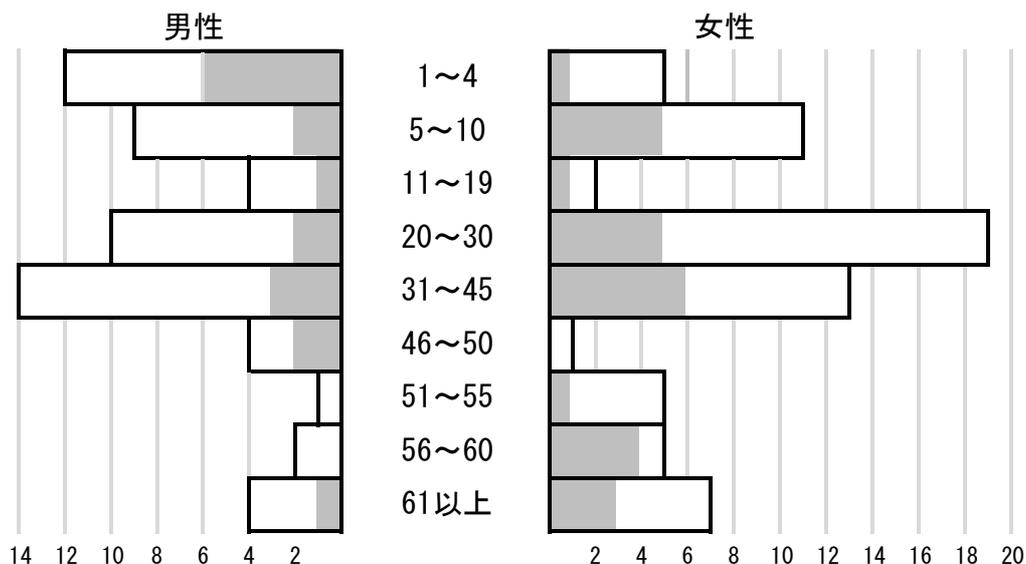


図1-3 ハラトクチン部落における人口構成

- 注 1) 群別家族人口表により作成  
2) ■ は富牧農階層の人口を示す。

階層別から見ると、富牧農人口は33.3%をしめる43人、そのうち、男子が17人、女子が26人であり、男子の割合が女子より少ない。中牧農以下の人口は86人、総人口の66.6%を占めている。そのうち、男子が44人、と女子が42人であり、女子の割合が男性と平等の状態にある。一世帯あたりの人口は富牧農上層が9.5人、同下層が8人、中牧農が5人、同下層が4.8人、貧牧農が6.8人、極牧農が6.3人であり、一世帯あたりの人口は富牧農が中牧農以下より多い。富牧農の家族構成は一夫二妻とその子供達からなる場合が多い。その他の階層の多くは親子からなる直系家族と戸主の親や兄弟から構成される。昔の氏族社会における大家族単位は見られない。

年齢別の特徴を見てみると、1歳以上45歳未満の人口が99人、総人口の76.7%を占め、そのうち、20歳以上45歳以下が56人、43.4%で最も割合が高い。46歳以上が30人、23.3%で、そのうち、46歳から55歳未満が12人、9.3%を占める。1歳から10歳未満が

37人、28.7%に対し、11歳から19歳未満が7人、5.4%で最も少ない。それは宗教の影響によるものである。喇嘛(ラマ)への出家年齢が5歳から14歳までの間であることによる。

人口に与える影響は一夫多妻制度と男子の喇嘛への出家である。モンゴルでは人口の自然増加率が低いため、従来から一夫多妻制度が行われており、一夫が二妻を有する夫婦組は、富牧農5組、中牧農1組、貧牧農1組、合計7組ある。人口の自然増加を制限する要因は厳しい環境と宗教の影響が挙げられる。牧民の住居は大地に直接身を横たえる包であり、夏の蚊や蛇などの毒虫の襲来、降雨の水漏れ、冬の酷寒などの自然災害から保護する装置が欠乏している<sup>註14)</sup>。このような厳しい環境では、子供の健康的な成長が非常に難しい。そのため、抵抗能力が高く、体の強健な子供のみが生き残るといふ。モンゴルにおいては喇嘛教が普遍的であり、喇嘛教においては、出家した僧侶は結婚が禁止されている。そのため、男子は女性より割合が少ない。そのため、余剰女性が第二夫人として迎えられる運命になる。当部落においては喇嘛に出ているのは14人であり、富牧農が4人、中牧農が9人、極貧牧農が1人であり、中牧農からの僧侶が最も多い。「一家族から3人も喇嘛に出たケースが見られ、牧農家 No.10 は長男と長女の二子のみを持っているが、長男を出家させたのである。それは家族が貧しいためか、家族から一人でもが喇嘛に出ないと家族の名誉を害するという求道的習慣によるものである。また、経済状況から考えると、喇嘛への出家は仏道を求めることにより、余剰人口の捌け口を喇嘛に求めるということである。しかし、喇嘛として出家している僧侶は家族の富貧により、将来性が異なる。例えば、裕福出身の喇嘛は貧乏出身の喇嘛より家族から作物や現金を仕送ってもらえる。そのような後援によって裕福牧家出身の喇嘛は職位を徐々に昇進していくのに対し、貧乏牧家出身の喇嘛は水汲み、牛糞拾い、読経などの仕事に従事する」<sup>註15)</sup>。

## 2. 飼養家畜構成

部落全体における家畜頭数は、牛が869頭、馬が549頭、羊が1,288頭、ヤギが888頭であり、牛が最も重要あり、経済的に言えば、人に与える利益が最も高く、生活においても日常生活への乳の提供、運搬などに欠かせない家畜として見られている。羊とヤギは食用及び毛皮の利用に飼養される家畜とされているが、実際は、飼育している家族は中牧農上層のみに過ぎない。馬は中牧農で生産を目的に多く飼養されるが、中牧農以下の家族における頭数は極めて少ない。驢馬は6頭であり、牛と同様に運搬用のものとして飼育されるが、放牧家畜には含まれない。

表1-4は階層別の牛、馬、羊、ヤギの飼養頭数と割合、一戸当たり頭数を示している。

これによると、牛は、富牧農上層は全数の63.7%をしめる553頭、同下層は26.2%をしめる227頭を所有する。それに対し、中牧農上層は0.6%のみの5頭、同下層は6.7%の58頭、貧農は2.3%の22頭、極貧農は2.3%の4頭に過ぎない。

馬は、富牧農上層は全数の74.7%をしめる410頭、同下層は23.9%をしめる131頭を所有し、中農上層以下の階層においては、その頭数はわずかで、全数の0.5%のみをしめる8

頭である。そのうち、中農上層は3頭、同下層は3頭、貧農は1頭、極貧農は1頭を所有する。

表1-4 階層別における牛、馬、羊、ヤギの飼養頭数、割合と一戸当たりの頭数

単位：%、戸

階層		戸数	牛	馬	羊	ヤギ
富農牧	上層		553	410	345	333
	割合 (%)	2	63.7	74.7	26.8	37.2
	戸当たり頭数		277	205	182.5	165
	下層		227	131	921	544
	割合 (%)	3	26.2	23.9	71.5	61.7
	戸当たり頭数		76	43.6	324.3	182.7
中農牧	上層		5	3	22	11
	割合 (%)	1	0.6	0.5	1.7	1.2
	戸当たり頭数		5	3	22	11
	下層		58	3		
	割合 (%)	6	6.7	0.5		
	戸当たり頭数		9.7	0.5		
貧民	貧牧民		22	1		
	割合 (%)	4	2.3	0.2		
	戸当たり頭数		5	0.25		
	極貧牧民		4	1		
	割合 (%)	4	0.5	2		
	戸当たり頭数		1	0.25		

注：1) 第4章牧畜農家の家畜構成の第一表により作成

羊は、富農上層は全数の26.8%をしめる365頭、同下層は71.5%をしめる973頭、中農上層は1.7%の22頭を所有する。ヤギは、富農上層は全数の37.2%をしめる330頭、同下層は61.7%をしめる548頭、中農上層は1.2%の11頭を所有する。中農上層以下の階層は羊とヤギを飼養していない。

以上の分析から見ると、富農層の5戸が家畜頭数の多くを所有することがわかる。そのうち、牛と馬の飼養頭数は富農上層が富農下層より多いが、羊とヤギの飼養頭数は後者が前者より多いという逆転現象が見られる。

表1-5は成仔畜別階層別の所有家畜数および管理家畜数の比較を示している。これを見ると、階層別の牧家の管理家畜頭数は所有家畜頭数より大きい場合と、小さい場合が見られる。富農は所有している牛、羊とヤギを寄託しているため、管理家畜数が所有家畜頭数よ

り少ない。たとえば、牛の場合、富牧農の所有家畜頭数は 533 頭であるが、管理家畜数は 67.5%の 373 頭である。

表1-5 成子畜別階級別所有数および管理数の比較

単位：頭、%

階層	種類	牛	馬	羊	ヤギ
富牧農（上）	所有家畜数	553	410	345	333
	管理数比率(%)	67.50%	100%	84.10%	88%
	成畜	427	329	210	241
	比率(%)	68.60%	100%	84.10%	91.70%
	小畜	116	81	135	92
	比率(%)	62.9	100	81.5	78.3
富牧農（下）	所有家畜数	227	131	921	544
	比率(%)	96%	100%	100%	100%
	成畜	166	82	711	399
	比率(%)	96.40%	100%	100%	100%
	小畜	61	48	210	145
	比率(%)	95.10%	100%	100%	100%
中牧農（上）	所有家畜数	5	3	22	11
	比率(%)	1360%	100%	681.80%	209%
	成畜	4	3	13	7
	比率(%)	1375%	100%	922.10%	185.70%
	小畜	1		9	4
	比率(%)	1300%		333.30%	250%
中牧農（下）	所有家畜数	58	3		
	比率(%)	267.20%	100%		
	成畜	45	3		
	比率(%)	273.30%	100%		
	小畜	13			
	比率(%)	246.20%			
貧牧農	所有家畜数	22	1		
	比率(%)	254.50%	100%		
	成畜	14	1		
	比率(%)	271.40%	100%		
	小畜	8			
	比率(%)	225%			
極貧牧農	所有家畜数	4	1		
	比率(%)	3250%	190%		
	成畜	2	1		
	比率(%)	400%	100%		
	小畜	2			
	比率(%)	250%			

注：第4章牧畜農家の家畜構成の第七表により作成

その一方、中牧農の以下の牧家は家畜を受託しているため、管理家畜数が所有家畜頭数より多い。中牧農（上）の所有家畜頭数は5頭であるが、実際に管理している家畜数はそれより多い68頭となっている。

このように、管理の面においては富牧農の家畜が少なく、中牧農の以下の牧農家の家畜が多いという、階級によって異なる管理家畜数と所有家畜数の関係に留意する必要がある。

これからは寄託と受託関係を通じて家畜の群れの頭数を調整している特徴が見られる。

当部落では、移動をもとにする経済的関係や血縁などの有機的な関係が見られないが、富牧農と貧牧農の間の寄託・受託関係により、群れを分散・統合し、頭数規模を調整していると考えられる。

## 第五節 小括

以上のように、対象とするアルホルチン旗における民族別、ノトク別の人口と戸数の分布の特徴を整理し、調査地となるハラトクチン部落の概要を要約した。そして、対象地における農家の人口構成、家畜構成、農家間の経済関係などの分析をもとに、伝統的な遊牧の特徴づけを行った。

調査地となるハラトクチン部落においては、牧農は管理家畜頭数により富牧農上下層、中牧農上下層、貧農と極貧農の6つの階層に分類される。20戸の牧農家を階層別に見ると、中牧農以下の人口は86人で、富牧農人口43人の2倍となっている。年齢別にみると、45歳未満の人口が総人口の4分3以上を占め、青壮年層が多いが、うち19歳未満の人口は5%に過ぎず、ラマへの出家という慣習が現れている。

家畜の多くは富牧農上下層に所有されており、中牧農以下の牧農家における家畜は5%に過ぎない。そのため、彼らは、富牧農の家畜の寄託を受けることにより生活を維持している。寄託頭数が少ないため、家畜規模が多い富牧農と異なり、草と水資源を求める移動は行う必要がない。富牧農は移動を行うとともに、遊牧作業の必要性に応じて年雇いや月雇い、日雇い、その他の雇用を行っている。

調査対象地の特徴を整理すると、以下の通りである。第一に、人口は広大な牧地に分布しており、そこでの自然の厳しさや宗教の影響により人口増加率は低く抑えられている。第二に、家畜が少数の牧民に所有されているため、牧民の家畜頭数規模により移動が規定されている。第三に、スルク制度によって牧民の間には寄託・受託関係が結ばれているため、家畜群が分散していることである。第四に、雇用は遊牧作業の必要性により、年雇いや月雇い、日雇い、その他の雇用形態をとっており、これにより労働力負担は分散されている。

この実態からは、遊牧形態は水資源と草資源を求めて移動するということは一般的ではなく、人口の密度、家畜群規模に規定されている。つまり、大規模群であれば移動性が高く、距離も遠くなる。それに対し、小規模群であれば、移動性は低くなり、移動距離も短くなる。そのため、遊牧とは、家畜群の規模に応じて移動を行うという特徴もあると言える。

ただし、遊牧形態は冒頭に述べたように、人口密度の低さと広大な牧草地の広がり前提条件としているため、人口が増加した場合はその形態も変化すると考えられる。人口動態の変化が遊牧形態へ与える影響については次章で考察する。

- 注1) この資料は、「満洲国」国務院興安局『興安西省阿魯科爾沁樹旗実態調査報告書』1941年である。この時期の「興安省」に関する調査の全体については、広川[2005]を参照のこと。
- 注2) 『興安西省阿魯科爾沁樹旗実態調査報告書』の序説、第二編「土地関係」の中の第四章「土地に関する諸慣行」、および第三編「経済関係」の中の第一章から第七章までの内容を整理する。
- 注3) 部族とは、氏族と同様に、同一の出自や歴史的背景を持ち、共通の文化や言語、価値観の上で共同生活を営むとされる集団の単位のこと。
- 注4) 『興安西省阿魯科爾沁樹旗実態調査報告書』、1-99 ページを参照のこと。
- 注5) ノトクは清朝時代の行政単位であり、ノトクの下には五人の百家長があり、一人の百家長の下に二人の五十家長、十人の十家長がある。十家長百家長制度は建国後康德元年に従来の参佐制度に代わって発布された者である。
- 注6) 前掲『興安西省阿魯科爾沁樹旗実態調査報告書』、2-66 ページを参照のこと。
- 注7) 部落とは集落のことである。
- 注8) 十家長は10世帯から構成されるモンゴル社会のもっとも下級の行政単位を指す。
- 注9) 包とはモンゴル語でゲル呼ぶ。ゲルは主にモンゴル高原に住む遊牧民が使用している伝統的な移動式住居のこと。日本では、中国語の呼び名に由来するパオ（包）という名前でも呼ばれることも多い。
- 注10) 前掲『興安西省阿魯科爾沁樹旗実態調査報告書』、128-144 ページを参照のこと。
- 注11) 家畜の換算係数は年齢性別による家畜の平均価格と牛三歳以上平均価格(132.00 圓)を標準として換算したもの。
- 注12) 前掲『興安西省阿魯科爾沁樹旗実態調査報告書』、32-34 ページを参照のこと。
- 注13) No.2 は主人となる台吉であり、No.17 は属戸である。台吉とは清朝以前のモンゴル貴族のことを指す。属戸とは武士に隷属する平民階級以外の人々であり、各貴族に分属され、属下人となる。
- 注14) 前掲『興安西省阿魯科爾沁樹旗実態調査報告書』、144 ページを参照のこと。
- 注15) 同上、146-156 ページを参照のこと。

## 第二章 牧民の人口・世帯数の変動と飼養規模への規定性

### 第一節 本章の課題

本章においては、遊牧を規定する3つの要素である人口・世帯数、家畜頭数、および牧地面積のうち、労働単位の基礎単位となってきた家族とその構成員の変動を重視し、それが家畜飼養規模にどのような影響を与えているかを課題とする。

調査対象地は、赤峰市アルホルチン旗に属する宝力招(ボリジョ)地区および達木(ダム)ガチャーである。人口と家畜頭数の長期データ<sup>註1)</sup>が存在する宝力招を範囲として、まずは、人口と世帯数の動態を時期別に区分して分析することにより、人口・世帯数の変動の特徴を明らかにする。そして、達木ガチャーを対象として、居住地=集落の形成史と家系図分析から、人口動向と家族数の変化を把握し、労働単位の基礎となる世帯数の動向を規定する要因を検討する。

最後に、宝力招地区における家畜種類別の家畜頭数と一世帯あたりの家畜頭数の推移、およびその要因を分析することにより、人口・世帯数の動態と家畜頭数の変化の関連性について検討する。

ただし、本論では家族と世帯を異なる範囲で使うことにする。家族は核家族あるいは親とその未婚の子供から形成される小家族の意味とする。世帯は生計を共にする家族集団であり、子供が結婚すると、親の戸籍から独立して、新しい戸籍を有することになる<sup>註2)</sup>。

### 第二節 内モンゴル自治区の概要および調査地の位置

内モンゴルは中国の北部に位置し、主な産業である牧畜業では広大な牧草地を活かした放牧飼育方式を取っている。中国国内においても、肉や乳、毛の主要な生産地とされている。

2019年の数値を示すと、牛の飼養頭数は626万頭で全国の6.9%で省別で2位、牛肉と牛乳の生産量がそれぞれ63万トン(同9.6%)と577万トン(同18.0%)で1位である。羊と山羊の飼養頭数はそれぞれ4,352万頭(同26.6%)と1,623万頭(同11.8%)、羊肉が109万トン(同22.5%)、羊毛とカシミアがそれぞれ11億4,874万トン(同33.7%)と6,312万トン(同42.2%)であり、すべて全国1位である(『中国統計年鑑』)。

2019年の総人口は2,405万人であり、1949年の608万人より約4倍の増加となっている。そのうちモンゴル族は423万人であり、総人口の17.7%を占める。その一方、2019年の内モンゴルにおける家畜頭数は、牛が9138万頭(1949年比で43.8%の増加)、馬367万頭(同8.1%)、駱駝が41万頭(同3.4%)、羊が1億6,349万頭(同40.5%)、山羊1億3,723万頭(同574.7%)となっている<sup>註3)</sup>。

内モンゴル東部地域は、内モンゴルの東部に位置する通遼市、興安盟と赤峰市の3つ地域市の範囲を指す。東北地帯の遊牧地域<sup>註4)</sup>に属し、人口の増加も著しく、モンゴル族人口

の割合が高い地域である。全世界のモンゴル人の総人口は 1,000 万人に達しない程度とされるが、約 480 万人のモンゴル族が中国に居住し、そのうち、約 80%をしめる 338 万人が内モンゴルに分布する（司玉潔[2016]）。調査地を含む内モンゴル東部地域では、内モンゴルにおけるモンゴル族人口の 3 分 2 を占める約 260 万人が暮らしている（周太平[2005]）。

アルホルチン旗の面積は 14,277 km<sup>2</sup>であり、7 鎮、4 ソム（蘇木）、3 郷を管轄エリアとし、その下に 245 の村民委員会がある。総人口は約 30 万人、そのうちモンゴル族人口は 12 万人で、総人口の 4 割である。

調査対象地である達木ガチャーは内モンゴル自治区赤峰市アルホルチン旗の中東部に位置する扎嘎斯台ソムに属している。早期に定住化が進展した東部あるいは東北内モンゴルの典型的な牧畜ガチャーである（図 2-1）。アルホルチン旗から東へ 65km に位置している。

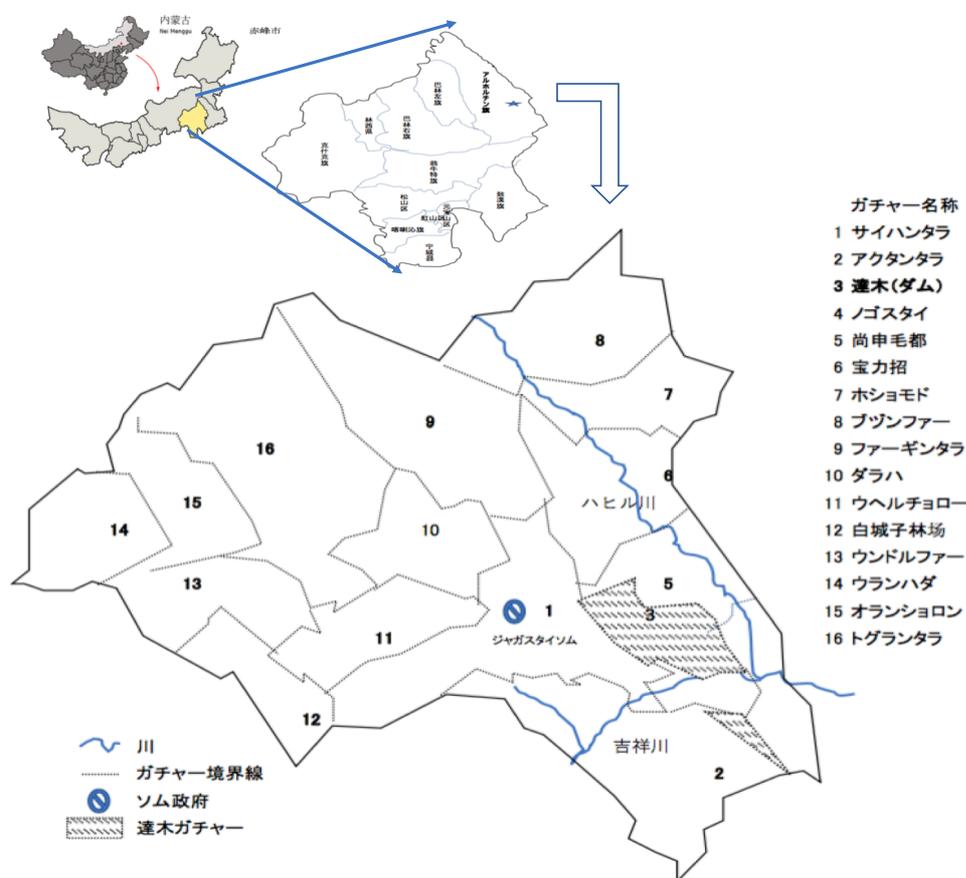


図2-1 達木ガチャーの位置

ステップ気候に属し、冬は寒冷乾燥、夏は温暖多雨な大陸性の気候であり、平均降水量は 300-400mm である。夏は 30℃を超える日が多く、冬はマイナス 20℃以下の厳しい寒さも見られるが、降雪量は多くない。

### 第三節 世帯と人口の変動

#### 1. 世帯と人口の統計的観察

ここでは、1949年から2017年までの期間を土地改革期（第1期）、人民公社期（第2・3期）、改革開放期（第4・5・6期）に区分して、宝力招地区を対象として世帯数と人口の変化を見てみる（図2-2）。

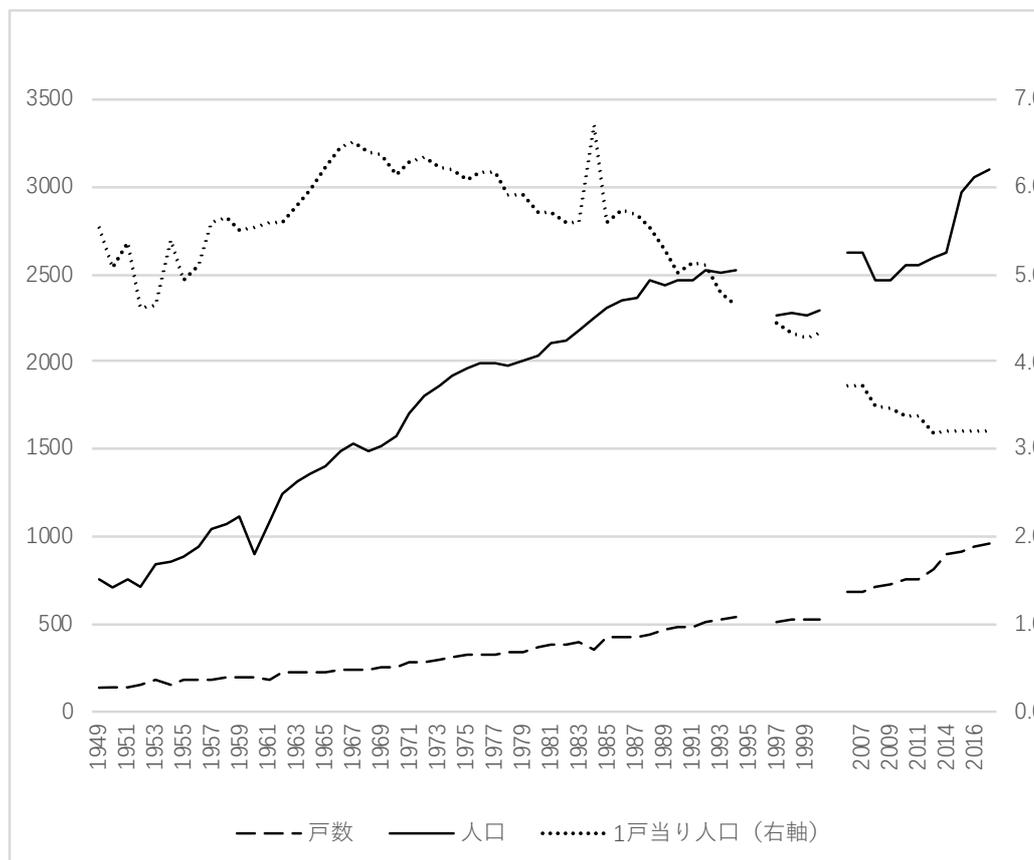


図2-2 世帯数と人口の長期的変化

注1) 宝力招と扎嘎斯台・ソムの統計による。

注2) データは第4期の1995-96年、第5期の2001-05年、第6期の2013年が欠落している。

第1期は1949年から57年、中華人民共和国が成立してから集団化までの時期である。この時期における世帯数は1949年の137戸から1957年には35.8%増えて186戸に、人口は760人から36.7%増の1,039人となっている。

第2期は1958年から68年、人民公社の設立から「文化大革命」前期に至る時期である。世帯数は生産大隊の分割のため、1961年まで減少を見せたが、1962年から増加に転じる。具体的には、1958年の190戸から1957年には28.4%増えて244戸になり、人口は1,075人から1,492人と38.8%の増加である。

第3期は1969年から80年まで、「文化大革命」後期から人民公社解体の時代である。世帯数は1969年の247戸から1980年には47%増えて363戸になり、人口は1,519人から2,037人と、34.1%の増加である。

第4期は1981年から97年、家畜分配から土地分配に至るまでの時期である。世帯数は1981年の377戸から35.3%増えて1997年に510戸になっており、人口は2,107人から2,269人と増加率は7.7%である。

第5期は1998年から2009年、土地分配以降の10年間である。世帯数は1998年の522戸から2009年には38.5%増えて723戸になり、人口は2,272人から8.3%増加の2,461人となった。

第6期は2010年以降の現段階である。世帯数は2010年の754戸から2017年に961戸、35.8%の増加であり、人口は2,547人から3,100人と、増加率は21.7%である。

このように、宝力招における人口は第2期と第3期において急速な増加を見せ、1世帯あたりの人口も6人以上となっている。その増加の要因は、食料や生産資材を平等に分配するという政策により牧民に余裕ができ、子供の出生数が急増したためである。しかし、第4期からは人口の増加率が鈍る。その要因の一つは通学による転出であり、もう一つは少子化である。「一人っ子」<sup>註5)</sup>政策の影響もあるが、経済発展に伴い牧民の生活水準が向上し、子供の教育費用や結婚時の結納金（建物、車など）の高額化の影響のほうが大きい。これに対して、世帯数は第3期から急速に増加し、第4、5、6期においても増加を続けている。この増加の要因については項を改めて分析を行う。

## 2. 家系図による家族数と人口の変動

### (1) 最初のアイル形成

1920年代に錦州市から来た商人がフヘティール（地名）に定住し、商売を始めたことが達木地域に遊牧民を集めることになった。「満洲国」時代には匪賊の出没により治安が悪化して商売は停滞したが、遊牧民の世帯数は徐々に増加し達木アイル<sup>註6)</sup>が形成された。

表2-1は達木アイルにおける1949年時点での居住家族の概況を示している<sup>註7)</sup>。これによると、1920年代に移住してきたのはウジムチン（インジ）部族の2戸、ウジムチン部族の2戸、ボルジギン（アルホルチン）部族の1戸、ハルハーチョール（インジ）部族の1戸、ボルジギン部族の1戸、合計9家族であった。その後、ハルハーチョール部族の1戸が1930年に、ボルビチン部族の1戸と張部族の1戸が1940年に移住してきたため、達木アイルは12戸から構成された。これは主に親戚、廟の周辺への自然移動による。さらに子供の独立によって家族数が増加し、1949年には18家族となる。

表2-1 達木の3つのブルグアイルの構成員(1949年)

単位:戸

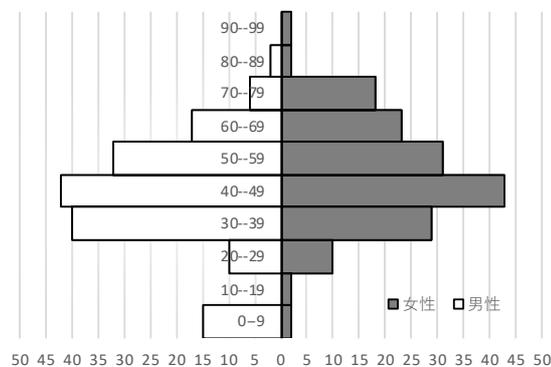
ブルグアイル	No.	部 族 名	戸数	階級	移住年代	原籍
オロイン アル	1	ウジムチン(インジ)	3	貧農	1920	原住民(J)
	2	ボリビチン	1	貧農	1940	原住民(J)
西のアイ ル	3	張	1	中農	1941	喀喇沁旗
	4	ボルジギン	1	下中農	1920	原住民(H)
	5	タタル	1	貧民	1920	敖漢旗
	6	ハルハーチョール(インジ)	1	貧民	1920	原住民(J)
ナリンタ ラ	7	ボルジギン(アルホルチン)	1	中農	1920	原住民(J)
	8	ウジムチン	2	下中農	1920	原住民(J)
	9	ハルハチョール	1	下中農	1930	原住民(A)

注1)聞き取り調査により作成

- 2)土地改革の際、貧農会によって牧民を所有する家畜に応じて貧農、下中農、中農、上中農、実農という5つの社会階級に分類された。
- 3)原住民とは、チンギス・ハンの弟ハプト・ハサルの部族(ホルチン部)の属民のことである。
- 4)アルファベットの(J)は現在のジャガスタイソム周辺、(A)は現在アルホルチン旗フント鎮(坤都鎮)アルポログガチャー、(H)はフルンボイル盟を示す。
- 5)インジとは日本語の侍女の意味である。

(2) 家系図による家族数と人口の変動

2017年における達木ガチャーの人口登録によると、世帯数は146戸、総人口は463人である。ここから進学者(84人)、他の職業従事者(14人)、出稼ぎ者(39人、7戸)を除くと、実際の達木ガチャー居住人口は326人(139戸)である(図2-3)。



注) ガチャー委員会資料による。

図2-3 2017年の達木ガチャーの居住者の状況

居住人口 326 人のうち、30 歳以上 60 歳未満の人口が 217 人、66.5%で最も割合が高く、60 歳以上が 70 人、21.5%、30 歳以上 40 歳未満が 69 人、21.2%、20 歳未満は 19 人、5.8%と最も少ない。これは、牧畜業に従事する人口が減少傾向にあることを示しており、労働力不足が生じる恐れが高い。女性の数は 40 歳未満では減少しており、この階層では男 65 人に対し、女 43 人と男女比が不均衡となっている。

次は、長期にわたる人口動態を分析する。

達木ガチャーにおける 1949 年から 2019 年の期間についての統計は存在しない。そこで、1949 年の 18 家族についてそれぞれ家系図を作成し、それにもとづいて家族と人口の時系列データを作成した。その総数は 667 人である。個々人のデータには性別、生年、結婚年、および該当する場合には転出入年がある。世帯の形成を見るため、これを戸主の結婚年代別に 1920 年から 2019 年までの 110 年間について 10 年毎に集計した。結婚による新世帯数と子の性別出生数、その子世代の変化（戸主になったもの、婿や嫁としての転入者、同様の転出者、子世代の人口収支）を年代別に集計した。これを大きく 4 期にまとめて示したものが表 2-2 である。以下では 4 つの画期毎にその特徴を明らかにする。

表 2-2 戸主の結婚時期別にみた子供の出生と結婚による転出入による世帯と人口の変動

戸主の結婚年代	戸主出生年代	結婚による新家族数	子の出生数				子世代の変化												子世代の出生 転入 転出年代											
			男		女		子世代の戸主			転入			転出			人口収支			出生			転入			転出			合計		
			男	女	計	男比	男	女	計	婿	嫁	計	婿	嫁	計	男	女	計	男	女	計	婿	嫁	計	婿	嫁	計	男	女	計
1920-1929	1900	4	9	10	19	0.47	8	2	10	2	8	10	1	8	9	1	0	1	6	7	13	0	3	3	0	3	3	3	3	
1930-1939	1910	7	15	12	27	0.55	11	6	17	6	11	17	1	6	7	5	5	10	15	12	27	0	1	1	1	0	1	2	0	2
1940-1949	1920	7	22	17	39	0.56	16	0	16	0	16	16	3	17	20	-3	-1	-4	27	10	37	0	3	3	1	3	4	4	3	7
1920-1949の小計		18	46	39	85	0.54	35	8	43	8	35	43	5	31	36	3	4	7	48	29	77	0	4	4	2	6	8	6	6	12
1950-1959	1930	14	42	36	78	0.53	37	2	39	2	37	39	1	34	35	1	3	4	26	29	55	3	9	12	0	9	9	9	12	21
1960-1969	1940	16	40	34	74	0.54	33	1	34	1	33	34	2	33	35	-1	0	-1	48	49	97	4	12	16	3	6	9	15	10	25
1970-1979	1950	25	49	48	97	0.51	37	1	38	1	37	38	3	45	48	-2	-8	-10	49	58	107	2	23	25	2	13	15	25	15	40
1975	1975	15	32	39	71	0.45	31	1	32	1	31	32	0	38	38	1	-7	-6	0	3	3				0	3	3		3	3
1950-1979の小計		70	163	157	320	0.51	138	5	143	5	138	143	6	150	156	-1	-12	-13	123	139	262	9	44	53	5	31	36	49	40	89
1980-1989	1960	37	34	58	92	0.36	20	1	21	1	20	21	0	44	44	1	-24	-23	62	72	134	2	37	39	0	48	48	37	50	87
1990-1999	1970	48	36	31	67	0.54	2	0	2	0	2	2	0	6	6	0	-4	-4	35	37	72	1	48	49	1	51	52	49	52	101
2000-2009	1980	40	31	24	55	0.56													29	31	60	1	42	43	3	57	60	45	58	103
1980-2009の小計		125	101	113	214	0.47	22	1	23	1	22	23	0	50	50	1	-28	-27	126	140	266	4	127	131	4	156	160	131	160	291
2010-2019	1980	21	12	6	18	0.66													25	8	33	1	20	21	0	38	38	20	39	59
合計		234	322	315	634	0.51	195	14	209	14	195	209	11	231	242	3	-36	-33	322	315	634	14	195	209	11	231	242	206	245	451

注1) 作成したデータベースより作成  
注2) 1975年に政府の指示により転入

(a) 第一期 共産党政権以前 1910-49

1910 年から 1949 年の第一期は、共産党政権前の 40 年間である。居住する 18 家族のうち、出生数は男子 46 人、女子 39 人、合計 85 人であり、一戸平均出生数は 4.7 人である。出生合計 85 人のうち、男子 35 人が妻を取り、女子 8 人が夫を婿入りさせたため、家族数は 43 戸と 2.4 倍に増加している。逆に男子 5 人が婿として転出し、女子 31 人が出嫁している。残りの男子 6 人のうち、僧侶が 2 人、独身が 3 人、死亡者が 1 人いる。子供世代の出入り関係は、男子 55 人（出生数 46 人+婿入 8 人-婿出 5 人+僧侶 2 人+独身 3 人+死亡者 1 人=55）、女子 43 人（出生数 39+嫁入 35-出嫁 31）、合計 98 人となり、親世代 36 人（夫 18+妻 18=36）に対して、2.7 倍の増加を見せている。総人口は親世代 36 人と子世代 98 人、合計 134 人となる。

#### (b) 第二期 人民公社の時期 1950-1979

第二期は、共産党政権のもとで土地改革、さらには集団化が実施され、人民公社の体制がとられた時期である。この時期に急速な人口爆発が発生する。また、1970年代には政策的な定住化が進行したことも見逃せない。

この過程で転入してきた15家族（出生数71人、男子32人、女子39人、親世代30人、合計101人）を含む70家族のうち、出生数は男子163人（平均出産数）、女子157人、合計320人であり、前期の3.8倍に上回っている。出生合計320人のうち、嫁をとって家族をつくった男子は138人であり、男子6人が婿として転出している。女子157人のうち、5人が婿をとり家族をつくり、150人が出嫁している。子供の家族形成は143戸であり、前期と比べて3.3倍に増えている。残りの男子19人、女子2人のうち、離村者が5人、死亡者が1人、転職者が8人（男子6人、女子2人）、未婚者が7人いる。子供世代の出入り関係は、男子157人（出生数163人+婿入5人-婿出6人-転職者6人-離村者5人-死亡者1人+未婚者7人=157）、女子145人（出生数157人+嫁入138人-出嫁150人）、合計302人となり、親世代140人（夫70+妻70=140）に対して、2.3倍となっている。

#### (c) 第三期 改革開放期 1980-2009

第三期は改革開放政策が始まった時期である。1981年には家畜の戸別配分が行われ、1997年には土地配分も行われる。この時期における125家族のうち、出生数は男子101人、女子113人、合計214人であり、前期と比べて33%減少している。男子101人のうち、家族をつくった男子が22人であり、男子1人が婿として転出している。女子113人のうち、1人が婿をとって家族をつくり、50人が嫁として出嫁している。子供世代の出入り関係は、男子96人（出生数103人+婿入1人-転職者1人-出稼ぎ7人）、女子81人（出生数113人+嫁入22人-出嫁50人-転職者2人-出稼ぎ2人）、合計177人であり、親世代125(+100=200)に対して、26%増加している。

#### (d) 第四期 現在 2010-19

第四期は現在の状況であるが、21家族のうち、出生数は男子12人、女子6人、合計18人である。この時期に出生した子供はまだ家族を形成する年齢になっていないため、第1、2、3期のように分析することができない。しかし、家族数と人口はこの段階でともに減少傾向にあることがわかる。

1920年から2019年までの人口は、親世代66人（1949年までの親世代+1975年に転入した親世代）と子世代601人（出産数634+転入数209-転出数242）、合計667人となる。これから死亡者170人と離村者34人を除くと、463人となる。離婚、戸主の死亡、転職と都市への転居が離村の主な要因である。

家族数の合計は234戸となるが、2017年における達木ガチャーの人口登録の世帯数（183戸）と比べると、51戸の差が見られる。冒頭に説明したように、家族数と世帯数は同じも

のではなく、家族数は核家族の変動によるものである。そのため、死亡と離村などに従い、家族数が減少することがある。また、モンゴル社会においては小家族が一般的な家族単位であり、結婚して独立するという価値観がある。一般に兄弟は歳上の方から順に結婚して家族を形成し、独立して小家族の単位になる。その際、最後に残された末子が親の家屋に住み、親の扶養を任されることになる<sup>註 8)</sup>。この分析では、親世代の家族数も含まれるため、家族数が世帯数よりも多くなってしまったのである。実際、2019年の234家族には、親と同居する家族は25家族、死亡による家族の消失は67家族を含んでおり、家族数と世帯数の差におよそ一致する。

### (3) 家族と人口変動の特徴

以上、1920年から2019年までの家族と人口の変動を4つの時期に区分して分析した。家族数は1949年の18家族から2019年の234家族と13倍の増加を見せている。

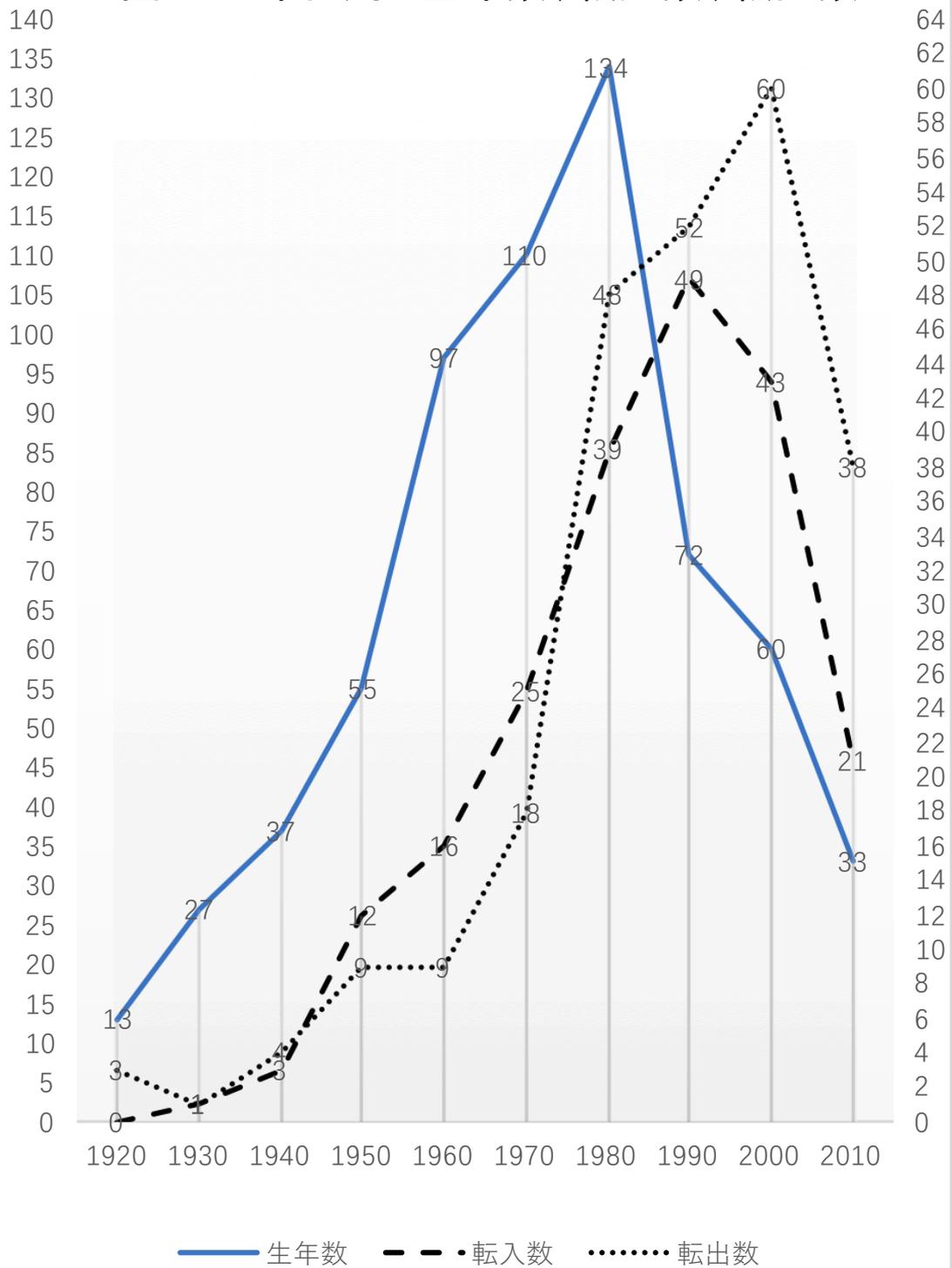
家族数の変化を時期別に見ると、第二期末あるいは1970年代と第三期に著しく増加していることがわかる。人民公社時代の第二期では、上級政府の指示により他地域からの転入があったが、子供の結婚による家族形成は家族数増加の要因であると考えられる。そのため、子世代の出生年代と、結婚による転入・転出年代を分析してみる。

子世代の出生年代別の数は、第一期が男子48人、女子29人、合計77人であったが、第二期ではその数が増加して男子123人(2.6倍)、女子139人(4.8倍)、合計262人(3.4倍)となった。第三期においてもほぼ第二期と同数の出生数があり、男子126人(2.4%)、女子140人(0.7%)、合計266人(1.5%)になった。第四期は、出生数が減少に転じて男子25人、女子8人、合計33人となり、それ以前の10年刻みの出生数と比較すると減少が目立っている。

結婚による転入・転出は、第一期は、転入が4人、転出は8人、合計12人が結婚している。第二期は転入が53人、転出は36人、合計89人である。第三期は転入が131人、転出は160人、合計291人が結婚している。第四期は転入が21人、転出は38人、合計59人となった。図2-4は、人口と家族の増加の関係性を示している。

この図からは、第三期における家族数の増加は、第二期に生まれた子供の結婚・独立によることがわかる。結婚平均年齢はほぼ男子20歳、女子18歳であり、1950と1960年代に生まれた子供は1970年代あるいは80年代に結婚することも少なくない。しかし、第四期の家族数が少なくなった要因は、1980年以降通学する子供が多くなり、卒業後に都市に就職して実家に戻ってこないこと、平均初婚年齢が年々上昇しており、晩婚の傾向が進んでいることをあげることができる。なお、結婚する際の経済的な負担などが晩婚化を引き起こしている要因でもある。

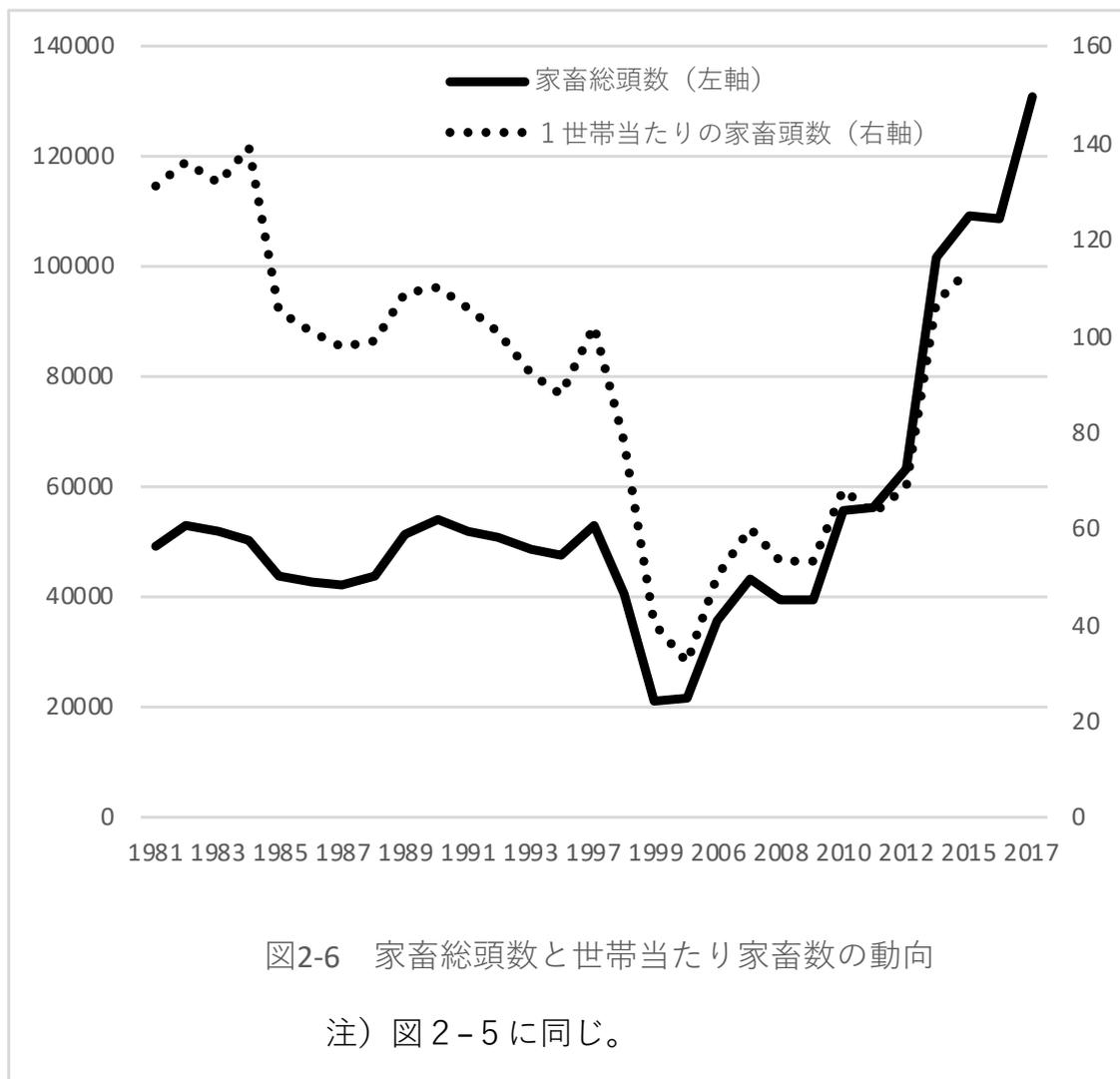
図2-4 年代別の生年数、転入数、転出数



#### 第四節 時期区分による世帯数と家畜頭数の相関

##### 1. 家畜頭数の推移

ここでは、家畜種類別の牛、馬、羊、山羊の飼養頭数の動向を統計が存在する宝力招地区の領域で見てみる（図 2-5）。



牛の飼養頭数は 1949 年の 1,353 頭から 1968 年の 8,180 頭へと 6,827 頭も増加している。しかし、「文化大改革」の影響により、1969 年には 6,627 頭、1970 年には 6,236 頭と減少している。1974 年には 8,276 頭と、1968 年水準となるが、1975 年には再び減少して 7,606 頭となり、以降も増減を繰り返している。その後、1974 年時の頭数を上回ったのは 1997 年の 8,398 頭であったが、翌年の 1998 年には河川の氾濫によりダメージを受け、1999 年には 3,462 頭まで減少した。2000 年からは再び増加を見せるが、1997 年の頭数を上回ったのは 2010 年以降である。こうした頭数規模の停滞の要因は、牛が役畜として飼養されていたこと、市場価格が安かったこと、技術的な投資がなされなかったことがあげられる。

馬の飼養頭数は1949年の40頭から1976年の2,180頭へと大幅に増加した。しかし、1977年以降は徐々に減少し、2006年には153頭となっている。ただし、2007年から再び増加し2017年には469頭となっている。馬は交通手段、特に乗馬用として飼養されていたが、1970年半ばからは、牛に代わる役畜として飼養されるようになっていく。1990年代以降は、調査対象地では、小型トラクターとモーターバイクが普及したことにより、馬の飼養頭数が急減したと考えられる。2010年からは、牧民の生活の向上により伝統的な「ナーダム」<sup>註9</sup>も開催されるようになり、競馬用としての飼養が馬の飼養頭数の伸びにつながっているといえる。

山羊の飼養頭数は1949年の863頭から1968年の13,520頭へ増加を見せるが、1971年には5,925頭にまで減少し、1979年には9,393頭まで持ち直す。しかし、1981年に家畜を個人に配分した後は、その数が減少し、1985年には5,896頭となる。その後、カシミヤの市場価格が上昇したことで増加を見せ、1988年は10,440頭、1997年は18,331頭と大きく飼養頭数を伸ばすのである。しかし、砂漠化を防ぐための「禁牧」政策の実施により、畜舎での飼育に切り替わったことや、大洪水の影響などで、1998年には2,783頭にまで減少した。「禁牧」政策が後退すると再び増加して2008年には8,140頭になったが、そのあとは再び減少に転じている。

羊の飼養頭数は1949年の257頭から1968年の4,059頭へと15倍の増加を見せた。1972年には4,326頭、1983年には13,919頭となったが、再び減少に転じて1986年には8,763頭となった。その後、改良種の導入により1991年には15,461頭となっている。しかし、改良種の飼育技術がついていけず、再び減少に転じる傾向にあった。1998年の災害以降は継続的に減少するようになり、1999年には4,083頭となった。2000年からは税金軽減政策により頭数は増加し続け、2014年には16,460頭となり、1991年の頭数を上回っている。

## 2. 時期区分による1世帯あたりの家畜数の動向

ここでは、世帯数・人口の分析と同様に、1949年から2017年までの期間を土地改革期（第1期）、人民公社期（第2・3期）、改革開放期（第4・5・6期）に区分する。表2-3は宝力招地区における時期別の世帯数、人口、家畜種類別の頭数、家畜総頭数<sup>註10</sup>（羊換算頭数）、および1世帯当たり頭数を示したものである。

### （1）第1期 土地改革期 1949-57

まず、土地改革期である第1期は世帯数、人口、家畜頭数は全て爆発的な増加を見せる。家畜総頭数は7,022頭から20,326頭と239%増えている。人口の伸びはさらに大きく、760人から1,039人となり、407%の増加である。世帯の増加は少なく、137戸から186戸にとどまり、39%の伸びである。1世帯当たりの人口は5.1人となった。家畜総頭数の増加率が著しく高いことにより、1世帯あたりの家畜数は1949年の51頭から1958年には109頭

表2-3 画期区分ごとの世帯・家畜の動向(宝力招地区)

単位:戸、人、頭、%

(期間) (年数(欠落年))		土地改革期	人民公社期		改革開放期		
		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
		1949-57	1958-68	1969-80	1981-97	1998-09	2010-17
		9	11	12	15(2)	7(5)	7(1)
世帯数	期首世帯数	137	190	247	377	522	754
	平均世帯数	163	219	309	451	624	863
	期間増加率	38.7	30.0	52.6	38.5	44.4	27.4
人口	期首人口	212	1075	1519	2107	2274	2547
	平均人口	836	1273	1861	2356	2428	-
	期間増加率	407.1	41.3	38.7	7.9	12.0	-
	世帯当り人口	5.1	5.8	5.8	5.2	3.9	-
家畜総頭数	期首総頭数	7022	23788	37046	49486	40899	55619
	期間増加率	238.8	55.7	33.6	-17.4	36.0	138.8
平均家畜頭数	総頭数	14161	33843	43512	49053	34632	90992
	牛	2631	6293	7450	7365	5554	12912
	羊	1005	2378	6261	12226	6860	26432
世帯当り家畜頭数	期首頭数	51	125	149	131	78	68
	期間増加率	145.1	19.2	-12.1	-40.5	-12.8	87.3
	平均家畜頭数	87	155	141	109	56	105
	1人当り家畜頭数	33	22	24	23	18	22

注1) ポリジョ・ソムの統計による。

2) データは第4期の1995・96年、第5期の2001-05年、第6期の2013年(人口はさらに2014-17年)が欠落している。

3) 家畜総頭数は牛と羊の計であり、牛1頭を羊5頭で換算した羊頭数である。

4) 期間増加率は、当年度の期首と次年度の期首との比較である。

と2倍になっている。この増加の要因は3つにまとめられる。第一に、中華人民共和国の成立による社会の安定化である。第二に、1947年の土地改革において牧民<sup>注1)</sup>から没収された家畜を、無家畜あるいは頭数の少ない牧民へ無償で分配したことがあげられる。これにより牧民の家畜生産への意欲が引き出され、1世帯あたりの家畜頭数が急増したと考えられる。第三には、「新スルク制度」の実施と、互助組と初級合作社の組織の設置などである。これらは、牧民が相互に牧畜に関する経験を交流する「相互扶助」を根幹にした制度で、1世帯あたりの家畜頭数の増加をもたらした。

## (2) 第2期 人民公社期 1958-68

家畜総頭数は23,788頭から44,959頭へとなり、平均頭数でも前期の14,161頭から33,843頭へと増加を続けている。人民公社設立時には初級合作社の家畜がそのまま移行し、さらに、1963年には内モンゴルの牧畜業には「両定一奨」制度が実施された。これが拡大の大きな要因である。人口は41%、世帯数も30%の増加を見せたので、1世帯あたりの家畜数は1958年の125頭から1968年には184頭と、42.2%の増加をみせている。

### (3) 第3期 文革による停滞期 1969-80

家畜総頭数は1968年の44,959頭から21.9%減少して1970年に35,092頭になり、1971年からは増加に転じるが、その後も増減を繰り返し、1980年には48,806頭となる。この期間の増加率は7.9%に過ぎない。この期の家畜数の停滞は1966年からの「文化大革命」時代の政治運動の影響であり、牧畜業を主導していた牧主が「奪取者」として攻撃され、牧畜業への従事を制限されたことによる。そのため、1969年にこの政治運動は中止されたものの、家畜総頭数はすぐには増加をみせなかった。一方、人口は39%、世帯数は53%の伸びであり、1世帯あたりの家畜数は1970年に135頭まで減少を見せ（減少率26.7%）、翌年からは増加に転じるが、再び減少を見せるなど、不安定が続いた。1974年には150頭、1980年には133頭である。

### (4) 第4期 家畜の個別配分期 1981-97

この時期も家畜総頭数は不安定に推移する。1982年の52,944頭から1987年の42,147頭へと減少し、1990年には53,951頭へと増加、しかし、1991年から再び減少して1994年には47,643頭である。一回目の減少は、1981年に個別配分された家畜の管理に不慣れた牧民が存在したこと、二回目の減少は家畜納税から逃れるための家畜数の過小申告が行われたことが原因とみられる。人口の増加率が8%と鈍化を見せるのに対し、世帯は増加を続けていて39%の増加率である。人口が伸びずに世帯分割が起きているから、1世帯当たり人口数は、5.2人へと縮小を見せている。1世帯あたり家畜数は1981年の131頭から1987年の98頭へ、その後は一転して1990年の110頭にまで増加する。しかし、1993年からは減少傾向にある。1982年から1987年までの家畜総頭数の減少に伴い1世帯当たり家畜数も減少したが、1990年には家畜総頭数が1982年の数を上回ったのにも関わらず、1世帯あたりの家畜数は大きな増加を見せなかった。

### (5) 第5期 土地の個別配分と自然災害 1998-2009

この期は、家畜総頭数は40,899頭から39,639頭へと3%減少している。これは1998年に発生した河川の氾濫による洪水で多くの牧民が家屋を失い、再建のために家畜を売却する事態が発生したためである。1999年には21,393頭にまで減少しているのである。人口増加は3%にとどまり、これに対し世帯数は44%の増加を見せているから、1世帯当たり人口数は3.9人にまで減少して小家族化している。これにともない1世帯当たり家畜数は1998年の78頭から2000年に32頭へと、59%も減少している。

### (6) 第6期 現段階 2010-

家畜総頭数は55,619頭から131,151頭へと135.8%増え、最高を記録している。また、1世帯当たり家畜数は2010年の68頭から2015年の114頭へと67.6%増加している。それは、世帯数が減少したということではなく、市場経済に対する家畜の改良や、政府による

家畜税金軽減策と牧草地の補助金制度の実施などが主な要因であろうと考えられる。実際に、調査対象地達木ガチャーにおいては、世帯当たりの家畜数の増加は2008年ごろから見られはじめたと言われている。一戸当たりの家畜数が増加すると、家畜群の規模が拡大し、家畜の管理が難しくなることや、家畜群に対する草地の収容力に限度があるため、草量不足が起り得る。

### 3. 家畜総頭数と世帯当り頭数の関係

1981年に家畜の個別の世帯への配分が行われた。土地改革期から人民公社期においては、家畜総頭数は順調に拡大している。当初の7,000頭から第1期末の1957年には2万頭、第2期末の1968年には4万4千頭となる。ただし、第3期においてはいったん減少して期末の1980年には4万8千頭に終わる。この間、人口も当初の700人から第1期末には1,000人、第2期末で1,500人、第3期末で2,000人と順調に増加している。この間の一人当たり家畜数は当初の10頭から第1期末には20頭、第2期末には30頭となるが、第3期末には23頭まで下がる。こうした中での世帯への家畜の配分が行われたのである。

世帯数は、人口の増加の後を追うように、すなわち世帯人口が拡大したのち（ピークは1967年の6.3人）、子弟の結婚によって分割され、急速に拡大していく。それぞれの時期の平均世帯数を拾うと、163戸、219戸、309戸、451戸、624戸、863戸であり、2017年には1,000戸に近づいている。当然ながら、時代を下るほどスピードが速くなる。

図2-6には、この家畜配分が行われた1981年から現在までの家畜総頭数と世帯当たり家畜数の推移を示している。家畜総頭数は、1982年の53,000頭で頭打ちになり、1997年まで増減しながらこの水準を保つようになる。これに対し、世帯数は増加するから、世帯当たりの家畜数は1984年の139頭をピークに90頭ぐらいまで減少するのである。この時期には、世帯分割は途上にあり、分割された家畜を持ち寄り共同して家畜の群をなすほうが合理的であった。分割された兄弟の経営が単一の労働単位を形成していたと考えられる。

1998年からの第5期はこの地方にとって洪水による打撃を受けるという特殊性を有していた。家畜総頭数が激減して世帯当たり家畜数も40頭まで減少するのである。この時期、草地（一部農地）の配分が行われるのであるが、むしろ家の再建や家畜の回復という過程の中で、兄弟が共同して取り組むというのが一般的であった。

そして、第6期になると、家畜総頭数も56,000頭まで回復し、以降急速な増頭が行われる。ここには飼養技術の向上も大きな役割を果たしている。2017年には総頭数は133,000頭となり、世帯数の増大にもかかわらず、世帯当たり頭数は期間の期首の74頭から2017年には138頭にまで増加しているのである。この過程においては当然階層分化が考えられるので、上層の牧民においては家畜の多頭数飼養を想定することができる。こうして、世帯分割にもかかわらず、それ以前の労働単位を保持してきた兄弟経営は分化し、次第に草地の囲い込みと飼料作物の栽培の方向に移行することになるのである。

## 第五節 小括

本論では、内モンゴルアルホルチン旗宝力招地区における統計および調査地の家系図から得た人口・世帯数及び家畜頭数の長期データから、人口や世帯、家畜頭数、および牧地面積のうち、労働単位の基礎単位となってきた家族とその構成員の変動を重視し、その家畜飼養規模への影響について検討した。

人口と世帯数の変動を統計分析から見てみると(表 2-3)、第 2 期と第 3 期(1958-80 年)における人口は、食料などの資源の平等分配政策によって可能となった出生数の急増による自然増であった。世帯数は第 2 期末、第 3 期(1960 年代中期から 70 年代)から急増し、第 4、5、6 期(1981-2017 年)においても増加を続けている。第 2 期末における世帯数の増加は 1970 年代の組織再編による移住という社会増を含んでいる。しかし、表 2-2 に示した家系図からは、結婚平均年齢を考慮した場合、人口の増加を見せた第 2 期(1958-68 年)に生まれた子供は第 2 期末あるいは第 3 期(1960 年代中期から 70 年代)に結婚することになるため、第 3 期(1970 年代)以降の家族数増加の原因は、子供の結婚による世帯分割によるものであると考えられる。そのため、1980 年以降の晩婚化は、第 4、5、6 期(1981-2017 年)の世帯数の増加傾向への影響は少ないと考えられる。

世帯数と家畜頭数の関連性は家畜総頭数ではなく、世帯当たり家畜頭数の変化を見る必要がある。もちろん、人民公社期には家畜は生産隊によって管理されていたから、両者の関連性は 1981 年の家畜の世帯配分から意味を持つ。世帯数の増加を見せた第 3 期(1969-80 年)に続く第 4 期と第 5 期(1981-2009 年)では世帯当たりの家畜頭数は減少傾向にあった。その減少は、牧民の個人的経験の少なさ、課税の開始と自然災害による影響、特に後者の影響が大きかった。第 6 期(2010-17 年)からは、市場経済に対応した家畜の改良や、政府からの補助金援助などにより、家畜総頭数の拡大が家族数の増加を上回っており、世帯当たりの家畜頭数が増加傾向にある。つまり、世帯毎の家畜頭数が増加して、飼養形態が変化を見せるのは、草地の個別配分が行われてから 10 年以上遅れてのことなのである。

注1) 長期データはアルホルチン旗統計局による毎年 6 月に集計・公開されるガチャー別の人口、世帯数、家畜頭数の統計を参照した。これらのデータは、1947 年から 1978 年まではアルホルチン旗档案馆、1979 年から 2012 年までは賽汗塔拉(ジャガスタイ)・ソム政府、2014 年から 2017 年までは札嘎期台・ソム政府が保管している。

注2) 蘇德斯琴[2005]を参照のこと。

注3) 2008 年 中国統計年鑑(2008 年)、内蒙古自治区第七次全国人口普查公報(第一号)、中国統計年鑑(2019 年)を参照のこと。

注4) 中国における牧畜地域は水資源、草資源、草原の地形条件に対する家畜適応性、農耕適応性などの差異によって内モンゴルの東部にあたる東部地帯の遊牧、内モンゴ

ルの中部地帯にあたる内蒙古地帯の遊牧、甘肅省の西部と新疆全地域にあたる甘新地帯の遊牧、青海省とチベット全地域にあたる青蔵地帯の遊牧と4つに分類している。詳しくは黒河ほか[1998]を参考のこと。

注5) 一人っ子政策とは中華人民共和国における人口抑制政策であり、内モンゴル少数民族地域においては、一組の夫婦につき子供は第3子まで出産を許可された。

注6) アイルという言葉はモンゴル語の「アイ(集合)」という語源を指す集合、集落という意味である。しかし、内モンゴル西部地域においては、アイルとは「ひとつの家族」を示しており、社会の最小単位とされている。アイルの概念はあいまいであるが、本論では集合、集落の意味として用いる。

注7) 1941年に移住してきたチムドからの聞き取り調査にもとづいて作成した。

注8) 齊穎賢[8]を参考のこと。

注9) ナーダムとは、モンゴル族における年に数回行われる行事、あるいは「民族の祭典」である。主催単位としては自治区、盟、旗、ソム、個人とそれぞれ異なる。(モンゴル相撲)・競馬・弓射の3つの競技が行われる。

注10) 家畜総頭数は牛と羊の数にもとづいて牛1頭を羊5頭で換算した数になる。現在、牧民は主に牛と羊を飼養しているためである。

注11) 多くの家畜を所有する裕福な牧民のことである。農業地域の地主と同じ概念である。

### 第三章 牧民の分割相続と家畜飼養形態の変化

#### 第一節 本章の課題

本章においては、人口と家族の視点を重視し、家族形成に大きな影響を与える相続に注目して家畜飼養形態の変化を明らかにすることを課題とする。具体的には内モンゴルにおいては分割相続<sup>註1)</sup>が基本であるが、その過程で財産分与がどのように行われ、相続後の経営規模の変化により群管理を中心とする家畜飼養形態がどのように変化するかを明らかにする。

対象とするのは内モンゴル自治区東部に位置する伝統的な牧畜村である達木（ダム）ガチャーである。まず、調査地の居住の変化を整理したうえで、2019年に実施した12戸の牧戸調査のなかから、典型的な世帯を取り上げて分析する。相続による世帯分化の過程において家畜飼養形態がいかに変化し、個々の世帯の家畜の共同管理がいかに編成されていくかについて、家畜が個人配分された1981年以降の変化をトレースする。

#### 第二節 調査地の領域変化と居住の変化

##### 1. 調査地の領域変化

達木ガチャーの行政的領域の変化を、那木吉拉 [11] にもとづいて示すと以下の通りである。

「満洲国」時代には、達木ガチャーの前身である達木アイルは隣接する尚申毛都（シャンシンモド）アイルとともに「尚申毛都50戸」を構成し、その上級組織「宝力招（ホリジョー）100戸」に属していた。1947年の土地改革以降、宝力招100戸は「宝力招農民会」となり、達木は尚申毛都とともにその下級組織のバグ<sup>註2)</sup>とされた。1958年の人民公社の設立時には、達木アイルは、宝力招、尚申毛都とともに生産小隊となり、扎嘎斯台（ジャガスタイ）人民公社の下の宝力招生産大隊に属した。1962年に尚申毛都が独立して尚申毛都生産大隊となり、達木も尚申毛都、ノゴスタイとともにその生産小隊となった。1981年に人民公社の解体と村民委員会への移行が行われた際、尚申毛都大隊は「尚申毛都ガチャー」となり、「宝力招・ソム」<sup>註3)</sup>に属した。1984年に尚申毛都ガチャーは尚申毛都ガチャーとノゴスタイ・ガチャーの2つに分割され、達木は「達木バグ」として後者に属し、1989年からは達木バグが独立してガチャーとなった。このように、人口と世帯数の増加に従って集落であるアイルから自治体としてのガチャーへ変化してきたのである。

## 2. 居住の変化と草原利用

### (1) 制度の変化と居住地の変容

1940年代の達木地域における遊牧民の居住地はホトアイル<sup>注4)</sup>と呼ばれ、「オロインアル」、「西のアイル」、「ナリントラ」という三ヶ所に分散していた(図3-1)。ホトアイルは家畜の放牧のための労働単位であり、親族だけで構成されるわけではない。

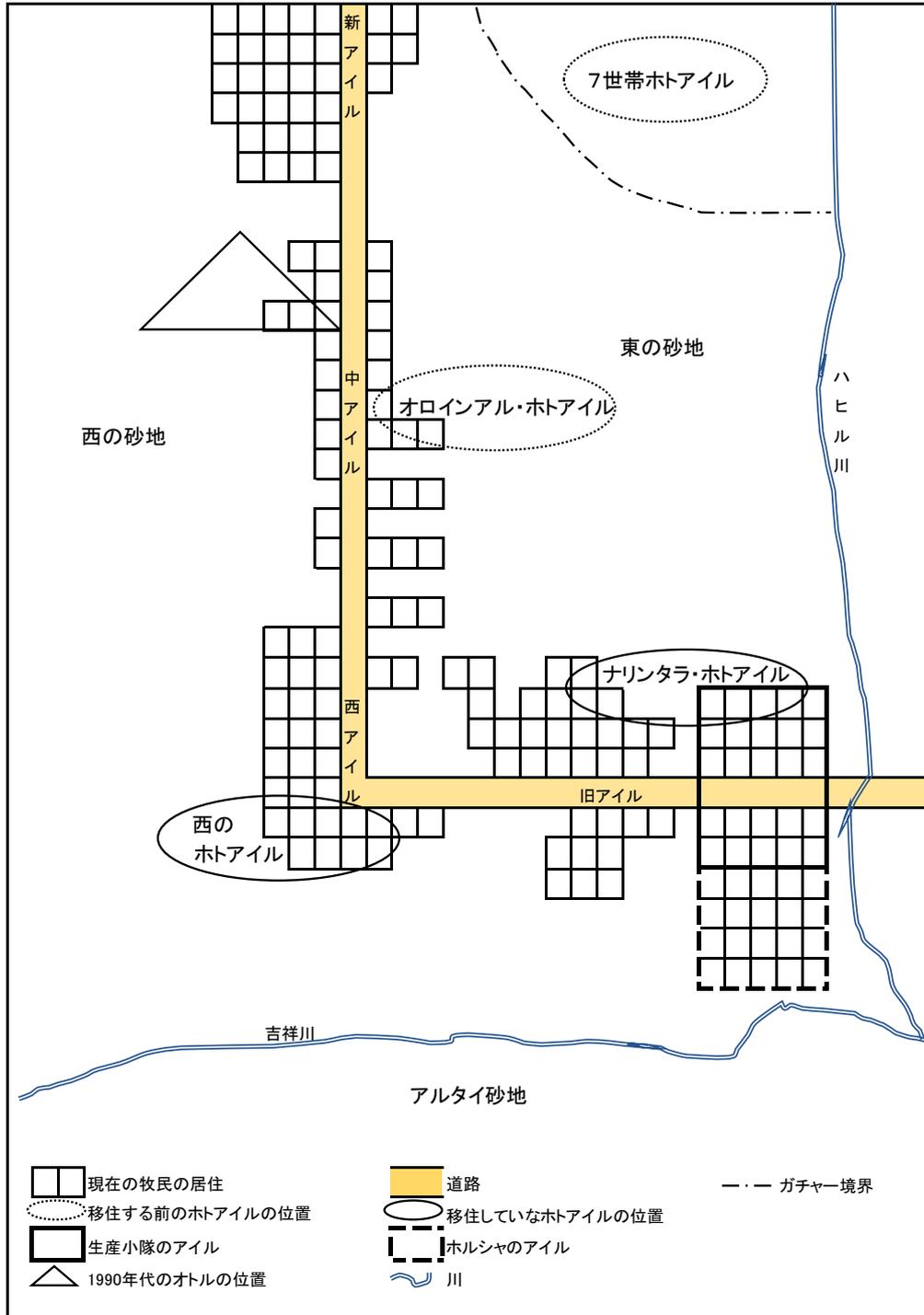


図3-1 達木ガチャーでのアイルの変化

内モンゴル牧畜地域における土地改革運動は1947年10月から1950年3月にかけて実行された。中国の農村部では「土地均分」を目標とした土地改革が実施されたが、内モンゴル牧畜地域では「家畜の均分」という形式をとり、牧主のすべての家畜を没収し再分配するものとなった。所有家畜頭数に応じて牧民を貧（牧）農、下中（牧）農、中（牧）農、上中（牧）農、実（牧）農、地（牧）主の6つの階層に分類した。表3-1は調査地が所属する

表3-1 扎嘎斯台公社の土地改革前の各階層の人口、戸数、所有家畜、寄託家畜数

人、戸、頭								
階層	人口	割合	戸数	割合	所有家畜	割合	寄託家畜数	割合
貧（牧）農	1,430	67.40%	301	73.3%	716	6.70%	515	16.20%
下中（牧）農	220	10.40%	32	7.6%	319	2.90%		
中（牧）農	204	16.80%	42	10%	1,960	18%		
上中（牧）農	73	6%	14	3.3%	489	4.50%		
実（牧）農	114	9.40%	19	4.5%	3,449	31.70%	1,698	53.70%
地（牧）主	80	6.60%	13	3%	4,862	44.60%	951	30.10%
集計	2,121	100%	421	100%	10,895	100%	3,162	100%

注1) 扎嘎斯台公社の統計により作成

嘎斯台人民公社の土地改革前（1940年代末）の各階層の人口、戸数、所有家畜、寄託家畜数などの状況を示している。貧牧階層の人口は67.4%の1,430人、戸数は73.3%の301戸であるが、所有家畜頭数はわずか6.7%の716頭に過ぎない。一世帯あたりの頭数は2.4頭である。それに対して、戸数の2割を占める中農以上の牧家は家畜の約9割を所有している。調査対象地が属する尚申毛都「50戸」においては、貧（牧）農が38戸、下中（牧）農が5戸、地（牧）主が4戸であった<sup>註5)</sup>。

土地改革運動の対象者は地（牧）主の4戸であり、彼らの所有する家畜、家具、包などが没収された。家畜などの財の分配は、主に貧（牧）農と下中（牧）農を対象に、一人当たり牛2頭、羊5頭の基準で行われた<sup>註6)</sup>。この改革によって、貧民層の牧民は家畜を所有するようになったのである。ただし、家畜の管理は土地改革以前と同じようにホトアイルで群れに統合して放牧を行っていた。

ホトアイルにおける羊群の規模は羊80～160頭、牛は60頭であった。家畜の放牧は夏と冬の季節移動の形をとった。家畜の移動経路は毎年同様であり、オロインアル・ホトアイルの場合は10月から翌年4月にかけて7ヶ月間家畜の放牧を行った。夏當地は冬當地から北へ3kmほど離れた場所であり、5月に入って移動する。移住人数は家族全員であり、エボン・ゲル<sup>註7)</sup>を使う。群の見張りは男性であれば1人であるが、女性であれば2人一組で行う。夕方になると家畜をホトアイルに戻して柵に閉じ込める。夏は、狼の攻撃を予防するために柵の周辺に火を焼いておく。

内モンゴル牧畜地域においては、1956年から互助組が牧民の間で組織された。1958年に政府はこれらの互助組を合併させることにより、「三級所有制」<sup>註8)</sup>の人民公社を設立した。家畜は生産小隊によって管理されるようになり、牧民の所有する家畜を点数で換算する形

で統合した。その際、牧民の所有家畜は、牛と馬が20～40点、羊とヤギが3～8点を基準に点数で換算された<sup>註9)</sup>。家畜の体力、年齢別、性別によって換算点数が異なる。調査地である達木生産小隊において統合した家畜群は、牛1群(200頭)、羊とヤギ1群(200～300頭)、馬1群(30～40頭)であったが、1981年の人民公社解体時には、牛3群(600頭)、羊とヤギ6群(1,200頭)、馬1群(160頭)まで増加していた。

人民公社時代の家畜の管理は、牛の場合、生産牛、役牛と肉牛、仔牛の3つの群れに分類して放牧を行った。役牛と肉牛の群れは遠く離れたアルタイ地域で放牧するが、生産牛と仔牛は調査地の周辺で放牧した。それは搾乳のためである。放牧に行った生産牛を誘導するため、仔羊を柵につなぐ。この柵はホトアイル共同で利用するため、搾乳作業はホトアイルで行っている。その搾った牛乳は扎嘎斯台人民公社の集乳所に搬送する。家畜の見張り作業を担当する牧夫は羊群が一人、牛群が2人、馬群が2人であった。

1949年の中華人民共和国の設立、1958年の人民公社体制による集団化などの社会的な変化があったが、ホトアイルの居住形態は変化しなかった。しかし一方で、貧しい牧民が親族を頼ってホトアイルに転入し、また婿入りなどで世帯への転入が増加したことで、ホトアイルの規模は拡大していた。

居住地の変化は、ジョーオダ盟<sup>註6)</sup>が遼寧省に編入された後に起こる。遼寧省は農業省であり、1970年代半ばから「農村と同様な定住型の居住地をつくる」という上級組織の指示により、それまで自由に移動を行っていた遊牧民の定住化が進められたのである。

1975年に尚申毛都生産小隊に属していた「7個の世帯」ホトアイルが達木生産小隊に編入され、同時に、達木生産小隊の各ホトアイルの住民が「ホルシャ<sup>註7)</sup>」の立地するナリントラへ移住するように強制された。

1981年の家畜分配後には、家畜の放牧のために定住地のナリントラから前のオロインアルでオトル<sup>註8)</sup>放牧を行う牧戸が増え、1990年からそこに定住するようになった。オロインアルの世帯が増加し、現在の「中アイル」が形成された。

1998年にはナリントラ地域が洪水にあったため、住民は政府からの支援で北側に建設されたレンガ造りの家屋群(1戸2間)に移住した。これが現在の「新アイル」である。災害の復旧後、一部の牧民は元の家屋を修復して再び住むようになり、ここを「旧アイル」と呼んでいる。

このように、調査地における居住地の変化は漢民族地域への行政編入と洪水による新居住地の設置、旧居住地の復興が契機となっている。現在は、北から新アイル、中アイル、西アイル、旧アイルの4つからなっている。

## (2) 草原利用

達木ガチャーの総面積は4,359ha(65,391ムー、1ha=15ムー)、農用地面積は4,042ha(60,631ムー)であり、そのうち、草地請負面積は3,580ha(53,707ムー)、集団使用面積は461ha(6,923ムー)である。うち、囲い込まれた牧草地面積は2,876ha(43,152ムー)、

飼料を栽培する耕地面積は 160ha (2,397 ムー) である<sup>註 9)</sup>。土地は西北部が比較的高く、東南部が低い、全体は平坦地である。アルホルチン旗北端の山脈に源を発するハヒル河が達木ガチャーの東側を流下しており、南部を流れる吉祥河と達木ガチャーの東南部で合流している。その合流地点付近は、豊かな水資源と肥沃な土壌を持つ優良な草原であり、灌漑地や採草地となっている。しかし、その他の地域は乾燥した砂地であり、牧畜業が行われている。

牧草地を西の砂地 733 ha (11,000 ムー)、東の砂地 433 ha (6,500 ムー)、アルタイ地域 667 ha (10,000 ムー)、草原地域 2400 ha (36,000 ムー) と大きく 4 つに分けられる (図 3-2)。夏と秋には西の砂地、東の砂地、アルタイ地域、冬と春には草原地域に家畜を放牧する。ただし、時期によって放牧方式は異なっている。

1940 年代から 1957 年までは、西の砂地はオロインアル・ホトアイルの夏営地、東の砂地はナリントラ・ホトアイルの冬営地、アルタイ地域はナリントラ・ホトアイルと西のホトアイルの夏営地として使用されていた。

オロインアル・ホトアイルの家畜の放牧は夏期と冬期で移動を行う。家畜の移動経路は毎年同一であり、オロインアル (現在の中アイル) は冬営地であり、10 月から翌年 4 月にかけて 7 ヶ月間家畜の放牧を行う。夏営地は冬営地から北へ 3km ほど離れるダム (現在の新アイル) であり、5 月に移動する。なお、オロインアルとダムの居住地は西の砂地と近いところに位置する。

1958 年から 1980 年までの人民公社時代は、西の砂地は牛と羊の放牧地、東の砂地は羊の放牧地、アルタイ地域は牛と馬の放牧地として使われていた。達木生産小隊の設立時の家畜の群れ数は、牛が 1 群、馬が 1 群、羊が 3 群であったが、解体時には牛が 3 群、馬が 1 群、羊が 6 群に増大していた。

1981 年に家畜を個人に配分した後は、西の砂地と東の砂地が主な放牧地として使用され、居住地より 3km 離れるアルタイ地域は夏期 (6 月から 9 月までの 3 ヶ月間) のみが家畜頭数の多い家族の放牧地として使われた。

1997 年の全国における草地請負制度の実施に従い、達木ガチャーでも土地の使用権は以降 30 年変更しないという前提のもとで、世帯に分配された。土地は、牧草地と農地に分類され、分割基準はそれぞれ異なっていた。農地は人口のみによって配分され、4 カ所に分布する牧草地は 1 ヶ所ずつが人口と家畜頭数に応じて配分された。しかし、土地が分配された直後に柵で囲い込まれたわけではなく、家屋の近くの土地を近隣の家族と共同で使用する形態であった。2000 年代半ばからは世帯ごとの家畜頭数が増加することに伴い、土地の共同利用から世帯による個別利用へ変化した。土地は財産として子供に相続され、牧草地の零細化も見られるようになっている。

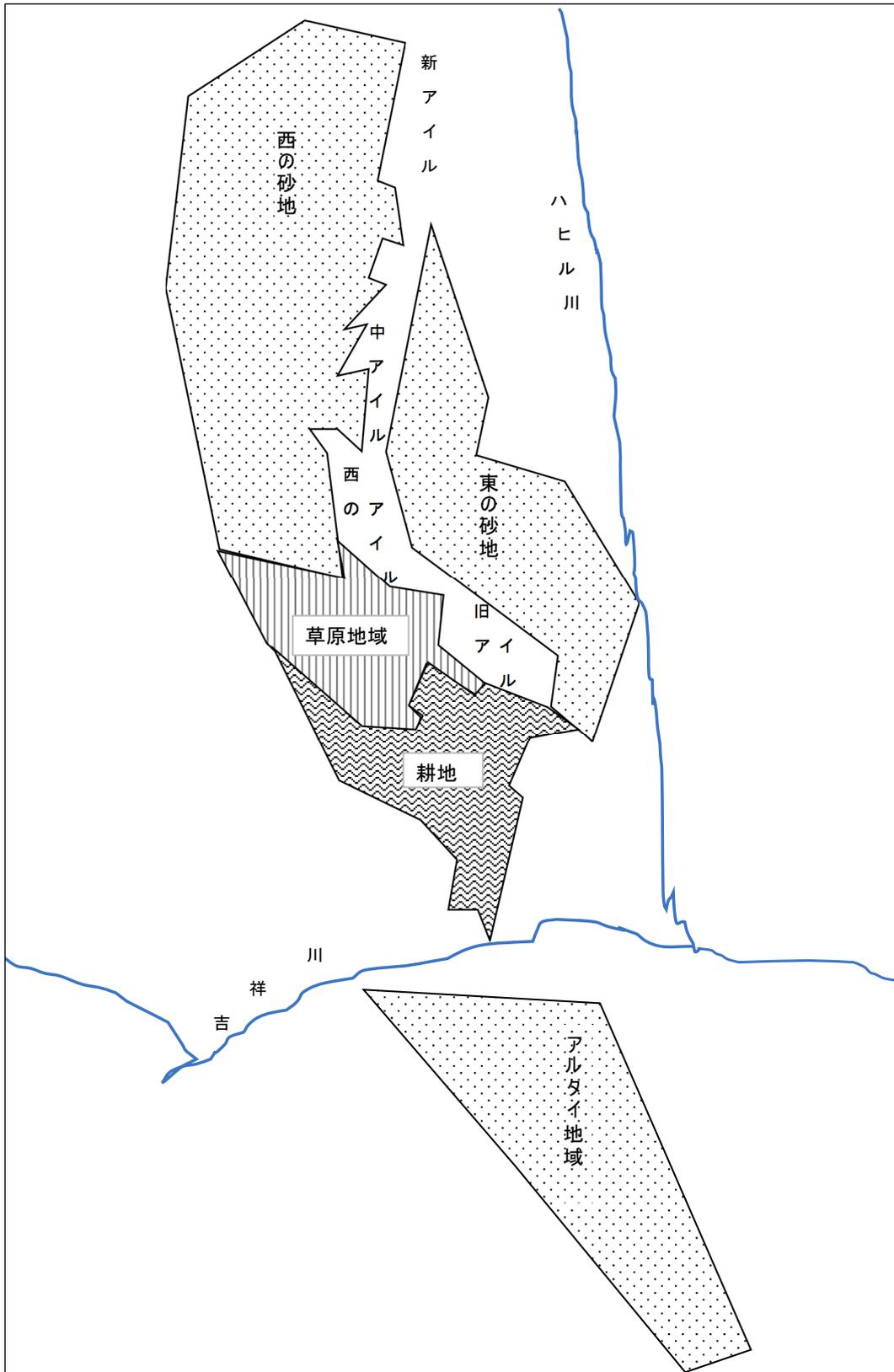


図3-2 達木ガチャーにおける牧草地の分布

### 第三節 家族の経歴と家族の変化

ここでは、図 3-3 に示す家系を対象として、主に親世代、子世代について、相続を含む家族世帯の変化や家畜飼養の変化を追跡することにする。

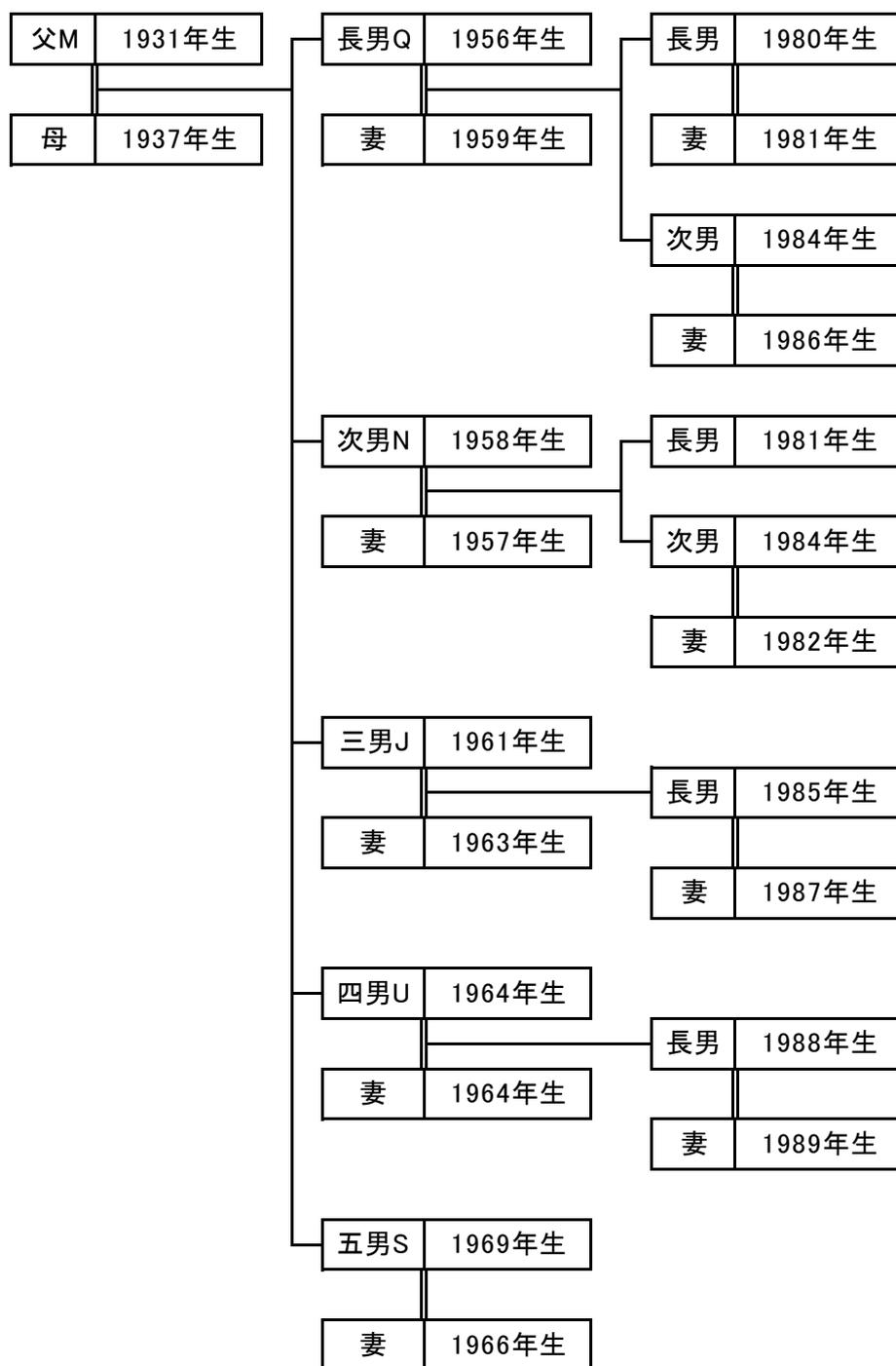


図3-3 事例兄弟の家族の拡大

対象家系は、人民公社時代に達木生産小隊に隣接する尚申毛都生産小隊に属する「7世帯」ホトアイルに居住していた。このホトアイルは達木の東の砂地に立地しており、グン部族2世帯、タボナン部族1世帯、トゥメト部族1世帯、張部族1世帯、白部族2世帯の7世帯から構成されていた。チェン部族1世帯は1960年代に転入してきた。

彼らの父Mは張部族の娘と結婚して婿入りした世帯主である。その当時、ホトアイルでは羊約210頭を1つの群れとして放牧し、それぞれの世帯が交代で見張りを行っていた。那木吉拉[6]によると、1947年の土地改革では、1人あたり牛1頭、羊5頭の家畜の分配があった。しかし、家畜の飼養は以前と同様にホトアイル内で管理されていた。

定住化政策を推進する上級組織の指示により、1975年に、祖母、両親とその子をあわせて13人が達木生産小隊に移住してきた。幼い兄弟が多く、さらに長男Qが生産小隊の「ホルシャ」の仕事をしていたため、次男N（当時17歳）のみが生産小隊の労働者として働いていた。そのため、生産小隊からの報酬分配は少なく、生活は非常に苦しかったという。

図3-3はこの家系の男子の変化を示している。子世代では、長男Q、次男N、三男J、四男U、五男Sが結婚して新しい世帯を形成し、新たに5世帯となった。女性は結婚によって他出している。また、次の子世代については、長男Qの息子二人、次男Nの息子一人、三男Jの息子一人と四男Uの息子一人が結婚により新しい世帯を作り、5世帯が拡大して、子世代の5世帯と孫世代の5世帯を合わせて10世帯となっている。

#### 第四節 相続と家畜の飼養形態

事例とした世帯では1981年の家畜分配によって、家族13名（祖母、両親2人、兄弟10人）に対し、馬6頭、牛13頭、羊42頭（馬の0.5頭を羊で換算して3頭）、ヤギ3頭の家畜の分配を受けている。

長男Qは1979年に結婚してすぐ独立している。次男Nも、結婚直後は両親と未婚の兄弟8人と同居していたが、三男Jの結婚と同時に独立している。三男Jが独立したのは両親が亡くなった後である。そのため、三男J、四男U、五男Sが相談して財産の相続を決定した。兄弟それぞれの独立年、財産分与、1997年以降の土地所有、家畜数の変動などをまとめたのが表3-2である。

1981年の家畜飼養形態では、長男を除いた次男N、三男J、四男U、五男Sの兄弟4人が家畜の群れを統合して放牧するようになった。1987年頃には兄弟4人の所有する家畜頭数が増加したため、より広く牧草地が必要になり、次男Nが中アイルへオトルに出た。家畜の見張り作業は次男Nが担当していた。毛刈りや羊を洗う作業には兄弟4人の家族が参加している。放牧地はガチャーの共有であったが、隣村と間に境界線はなく、家畜の放牧は主に西の砂地で行っていた。

表3-2 財産分与と所有する家畜頭数の変化

単位：頭、ムー

続柄	独立年	財産分与時の家畜頭数	土地面積	家畜頭数		
			1997年	1997年	2004年	2008年
長男Q	1979	1	498.1	84	-	-
次男N	1985	70	608.2	180	440	490
三男J	1987	55	416.2	89	35	-
四男U	1992	200	428.9	158	168	372
五男S	1992	100	501.7	157	220	530

注 1) 五男の調査と「1997年の達木ガチャー土地分配表」により作成。

2) 羊単位で馬=6頭、牛=5頭、ヤギ=1頭で換算。

1990年代に入ると、砂漠化を防ぐために牧草地を柵で囲んで管理するために、次男Nは現在の住居(中アイル)に移り、その周辺の牧草地を囲んで兄弟4人が利用するようになった。1992年頃には四男Uも中アイルに移住してきた。三男Jと五男Sの中アイルへの移住は1998年の洪水後である。1997年の土地請負制の実施により牧草地の使用権が個人へ配分され、長男を除いた次男N、三男J、四男U、五男Sの兄弟4人は相談の結果、牧草地を一ヶ所とすることにした。図3-4は2019年における事例兄弟の牧草地と耕地の分布を、表3-3は兄弟の地区別の所有面積を示している。

表3-3 事例兄弟の地区別の所有面積(2019年)

単位：ムー

	西の砂地	東の砂地	採草地	耕地	借地
次男N	212.5	327.0	61.2	7.5	60.0(耕)
三男J	200.0	168.4	41.8	6.0	
四男U	143.3	238.2	43.2	4.5	200.0(耕)
五男S	180.0	266.3	50.6	4.5	2,500.0(牧)

注：1) 聞き取り調査と1998年の土地分配表により作成。

2) 耕は耕地、牧は牧草地を示している。

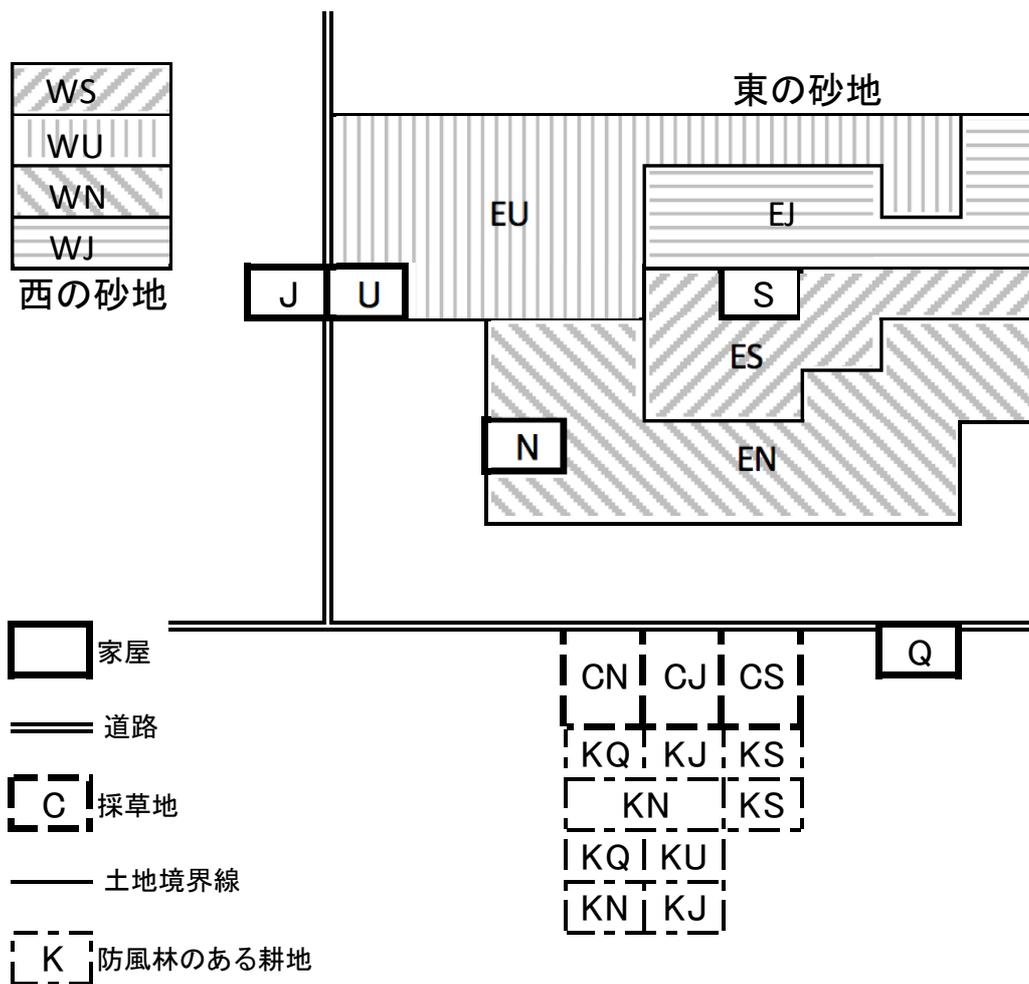


図3-4 事例兄弟の牧草地等の分布(2019年)

- 注 1) Q、N、J、U、Sは長男Q、次男N、三男J、四男U、五男Sを示す。
- 2) 家屋は三男以外、東砂地に立地する牧草地境界線の中に建てられている。Wは西の砂地、Eは東の砂地、Cは採草地、Kは耕地を示す。
- 3) 長男が分配された牧草地は兄弟と隣接していないが、農地は隣接している。

牧草地を一ヶ所とすることの利点は、統合した家畜群の放牧が便利になる上、家畜頭数が少ない家族にとっては牧草地を共同で囲うことで、柵を購入する金額負担を少なくすることにある。

2000年代半ばには、三男Jと四男Uは牧草地を個別に管理するため、柵で囲むようにな

った。この背景には 2004 年頃に、次男 N と五男 S の家畜が急速に増加する一方で、三男と四男 U の所有する家畜頭数は停滞、あるいは減少する傾向にあり、兄弟間に格差が発生したことがある。家畜頭数の増減の要因は、家畜飼養の工夫や技術水準にあるという。家畜頭数が増加するほど草量が必要となるため、頭数の少ない三男と四男 U は自己所有する牧草地を柵で囲い、個別で利用するようにした。三男は 1981 年から 1984 年まで、兵役に服しており、退役直後に変電所に就職した。そのため、1985 年に独立してから家畜の世話を四男 U に依頼していた。家畜の世話を自ら管理する暇がないため、家畜頭数が停滞状態にあった。

四男 U は分与された家畜の頭数がより多かったが、そのうちには、三女、四女の結婚による持参金と家畜も含まれる。また、1992 年から 1994 年まで妻が林東師範専門校に進学する際に、家畜を売却して学費と生活費に当たったことが四男の所有家畜頭数が減少した原因である。

草量不足が問題となった次男 N と五男 S はアルタイ地域へオトルに出るようになった。アルタイ地域は居住から離れたところに立地するため、柵による囲い込みがほとんど行われなかったためである。家畜は、冬期間は居住地（中アイル）で飼養し、夏はアルタイ地域へ移動する。移動するのは次男 N のみであり、彼の妻は居住地で子供たちの世話をし、病気の羊や種羊など群れに加えない家畜を放牧したりする。冬期間は、家畜を越冬用の草で飼養するため、次男 N と五男 S はそれぞれの家で家畜の世話をしていた。

2008 年には、次男 N と五男 S はそれぞれの所有する家畜頭数が増えつつであったことを理由に、牧草地の再分割を行った。そして、個別で家畜飼養を行うようになった以降は、借地により草量不足を解消するようになった。借地時期は、毎年 6 月 1 日から 10 月 1 日にかけての 4 ヶ月間である。

現在の五男 S の家畜飼養頭数は、羊 64 頭、牛 118 頭（繁殖牛 68、仔牛 49（オス 25、メス 24）、未經産牛 1）である。羊は夏期間については四男に西の砂地を無償で使用される代わりに、羊の放牧を無償で委託し、冬期間は乾草やサイレージを与えて柵で飼養している。

五男 S の子供は娘が一人のみであるが、娘は大学を卒業して通遼市札魯特旗で教師として勤め、2019 年に同地の公務員と結婚している。結婚の際に、娘は持参金として家畜を牛 32 頭、羊 40 頭、馬 1 頭その他、20 万円の乗用車 1 台を与えられている。しかし、娘の家畜の世話は、五男 S 夫婦が担当しており、借地料の半分は娘が負担している。

このように、数戸の世帯が家畜を群れに統合して放牧する家畜飼養形態が個別完結的な家畜飼養へ変化したのは 2008 年であり、土地分配の直後ではなく世帯ごとの家畜頭数が増加した後であることがわかる。

図 3-5 は 1979 年から 2019 年にかけての 40 年間の家畜飼養の変化、すなわち、兄弟の独立、牧草地と住宅の変化、兄弟間の労働単位の変化を示している。

この変化過程を見ると、家族ごとの飼養家畜頭数の増加は家畜群を分割する直接的原因であり、それに従い、共同労働単位によって維持されてきた労働単位が解体され、家畜飼養形態が変化してきたと考えられる。

年次	兄弟の独立	長男Q	次男N	五男S	三男J	四男U	備考
1979年	長男Q	経営の分離					
1981年			両親、その子を含む13人分の家畜を分配した				家畜の分配
1985年	次男N 三男J		主に草原地域と家の周辺で放牧				家は草原地域に位置する
1987年			次男Nによる西の砂地でのオトル放牧開始				
1990年	五男Sと四男U		東の砂地の囲い込み				次男N宅が中アイルへ
1992年							四男U宅が中アイルへ
1997年			土地が分配され、兄弟4人が牧草地を一ヶ所にした				土地の分配
1998年			採草地の一部を防風林のある耕地へ造成				三男Jと五男S宅が中アイルへ
2000年							
			NSとJUの家畜群の分割				
2004年		アルタイ地域で放牧開始		東の砂地での放牧を継続			
2008年		NとSの家畜群の分割・個別化					
2010年		所有放牧地での放牧	借地放牧の開始	出稼ぎによる家畜の売却	所有放牧地での放牧、家畜の委託		
2019年							

図3-5 事例兄弟の独立と家畜飼養の変化に関する年表(1979年—2019年)

注 1) 聞き取り調査より作成

2) 図の同一の塗りつぶしは共同労働組織の範囲を示し、白抜き内はそこでの放牧地の所在を示している。

3) 中アイルは調査地の中央部にある集落であり、事例兄弟の現在の住宅はここにある。

## 第五節 小括

本章では、対象地である達木(ダム)ガチャーの居住地や家畜の飼養形態、草原利用の変化を整理し、一つの家族を対象として相続による分化に注目して家畜飼養形態の具体的変化を明らかにした。

達木ガチャーは人民公社の最小単位である生産隊を構成し、現在では村民委員会となっている。現在の草原はおよそ4,200haであり、「砂地」と呼ばれる夏秋季に放牧を行う3つの地区(あわせて1,800ha)と河川が交差し水の潤沢で冬春に放牧を行う「草原地域」(2,400ha)からなる(図3-1)。解放前には、ホトアイルと呼ばれる居住地が3か所あり、牧畜経営が生産隊に統合された後も存続したが、1975年に河川沿いに定住地が建設されて移住が行われる。しかし、1981年に家畜が個別配分された後は、以前のホトアイルを拠点

とした放牧がおこなわれるようになり、1990年代には住宅が建設される。洪水による新しいアイル（定住地）の建設もあり、現在は4つのアイルからなっている。居住地の集中化は受け入れられなかったのである。

家畜については、生産隊が設立された1958年ころには牛が1群（200頭）、羊・山羊が1群（200～300頭）、馬が1群（30～40頭）であったが、20年後の個人配分時の1981年には牛が3群（600頭）、羊・山羊が6群（1,200頭）、馬が1群（160頭）となり、3～4倍に増加を見せている。生産隊では、放牧地は冬春期には「草原地域」が利用されたが、夏秋期は3つの地区で、牛・羊、牛・馬に固定されて放牧されていた。1981年の家畜配分以降は、夏秋期利用の3か所のうち一か所はやや距離があるので、家畜頭数の多い家族のみが利用した。まだまだ余裕があったのである。1997年の草地の配分においては、この4つの地区のそれぞれが人口と家畜頭数に応じて配分された。利用に不便があるから、すべてが利用されたわけではなく、借地形態も発生した。それでも2章で述べたように草地の囲い込みによる個別完結型の飼養形態は10年後からみられるようになる。現在の囲い込み地は2,900ha、66.0%であり、うち飼料を栽培する耕地は160haであり、主流となっている。

以上を踏まえて、1981年以降の家族の分割と相続の実態、その後の家畜飼養形態の変化を、達木ガチャーの一つの兄弟世代を分析対象として検討した。

対象とした家族では、子世代が結婚して独立することにより世帯数は5つとなっている（表 3-2）。しかし、子供に分与する家畜の頭数は多くないため、元の家族あるいは、兄弟が所有する家畜を一つの群れとして家畜が放牧していた。この家畜飼養形態は、土地分配が行われた後も変化せず継続されてきた。これは、子世代の兄弟が1997年の土地分配時に土地を一ヶ所にまとめて配分を受けるという対応を採ったことが大きい（図 3-4）。また、家畜頭数が少なく、個別で土地を囲う柵を購入することも困難であるという要因もあった。

しかし、世帯ごとの家畜頭数は個人の家畜飼養作業に関する経験や工夫、世帯の支出などの違いにより増加が異なり、格差が生じることになった。これが契機となって、家畜の群れは分割されていった（図 3-5）。このように、1981年の家畜、1997年の農用地の個別配分という制度的変化のみでは家畜の飼養形態の変化を説明できないことが明らかとなった。なぜなら、家畜は群れを単位として放牧されるため、たとえ個別の農用地配分がなされても、分割された家族による共同労働単位が形成されたからである。

そのため、家畜飼養形態は制度的影響のみではなく、家族拡大を背景とした世帯ごとの家畜頭数の増加により変化したと考えられる。

注1) 齊穎賢[2011]はモンゴル社会における末子相続について次のように説明している。モンゴル社会においては、小家族が一般的な家族単位であり、結婚して独立するという価値観から、兄弟は結婚して、家族を形成し、歳上の方から順に独立していき、小家族の単位になる。その際、最後に残された末子が親の家屋に住み、つまり親の扶養を任されることになる。しかし実際の後継ぎは末子とは限らず、様々な条件に

よって決まる。例えば、本論の事例として取りあげた家族においては、両親が死亡した時点で、四男 U と同居していたため、彼が跡継ぎとなった。四男 U は両親の代わりに、五男 S と姉妹の結婚・独立を見届けるという「親の義務」を担うこととなった。また、財産分与については、男子に財産としての建物、家畜、土地を比較的平等に分配するのが一般的である。後継ぎとなる男子は親と共同で財産を作り、親の扶養を担うため、他の兄弟より相続する家畜の頭数が多くなる。

- 注2) バグは直接にはタイジ（ジンギスカンの子孫、あるいは貴族の意味）の父系血縁分枝グループを指し、その属民も各バグのタイジの属下という意味で、「あるバグの属下」と称させられる。この名称は旗の社会組織を別の面から見た表現である。詳しくは岡[2007]を参照のこと。
- 注3) 宝力招ソムは 1978 年に扎嘎斯台ソムから分割独立し、ブドンファー、ホショモド、宝力招、札拉、尚申毛都、達木、ノゴスタイの各ガチャーから構成されている。2001 年に再び扎嘎斯台ソムと合併し、その下にあった各ガチャーはそのまま嘎斯台ソムに所属している。
- 注4) ホトとは、モンゴル語でももとは「城」あるいは「都会」を意味しているが、現在では牧畜社会の最も基礎となる生活集団を指す。アイルは牧畜民の家族の呼称である。詳しくは何淑珍[2018]を参照のこと。
- 注5) 那木吉拉[2007]、70-75 ページをを参考のこと。
- 注6) 同上。
- 注7) エボン・ゲルとは貧民層の住居を指す。ゲルと同じように円形であるが、屋根と壁の骨組は柳で作られ、かぶせる部材は厚手の布ではなく、泥土である。そのため、移動する時はゲルのように解体して運ぶことができない。大きさは直径 1.3~1.5 メートルほどで、子供を含んで 3~4 人しか住まないものである。
- 注8) 20~30 戸からなる生産小隊が土地を集団所有するとともに、生産・分配の意思決定権をもち、その上の生産大隊が比較的大型の資本を有し、さらに公社が灌漑(かんがい)設備や大型トラクターといった大規模な資本を所有・管理する。
- 注9) 那木吉拉[2007]、75-78 ページをを参考のこと。
- 注10) 地区レベルの市である赤峰市の前身であり、1983 年から施行された「市管県体制」のもとで、七旗・二県・三区を管轄する内モンゴル自治区の直轄市となった。
- 注11) ホルシャとは日本語で「商い」を意味する。人民公社時代においては、生産小隊ごとに一つおかれ、必要な物品を物々交換で手に入れる取引所を指す。
- 注12) オトルとは、現在多用されている語義では、宿営地から家畜群を切り離す放牧という意味で使用される。詳しくは利光[1983]を参照のこと。
- 注13) 宝力招ソム政府の統計による。

## 第四章 現段階における牧畜経営の家畜飼養規模の規定要因

### 第一節 本章の課題

本章では、第2章、第3章で対象としてきた達木ガチャーを対象に、人口と家族が増加した現段階における牧民の家族経営に注目し、家畜飼養規模を規定する要因について検討することを課題とする。

具体的には、まず、人口の増加を見せた調査対象地における牧民の家族経営の展開をトレースする。その中から家族ごとの経営規模と家畜飼養形態を分析することにより、個人分配された牧草地がどのように利用されてきたか、特に人口と世帯の増加のもとで、配分された草地の狭小性による草量不足をいかに解消しているかを示す。さらに、土地面積と飼料調達の制限が牧民の家畜飼養規模の決定に与える影響と、そのバランスをいかに調整しながら経営維持を図っているかを分析する。結論として、人口密度が高い草原地域においては、土地の個別化がある程度過放牧を抑え、砂漠化を防いでいることを明らかにし、これまでの環境保護政策が地域性を考えずに実施されていることの問題性を指摘する。

### 第二節 牧畜業を制限する政策の展開と家畜飼養方法

ここでは主に調査地において実施された政策の実態と、家畜飼養方法について明らかにする。

#### 1. 牧畜業を制限する政策の展開

解放後、内モンゴルの牧畜地域に実施された政策の中で、調査地に多大な影響を及ぼしたものとして、生産請負制の導入による家畜の個人所有化と草地の個人利用権の設定、環境保護政策としての「新三牧」政策をあげることができる。

##### ①家畜の個人所有化と草地の個人請負制

1978年の全国における経済改革のもとで、内モンゴル牧畜地域でも生産請負制の導入による「新蘇魯克」生産制、「二定一獎」あるいは「三定一獎」の生産制、生産隊所有のもとでの個別経営の請負生産が行われた。その結果、全体の家畜頭数は増加したが、集団所有の家畜頭数が減少し、「自留家畜」頭数が増加するという現象があらわれた。この問題を解決する方針として「家畜の個人所有化」政策が実施されたのである<sup>註1)</sup>。

調査地においては、1981年に家畜分配が行われ、一人当たり馬0.5頭、牛1頭、羊3頭、ヤギについては世帯あたり3頭の基準であった。当時の達木生産小隊における人口は455人、牛は1,025頭、馬は248頭、羊は1,613頭、ヤギは1,617頭であった。

家畜頭数が増加してきたが、草原の利用は従来通り共同利用であり、人口の増加などにより、過放牧による草原の略奪的な利用が顕在化し、草原の退化に拍車をかけるような危険性

があった。実際、草原の退化によって牧草量が減少し、草質の低下、優良家畜比率の減少などの結果があらわれた。この問題の発生の背景には、根本的な要因として草原の使用権が不明確である点があった。この状況のもとで、内モンゴル自治区人民政府によって草地の個人請負制が導入された<sup>註2)</sup>。

1997年の全国における草地請負制度の実施に伴い、調査地でも土地の使用権はその時点以降30年間変更しないという契約のもとで、世帯への分配が行われた。土地は、牧草地と農地に分類され、分割基準はそれぞれ異なる。農地は配分時点の人口のみによって配分され、牧草地は4ヶ所それぞれに1ヶ所ずつ、人口(70%)と家畜頭数(30%)基準に応じて配分がなされた。家畜での配分は羊を単位とし、牛1頭=羊5頭、馬1頭=羊6頭、ヤギ1頭=羊1頭で換算し、世帯の家畜の換算頭数により配分面積が計算された。

## ②環境保護政策である「新三牧」政策

内モンゴル地域全体においては、環境保護政策としては「新三牧」政策が2003年から2005年までの間に集中して実施され、「禁牧」、「休牧」、「輪牧」という3つの地域によってその形式が異なる。そのため、それに対する補償制度も地域によって異なる。アルシャー盟では成人(22未満は補助金がない、22-55歳は8,000元、56歳以上は3,600元)を対象にするが、調査地が属する赤峰市では、牧草地面積により一ムーあたり補助金平均金額を4.95元支払っている<sup>註3)</sup>。

調査地においては、禁牧は2003年から始まり、牛と羊は3月1日から6月1までの三ヶ月間、ヤギは1月1日から7月1日までの半年間は放牧が禁止されている。禁牧に対する補償金は一ムーあたり9.5元である。

## 2. 家畜飼養方法

人口と世帯の増加、家畜頭数の増加、または「禁牧」政策などの影響で、牧民は以下のような家畜飼養方法をとるようになっている。

家畜飼養は6月上旬から10月上旬にかけての放牧地での放牧、10月中旬から2月上旬にかけての農地での放牧、2月中旬から6月にかけての畜舎での越冬用の餌による飼育と3つに区分される。図4-1は達木ガチャーにおける牧畜作業の年間サイクルを示す。

牛の放牧は、牧民の牧草地面積と所有家畜頭数に応じて、委託放牧、借地放牧、畜舎飼育など様々な飼養方法を取っている。それは放牧時期、家畜頭数、労働力、牧草地の面積、各世帯の経済状況などの影響によるものであるが、2月中旬から6月にかけては畜舎での牛の飼養が一般的であり、干草、サイレージが主な飼料となっている。

夏季(6月上旬から10月上旬)は牧草地での放牧になる。その際、牧民の経営規模、労働力、牧草地の面積に応じて委託放牧、借地放牧などの飼養方法を取っている。

夏季や秋季に草量が不足する場合、牧草地(農地)を多く所有する牧民に委託料を支払う形で家畜を委託する。委託料は草量や担当者の技術によって異なり、牛の場合は一頭当たり100~120元/月、委託期間はだいたい4ヶ月間である。秋季は委託料がやや安く、一頭当た

月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
作業				正月	去勢 (羊とヤギのみ)			羊を洗う作業			越冬用の餌の購入	
					牛の分娩							
						人口交配 (牛)			子牛の離乳 (牛)			
							オス子牛の肥育					
季節	冬季			春季				夏季			秋季	
	放牧場所			畜舎でサイレージの飼育				放牧地での放牧、委託放牧				
放牧	牛			越冬用餌干し草やコーンの茎で飼育				放牧地での放牧				
	羊			放牧地での放牧								
放牧	・囲まれた農地での放牧 (担当者1人) ・朝7時に所有家畜をすべて農地に閉じ込める。12時に農地で水を飲ませる。農地に井戸がある。夜5時に家畜を柵へ追ってくる。 ・羊を柵に閉じ込んだ後精米で飼育。 ・夜に羊に水を飲ませることが禁止。			牛の場合： ・朝夜2回のサイレージ給餌 (担当者2人以上) ・分娩した繁殖牛を精米で飼育。 ・夜は妊娠中の牛を観察 (3-4回)。 羊の場合： ・朝昼晩3回干し草やコーンの茎で飼育。 ・担当者一人 ・2月から3月までの間家畜に1日1回水の供給				・囲まれた牧草地で家畜の放牧を行う。 担当者1人) ・1日1-3回水を飲ませる。 ・妊娠しているかどうかを観察。 ・交通手段はモトバイク ・委託放牧の場合、一週間あたり一回家畜と草量の観察 ・秋10月まで同じ場所に放牧を行う。			越冬用の餌の購入、草刈り、農作物の収穫	

図4-1 達木ガチャー牧畜業経営の年間サイクル (2019年)

り月 100 元である。委託者と受託者との間の契約は放牧期間や委託料額に加え、受託者の担当作業や突然に発生する事故への対応を明記する。受託者は受託期間において家畜管理作業を担当し、頭数、病気や出産状況を確認する。しかし、老病死や無意識の紛失は免責される。支給方法は両者の契約によって異なるが、月 1 回の支払いが一般的である。

しかし、土地を使用させる形で家畜を無償で受託することも多く見られる。それは兄弟や親子などの血縁関係を持つ人々の間でのみ結ばれる。

家畜の頭数が多い牧民は草量不足問題を借地によって解消する。借地期間は契約者の希望により、3 か月間から 5 年間程度であったが、近年土地の面積当たりの借地料が高くなったことにより、借地契約期間が 1 年間のみになっている。

秋季 (10 月の中旬から翌年の 2 月上旬) には農地で放牧を行う。牛は見張らないが、過食に注意するため、観察が必要である。

羊の放牧は、春季 (4 月中旬から 5 月下旬) には草が早く発芽する草原地域に放牧する。放牧方法としては、羊の群れを見張る必要があることが牛と異なる。しかし、近年では牧草地と収穫後の農地が柵で囲い込んで使用されるようになったため、夏季 (6 月上旬から 10 月中旬) と冬季 (10 月中旬から翌年の 3 月下旬) は羊の群れを見張らないようになっている。しかし、草が生える春季は、家畜が新鮮な草を探して落ち着いて食べないため、牧夫は毎日羊群の見張りを行う。この時期の放牧地の草量は少ないため、夜間に家畜を畜舎に移動させてからトウモロコシの藁や干草を飼餌する。

### 第三節 類型別の家畜飼養経営の特徴

#### 1. 調査対象世帯の属性

表 4-1 は 2019 年の調査対象世帯の家族構成員、所有家畜、土地保有と借地の基本状況を示している。調査対象者 12 戸のうち、戸主が 30 代の世帯が 4 戸 (牧民 O、C、B、Q)、40

表4-1 調査対象世帯の属性

単位：頭、ムー

世帯主	牧民G	牧民O	牧民T	牧民D	牧民S	牧民A	牧民C	牧民R	牧民H	牧民U	牧民B	牧民Q
家構人数	7	4	2	3	3	6	4	4	3	5	3	3
馬	3				1							
牛	27	24	8	0	118	78	23	21	10	17	13	3
羊	120	25	30	16	64	29	18	109	35	80	42	25
ヤギ				72			5					
使用土地面積	1692	158	533	360	4,001	2,712	545	618	313	729	710	251
牧草地面積	970		473	293	446	644	450	356	263	351	327	213
西の砂地	620		200	175	180		105	224	263	143		213
東の砂地	350				266	106	245	35		238	327	
アルタイ砂地			273	118		538	100	97				
採草地	60		29	12	30	50	55	5	16	23		23
耕地面積	62	31	31	55	25	18	40	41	19	25	33	16
分配耕地	12	6	6	6	5	18	10	6	5	5	7.5	3
防風林のある農地	25	7	25	25	20		30	35		20	25.5	13
拡大耕地	25	18		19					14			
借地	総面積	600	127			3500	2000		216	15	300	350
	牧草地	500				2500	1200		176	15		200
	耕地		27						40		300	
	収穫後の農	100	100			1000	800					150
羊で換算した頭数	273	145	70	88	654	419	138	214	85	165	107	40
ムーあたりの頭数	0.20	0.9	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2
夏季の経営方式	自営	委託	委託	自営	借地	借地	自営	委託	自営	委託	自営	委託

資料：聞き取り調査より作成

注1) 色付けは事例として分析した対象者

注2) 羊単位で馬=6頭、牛=5頭、ヤギ=1頭で換算。

注3) 使用土地面積は牧草地、採草地、耕地、借地の合計からなる。

注4) 分配耕地とは1997年の耕地を人口に応じて配分したものである。

注5) 拡大耕地は牧民は耕地として使える牧草を耕地に変換したものである。

注6) 太線は共同利用を示す。

代が1戸（牧民A）、50代が4戸（牧民D、S、H、U）、60代が1戸（牧民R）、70代が1戸（牧民T）、80代が1戸（牧民G）である。出稼ぎ世帯が1戸（牧民Q）、牧草を所有しない世帯が1戸（牧民O）である。

家族構成は夫婦家族が1戸（牧民T）、夫婦と子供からなる核家族が7戸（牧民O、D、S、R、H、B、Q）、親、子、孫3世代からなる家族が4戸（牧民G、A、C、U）である。

飼養家畜は主に牛と羊である。牛を大規模に経営しているのは牧民Sと牧民Aであり、羊を主体に経営するのは牧民Dである。

家畜頭数に応じた経営規模の実態を、家畜所有頭数が少ない牧民Bと牧民Q、牛を専門的飼養する牧民S、羊を主体に経営する牧民Dの事例を分析することにより明らかにする。

## 2. 小規模家畜飼養経営

この事例では兄弟関係の牧民B（長男）とQ（次男）の個別経営を取り上げる。彼らの元の家族構成は父親（1958年生）、母親（1957年生）、牧民B（1981年生）、牧民Q（1984年）、長女（1988年生）の5人家族である。父親は1985年に独立した時、財産として牛6

頭、馬 1 頭、羊が 20 頭、山羊 14 頭を与えられたという。1997 年の土地分配では、牧草地を 608 ムー（採草地在 61 ムー、西の砂地在 213 ムー、東の砂地在 327 ムー、耕地が 8 ムー）を分配された。1998 年に地域をおそった大洪水の後、達木ガチャーでは牧草地の中から、農地に適する土地を転用する「緑農地を広げる」プロジェクトが実施された。これによって牧草地 38 ムーが防風林のある耕地に開墾され、耕地は合計 48 ムーとなった。2003 年には砂漠化を防ぐために、東の砂地では白樺を 40 ムー、西の砂地ではニンティアオ（マメ科の低木樺条）を 50 ムー植栽した。

家畜は父親の兄弟と共同放牧をしていたが、牛、馬、羊、山羊がとくに増加したため、2008 年に、個別の牧草地を柵で囲い込み、家畜の飼養も個別で行うようになった。家畜頭数の増加と禁牧政策の実施により家畜に与える飼料の確保が必要となり、2003 年から青刈りサイレージ用のデントコーンを栽培し始めた。

牧民 Q は 2005 年に結婚したが、両親および未婚の兄弟と同居していた。しかし、2012 年に兄の牧民 B が大学を卒業して帰村して牧畜業に従事することになったため、牧民 Q が元の家から離れて独立した。

当時、父親が所有する財産は、5 人分の土地が 608 ムー、耕地が 48 ムー、家畜が牛 33 頭、羊 85 頭、馬 1 頭であった。父親が病気（高血圧）で入院したことと妹が 2008 年から大学に進学したことにより、家畜数は 2008 年より減少している。

父親が行った財産分与は以下の通りである。父親は息子の家屋と牧草地の間の距離と便利性などの条件により、牧草地の分割を行った。元の家を相続する牧民 B は東の砂地、採草地在に家屋を建築する予定の牧民 Q は採草地在と西の砂地在がそれぞれ分与された。隔れた土地をそれぞれ分割することは経済的には平等性に確保することになるが、団地ごとに分与する方が、土地の零細化を防ぐ上でも、土地を管理する上でも便利になると考えられた。牧民 B が所有する土地面積は牧民 Q よりも大きい、両親の扶養と妹の結婚までの生活面の費用を負担するという責任がある。しかも、毎年、牧民 Q は 1 人分の土地補助金 2,000 元を牧民 B から受け取る。したがって、牧民 Q は父親の財産分与に不満ではないのである。

2013 年に父親が再度重病となり入院したため、牧民 B は家畜の多くを売却した。その上、2016 年の妹を留学させることにより、家畜頭数が急速に急減した。2019 年時点では、牧民 B の所有する家畜は牛 13 頭（母 7 頭、メス仔牛 6 頭、オス仔牛 1 頭）、羊 42 頭（母羊 30 頭、メス子羊 12 頭）であり、牧民 Q の所有家畜は牛 3 頭（母牛 1 頭、2 歳メス牛 1 頭、メス仔牛 1 頭）、羊 25 頭（母羊 15 頭、メス子羊 10 頭）である。牧民 Q の妻が長期間にわたって病気を治療しているのも家畜頭数の減少の要因となっている。

2017 年に牧民 Q は達木ガチャーから東に 40 キロメートル離れる通遼市ジャーロド旗に馬の放牧に従事する出稼ぎに出たため、所有する家畜を牧民 B に委託した。牧民 B は委託料の代わりに牧草地を無償で使用する形で受託している。牧民 Q は分配耕地を牧民 B の防風林のある耕地と交換し、漢人に貸し出している。借地料は 1 ムーあたり 200 円で 3 年契約である。

そのため、牧民 B は兄弟二人の家畜群を放牧するようになっている。家畜の飼育方法としては、牛は夏季（6月1日～10月中旬）の4ヶ月半間は、東の砂地で放牧する。牧民 B は牛の頭数が少ないため、2019年に同じ村の大型トラクターを持っている同級生の牛8頭（繁殖牛）を2ヶ月間無償で受託した。その代わりに農業の耕起作業を無償で依頼している。秋季（10月中旬～4月初旬）は、牧民 Q を含む6戸の農地138ムーを柵で囲い込んで牛を放牧している。そのうちの40ムーは1ムー当たり40円で借入するが、その以外は親戚の零細な農地であるため、無償で利用している。なお、農地を個別で囲い込むようになったのは2016年からであり、達木ガヤーにおける家畜頭数が増加したことによる。春季（4月～5月末）は、舎飼いでサイレージを給餌している。サイレージ用のトウモロコシは、分配耕地で生産している。

羊の放牧は、夏と秋（6月1日～10月中旬）の4ヶ月半間は西の砂地で行っている。2014年に牧民 Q は土地が隣接する叔父と相談し、西の砂地と一緒に柵で囲い込んだ。叔父が出稼ぎしているため、その土地を牧民 B が利用している。2019年には、羊の頭数が少ないため、親戚の羊50頭を、1頭あたり25元/月で4ヶ月間受託し、受託料5,000円の収入を得た。それを叔父に1,500元、牧民 Q に1,000元与え、牧民 B は受託料2,500元を得ている。

2019年の家畜の販売実績は、牧民 B はオス仔牛1頭、8,000円で、羊12頭（オス9頭、メス3頭）（1頭あたり50～60斤）、1斤（0.5kg）当たり10円で売り上げて6,600元、合計15,700円の収入を得た。

今後の経営展開の方向としては、牧民 B は牛の頭数増を考えているが、土地面積と家畜頭数のバランスを考える必要があるため、その頭数を30頭に制限するとしている。収入を増やすため、家畜頭数の拡大より牛の品種改良を重視している。

### 3. 牛の専門飼養経営

この事例では、2008年以前に、牧民 B・牧民 Q の父親と共同放牧をしていた牧民 S を取り上げる。

牧民 S の家族構成は、本人（1969年生）、妻（1963年生）、長女（1993年生）の3人家族である。牧民 S は1992年に結婚し、独立した財産として牛8頭、羊25頭、ヤギ25頭、馬1頭、ロバ1頭を得た。これには妹の分が含まれている。

1997年の土地分配では、家族4名（夫婦2人、娘、妹）と家畜157頭で土地を502ムー配分された。その内訳は、農地6ムー、採草地50ムー、牧草地447（西の砂地193ムー、東の砂地254ムー）であった。2000年に採草地20ムーを防風林のある農地に転換した。2003年に東砂地では白樺を10ムー、西の砂地ではニンテアオを30ムー植栽した。

2008年に牧民 S は、牛を100頭にまで増やすことができたため、共同放牧から個別での管理になったという。労働力不足もあり、牛主体の経営としている。2019年時点では牛118頭であり、その内訳は繁殖牛が70頭、種牛が1頭、仔牛が47頭、そのうちオス仔牛が30

頭、メス仔牛が 17 頭である。家畜飼養頭数の増加に伴う草量不足問題に対しては借地により解決をはかっている。表 4-2 は牧民 S の 2008 年から 2019 年までの借地の状況である。

表4-2 牧民Sの借地状況

単位：km、元、ムー

借地年間	距離	契約年間	ムー当 り金額	牧草地 面積	借地料 (合計)	貸し 手	借地先
2007-2011	15	5年	2	2200	4,400	5	宝力招
2012-2013	6	2年	8	2000	32,000	10	哈日朝魯
2014-2018	15	5年	8	2000	80,000	5	宝力招
2019	3	1年	15	2500	37,500	1	達木

注) 聞き取り調査により作成

借地時期は、毎年 6 月 1 日から 10 月 1 日までの 4 ヶ月間である。2007～11 年の借地は 2,200 ムーで 4,400 元 (ムー単価 2 元)、2012～13 年が 2,000 ムーで 16,000 元 (同 8 元)、2014～18 年が 2,000 ムーで 16,000 元 (同 8 元)、2019 年が 2,500 ムーで 37,500 元 (同 15 元) となっている。ムーあたりの借地料は 2007 年の 2.2 元から 2019 年の 15 元で 6.8 倍の増加となっている。

2007～13 年は 5 年間契約であり、更新はできなかった。借地料が 5 人の貸手でまちまちであったため、貸手間で不満がおき、一括での借入できなかったのである。2012～13 年の借地は、口答契約で 5 年間であったが、借地料が 10 人の貸手で不均一であったため、一部で他への貸手が行われた。草量が不足すると、家畜の成長が遅れ、繁殖力が低下する。そうになると、収益性が低下するため、この契約を解約せざるをえなくなった。契約締結の重要性がわかった牧民 S は次に借地する際、貸し手全員の合意を得ることを大事にした。しかし、2019 年からはムーあたりの金額が上昇し、2007 年の 30 元から 2019 年の 225 元、と 7.5 倍となった。土年を経るごとに借地料が上昇することを認識した貸手は借地期間を 1 年間に制限するようになっている。

10 月 1 日から翌年の 2 月にかけては収穫後の農地での放牧になる。2014 年以前は、収穫後の農地を囲い込むことはなく、ガチャー全体で使用していたが、2014 年からは収穫後の農地も個別で使用する事が多くなった。牧民 S は 2014 年から収穫後の農地を 1000 ムー借地するようになった。収穫後の農地は ha あたりの借地料が 2014 年の 600 元から 2019 年の 900 元になっている。

2 月中旬から 5 月下旬にかけては畜舎でサイレージ飼育となる。この時期は労働力を 2 人雇用する。一人当たり雇用費は 1 日 200 元である。バンガーサイロを 3 基あり、10 月に青刈り飼料 (トウモロコシ) の踏み込みを行う。繁殖牛をサイレージで飼育すると、難産の恐れがあるため、乾草の確保も行っている。

この時期は牛の分娩期であり、分娩前後の観察が重要な仕事である。妊娠期と分娩後の授乳期は、母牛の養分要求量が多く、栄養管理が大切な期間である。牛は分娩期が 285 日～288 日であり、栄養が十分であれば、分娩後 40 日で再妊娠ができる。

牧民 S の牧畜業の収入は小オス牛と廃老牛の売却からなる。仔牛、特にオス仔牛の飼育方法は適正な発育のための哺乳期（約 3 ヶ月間）と販売目的の肥育期（約 4 ヶ月間）の 7 ヶ月間育を要する。

今後の経営展開の方向としては、牧民 S は家畜頭数を減らすとしている。借地料、飼料費、人件費が年々上がっているため、大規模経営を維持すると、純収入が減少している。その上、主な労働力である夫婦二人も高齢化しており、後継者である娘は教師として勤めているため、大規模に経営を行う必要がないのである。

#### 4. 羊主体の経営

この事例では羊を主体に経営する牧民 D を取り上げる。牧民 D は 1988 年に結婚し、両親と同居していたが、1995 年に弟が結婚することによって独立した。彼は泥作りの家屋（3 間）と牛 6 頭、羊 30 頭を得たが、このうちには妻の持参金である牛 2 頭、羊 10 頭が含まれる。

家族構成は本人（1965 年生）、妻（1962 年生）、長女（1989 年生）、次女（1990 年生）の 4 人家族である。1998 年の土地分配では、家族 4 人と家畜 45 頭で土地を 24ha 分配された。その内訳は、農地 0.4ha、採草地 2.4ha、牧草地 21.2ha（西の砂地 11.7ha、アルタイ地域 7.8ha）であった。アルタイの砂地の牧草地に高速道路が建設されたため、採草地 1.3ha の追給を受けた。2000 年には採草地 1.6ha を防風林のある農地に転換している。

独立した直後は、実家と近隣の親戚の 5 世帯で家畜を群に統合して放牧を行っていた。放牧場所はほとんど草原地域であったが、夏 6 月から 9 月までの 3 ヶ月間は、西の砂地へオトルに出た。統合された家畜群の頭数規模が拡大したため、個別で経営することになった。その後、娘の進学により労働力不足となったため、羊とヤギを主体に経営を行うようになった。

2019 年時点における家畜飼養数は、羊 16 頭（母羊 1、種羊 1）、ヤギ 72 頭（母ヤギ 70、オスヤギ 2）である。草量不足のために、年間の飼養頭数は羊 20 頭、ヤギ 80 頭、合計約 100 頭程度に限定している。

2018 年の売り上げの内訳はメス子ヤギ 20 頭、オス子ヤギ 5 頭、合計 25 頭を 1 斤あたり 14 円で売却し 27,000 元を得ている。子羊は 2018 年の夏平均価格が 670 円で 5 頭、冬平均価格 700 円で 2 頭売却し、5,000 元の収入を得ている。そのほかは贈与 7 頭、食肉用 2 頭、過食による死亡 4 頭であった。

家畜の放牧は、冬柵間は、2 人の弟（0.8ha、0.9ha）と本人の 1.7 の団地となっている防風林のある耕地 3.3 をフェンスで囲い込んで羊の放牧を行っている。春の放牧は採草地、夏の放牧は、西の砂地で行っている。

家畜の粗飼料のため、所有する耕地にトウモロコシのみを栽培している。農作用の機械は所有しておらず、すべての農作業は委託を行っている。

2017年の総生産量は3.3haで9,500kg(haあたり約1,250kg)であり、時給用2,500kg、その他(7,000kg)は販売している。1kgあたり1.5円で、10,500円の収入を得る。農作業にかかる支出は20,894円である。農業からの収入がないにもかかわらず、農業を続けている理由は、家畜の飼料のためだけである。

今後の経営展開の方向としては、牧民Dは現状の経営を維持する予定である。経営規模を拡大する考えはあるが、頭数を増すと飼料を確保のための支出が大きくなる。

#### 第四節 小括

以上のように、人口密度が高い牧畜地域である内モンゴル東部地域に位置する牧畜村を対象に、人口と家族が増加した後の牧民の家族経営に注目し、家畜飼養規模を規定する要因について検討した。

取り上げた事例をまとめると以下の通りである。小規模家畜経営の事例では、牧民Bと牧民Qの兄弟は財産分与として家畜と土地が与えられたが、両家族ともに家族構成員の病气や進学により臨時的支出に迫られ、家畜頭数が急減した。そのため、牧民Qは出稼ぎに出て、委託料の代替として牧草地をBに無償貸与し、所有家畜を委託した。牧民Bは親戚の使用しない小面積の土地を無償で囲い込んで土地面積を若干拡大した。その後、管理する土地面積に対応して小頭数の牛と羊を受託し、一定程度の収入を得ている。現在は、経営の余裕ができたため、土地面積の範囲内で頭数規模を拡大するか、家畜の品種改良による質的向上をめざすとしている。

牛の専門飼養経営を行う牧民Sは、家畜頭数を増加している。労働力不足の問題を牛に特化する経営に転換することで解消し、草量の不足に対しては借地を行うことで問題の解決を図った。しかし、複数の牧民から借地をしていた借地料が各々異なっていたため、貸し手間で紛糾し、解約せざるを得なかった。次の借地では家畜の頭数が増加したため、過放牧に配慮して2年で借地を変更することにした。ごく近年では借地料が急速に値上がりしたため、短期借地契約となり、土地基盤が不安定化したため、規模縮小を考えている。

羊主体の経営の牧民Dは労働力の制約から羊を主体に経営している。所有する土地面積が小さいため、それに応じた飼養家畜頭数を保っている。また、草量不足問題に対応するために農耕を開始したが、農業機械を所有していないために作業委託料の支出が高額となっている。土地面積と労働力の不足により、家畜頭数の増加が困難となっている。

以上の事例分析によると、牧民は草地と家畜頭数のバランスを考えながら牧畜経営を維持している。家畜頭数を増加するためには草地面積の拡大か飼料の購入あるいは両者が必要となり、経営費が増加する。そのため、現在の個別化した飼養形態においては、家畜頭数の増加が所得の増加に直結しないため、草地面積に対応した家畜頭数の飼養を行っている。

つまり牧民の伝統的な行動様式のもととなる家畜頭数と放牧地のバランスを調整しながら経営を維持するという価値観は、定住化や土地の分配などにもかかわらず生き続けているのである。

先行研究では、牧民が自由に放牧をできなくなると必然的に放牧地の劣化が起こるという指摘がなされている。また、蘇德斯琴[2005年]では、草地の退化や砂漠化の現象が見られるのは、牧民の使用権がある牧草地ではなく、村民委員会が所有する共有地であると指摘している。「コモンズの悲劇」である。

牧民は、使用権がある牧草地を自分の財産としてみるため、牧草地の退化や砂漠化を防ぐ必要に迫られる。それは牧民の順調な牧畜経営、さらに個人の世帯収入と直接に関連するからである。そのため、人口と世帯、家畜頭数が急速な増加を見せた東部地域における牧畜業の現在においては、土地の個別利用権の存在が過放牧を抑制すると考えられる。

牧民は牧草地と家畜頭数のバランスを考えながら牧畜業を営んでおり、草地の砂漠化の要因を牧民による過放牧に帰すことはできないと考えられる。事実、過放牧対策として「禁牧」政策が長期間にわたって実行されているが、環境保全に対する効果は現れていない。

注1) 詳しくは兪[1991]を参照のこと。

注2) 同上。

注3) 詳しくは巴図[2007]を参照のこと。

## 終章 内モンゴルにおける家畜飼養形態の規定要因

### 第一節 本論文の要約

モンゴル高原においては、人口密度の低さと広大な牧地の広がりから、移動をもとにする遊牧が主な飼養形態であった。しかし、1980年代からは人口と家畜頭数の増加および牧畜政策の実施により内モンゴル自治区の遊牧社会の変化は急激であり、家畜所有、土地利用、家畜飼養形態への影響は大きかった。環境保護と牧民経営の存続との調和をいかに図るかが内モンゴル牧畜業の直面する喫緊の課題となっている。

家畜飼養形態の変容に関するこれまでの研究では、1981年の家畜の個別配分が個別経営化を促進し、1997年の土地の個別配分が草地の共同利用から個別利用へと変化させたとしている。これにより、個別の家畜を個別の草地で管理する個別完結型の飼養管理へと転換させたとしている。つまり、家畜所有と土地利用権の所有という所有改革という制度的要因によって家畜飼養形態の変化が理解されている。したがって、牧畜の3大要素である家畜と牧地と労働力のうち、第3の要素である労働力、すなわち人口・家族やそれが結合した労働単位の視角が抜け落ちているのである。

家畜の飼養形態の変化を理解するためには、人民公社の解体によって実施された家畜や草地の分割による配分のみではなく、家畜の飼養形態に対応した労働単位のあり方、さらに言えば家族のあり方を検討する必要がある。遊牧生産方式においては、牛や羊などの家畜を群れに統合し、放牧適地を求めて移動を行うことによって牧地、家畜、労働力の微妙な均衡関係が維持される。その関係性の中では、家畜の群れの管理が基本となっており、管理する家畜群の規模はほぼ一定であるため労働単位を再編することでその均衡が保たれるのである。本論においては、人口と家族の視点を重視し、人口動態と家畜飼養形態の関わりを検討するとともに、実態調査による事例分析から、その変化を考察することを課題とした。さらに、家畜飼養形態が変化した後の家族経営のあり方を分析することにより、牧畜業の発展の方向性を検討することを課題とした。

第1章「1940年代の内モンゴルにおける遊牧生産の実態」では、分析の前提として内モンゴルの伝統的な遊牧形態を、1940年代の実態調査報告書をもとに整理をおこなっている。本論文が対象とするアルホルチン旗における民族別、ノトク別の人口と戸数の分布の特徴を整理し、調査地となるハラトクチン部落の概要を要約している。そして、対象地における農家の人口構成、家畜構成、農家間の経済関係などの分析をもとに、伝統的な遊牧の特徴づけを行っている。それは、人口増加率が小さいこと、家畜が少数の牧民に所有されていること、スルク制度により家畜群が分散されていること、牧民の家畜頭数規模により移動が規定されていること、そして、遊牧は放牧を行うことで労働力負担が少ない産業となっていることなどの特徴をまとめている。

第2章「人口動態と飼養家畜頭数の関連」では、統計および家系図をもとに推計した人口・世帯数および家畜総頭数のデータより、時期区分ごとの人口・世帯数と家畜総頭数の関連を検討している。1960年代からの食料などの平等分配政策による出生数急増による人口増加、1970年代の組織再編による牧民の転入と1960年代に出産した子供の結婚による世帯数の増加が認められ、この増加した世帯ごとの所有家畜数が増加することで家畜総頭数が増加したという関連性を描くことができる。この結果、従来は無限であった草地の有限化が生じ、草地利用の制限、すなわち草地保護が問題となる。力のある牧民は家畜頭数を増加させるが、草量不足の問題が生じ、家畜の飼養形態が変化する。つまり、家畜飼養が個別化し、借地による放牧地確保や乾草の購入、飼料作物の栽培を行うようになる。力のない牧民は家畜頭数を減らし、収入が減少するため生活が困窮する恐れがあることを明らかにしている。

第3章「牧民の分割相続と家畜飼養形態の変化」では、1981年以降の家族の分割と相続の実態、その後の家畜飼養形態の変化を、1家族の兄弟世代を対象として明らかにしている。子世代の結婚により世帯数は増加するが、子供に分与する家畜の頭数は多くないため、元の家族あるいは兄弟が所有する家畜を一つの群れとして家畜管理が行われる。この家畜飼養形態は、土地分配が行われた後も変化せず継続されるが、世帯当たりの家畜数が増加することにより、家畜の群れは分割されていく。そのため、1981年の家畜、1997年の農用地の個別配分という制度的変化のみでは家畜の飼養形態の変化を説明できないことを明らかにしている。なぜなら、家畜は群れを単位として放牧されるため、たとえ個別の農用地配分がなされても、分割された家族の共同による労働組織が維持されるからである。

第4章「牧畜経営の家畜飼養規模の規定要因」では、人口と家族が増加した現段階の牧民の家族経営に注目し、家畜飼養規模を規定する要因について検討している。事例分析によると、牧民は農用地面積と家畜頭数のバランスを考えながら牧畜経営を維持している。家畜頭数を増加する場合には農用地面積の拡大か飼料の購入あるいは両者が必要となり、経営費が増加する。そのため、現在の個別化した飼養形態においては、家畜頭数を増やせば増やすほど世帯所得が上昇するわけではないため、牧民は農用地面積に応じた適当な頭数のみを飼育している。つまり牧民の伝統的な行動様式のもととなる家畜頭数と放牧地の間のバランスを調整しながら経営を維持するという価値観は、定住化や土地の分配などにもかかわらず生き続けていることを明らかにしている。

以上を総括すると次のように整理することができる。対象とした内モンゴル東部地域は相対的に人口密度が高く、家畜飼養形態の変容は土地の個人へ分配などの政策的影響のみではなく、人口の増加による家族拡大を背景にした世帯ごとの家畜頭数の増減に規定されるということを明らかにした。また、内モンゴル全体における家畜総頭数の統計的増加も世帯の増加による世帯ごとの家畜数の増加によるものであるため、面積あたりの家畜数を基準とした「過放牧」という理論は、牧民の経営実態に適合しないと言える。世帯当たりの家

畜数を増やしても、牧民は家畜の体力を保護するため、借地や飼料を購入することにより草量不足を解消するからである。

## 第二節 総合的考察

本論では、人口と家族の視点を重視し、家畜飼養形態の変化の要因を明らかにしてきた。ここではまず、表終-1 に示した家畜飼養形態の変化により、改めて人口・世帯と家畜

図終-1 調査地における人口・世帯と家畜頭数の変化および家畜飼養形態の変化

	1946年以前	1947-1957年	1958-1981年	1982-2010	2011年以降
人口	少	微増	急増	増加	微増
世帯数	少	少	微増	急増	増加
家畜頭数(羊換算)	少	微増	増加	増加	増加
世帯あたり家畜数				減少	微増
家畜所有	少数の牧民	牧民所有	集団所有	牧民所有	牧民所有
土地	旗内共同利用	旗内共同利用	共同利用	労働組織による 共同利用	個別利用
家畜飼養形態	雇用労働による 個別放牧	ホトアイルによる 共同放牧	集団で放牧	労働組織による 共同放牧	個別放牧

↓ 1947年の土地改革
 ↓ 1997年の土地分配

頭数、家畜飼養形態の変化とその関係を整理しておこう。

モンゴルにおける遊牧は、家畜を統合して牧地を求めて移動をする飼養形態を特徴としているため、労働力の負担が少ない生産形態である。そこには家畜群とそれに対応した労働単位が世帯の結合によって形成されており、その有機的な関係が成り立っている。群管理に関しては、家畜群の規模が基本であり、家畜群の頭数と群を構成する成畜と仔畜および雌と雄の比率を調整することが重要である。そして、家畜群の規模によって移動の経路と距離が決定されると考えられる。このように、家畜群が一定であるため、1世帯当たりの平均家畜頭数によって群れに統合される家畜の世帯数が規定されることになる。しかし、世帯あたりの家畜頭数が増えて妥当な家畜群の規模を越えてしまうと、従来の労働組織の構成が適正ではなくなる。したがって、群れが分割され、労働単位を形成する世帯も分割され、最終的には個別完結化されていくことになる。

遊牧の展開過程を見ると、1940年代においては家畜は少数の牧民に所有されていたが、スルク制度により群の規模と労働世帯が調整されていた。1947年の土地改革により牧民は家畜を所有し、ホトアイルが労働単位となり、家畜の群れを管理していた。1958年からは生産隊が家畜群管理の主体となっていた。1981年以降は、家畜は個別管理の下におかれたが、実際には兄弟が家畜を持ち寄り、労働単位を形成していた。そのため、内

モンゴルの家畜飼養形態の変化は家畜群とそれに対応した労働単位のバランスから考察する必要があるのである。

調査地においては、世帯数の増加は、食料などの資源の平等分配政策によってもたらされた出生数の急増による人口増を背景としている。また、世帯当たりの家畜数が増加した後、草量不足問題が発生したことにより家畜の群れが解体され、家畜飼養形態は共同から個別化されてきたのである。そのため、家畜飼養形態の変化は土地の個人へ分配などの政策的影響のみではなく、人口の増加による家族数の拡大を背景にした世帯ごとの家畜頭数の増減に規定されることが明らかである。また、内モンゴル全体における家畜総頭数の統計的増加も世帯の増加と世帯ごとの家畜数の増加によるものであり、配分された草地面積を単純に統計から得た世帯あたりの家畜数で割り返して面積当たりの家畜数を求め、「過放牧」であると規定することは、牧民の経営実態と乖離した指摘であると言える。世帯当たりの家畜数が増加しても、牧民は家畜の体力を保護するため、借地や飼料を購入することにより草量不足を補完するからである。

以上の考察からは、内モンゴルの家畜飼養形態の変化は通常指摘される制度の影響のみならず、人口増加による世帯の変化にも大きく規定されていると考えられる。これは土地管理から直接に所得を得る農業とは異なった特徴である。

内モンゴルの遊牧生産は中国の農業地域と同様に土地改革、集団化、人民公社の解体による個別化という共通の制度的経過をたどった。しかし、遊牧、そして現在の牧畜業は家畜を財産とし、それを管理することにより利益あるいは所得を得る産業であり、家畜の有機的な管理のために家畜群が形成されている。この点で、土地改革などの制度的影響がその形態を直截的に変化させるわけではないのである。なぜなら、内モンゴルにおける土地改革は、土地の分配ではなく、家畜群の分割が行われたからである。

遊牧の発展過程を見ると、人民公社の時期においては、農業地帯における生産力の停滞とは対照的に、家畜総頭数の増加は顕著である。それはモンゴル遊牧生産の基礎となる集団としての経営を人民公社下においても継続したからである。このことは、第3章に示したように、様々な制度変化にもかかわらず、ホトアイルという居住地が1970年代半ばの定住化政策の出現以前にはほとんど変化しなかったことによく現れている。しかし、人口増加による世帯の増加と家畜の増加は、牧地とのバランスをとるために集団経営から個別完結経営の方向へと向かわせたのである。したがって、内モンゴルの牧畜経営が再び集団経営という形態をとることは今後の牧畜業の発展にとって重要であると考えられる。

なぜなら、現在の牧畜経営においては個別化された土地資源のもとで家畜頭数は制限されており、それに伴う様々な問題が現れている。経済的にも労働力の側面からみても、家畜の個別飼養は必ずしも最善の飼養形態とは言えないのである。

経済発展を遂げた中国沿岸地域の農村においては人口減少と高齢化が問題となっている一方、内陸に位置する内モンゴルの牧畜地域においては、人口と世帯の増加がつい最近まで見られた。しかし、現段階においては、内モンゴルにおいても進学や就職と出稼ぎによ

る人口流出が発生している。こうした人口流出が将来も進行するならば、人口と世帯数が減少することが予想される。遊牧社会は極めて流動的な性格を有するから、こうした変化に対応した新たな家畜の飼養形態を構築する素地は大きいといえる。現在の飼養形態もわずか20年ほどで形成されてきたものなのである。

そこでは、協同組合類似の牧民団体を組織し、労働人口と土地と家畜を均衡させる形で集団的に行う飼養形態を回復させる可能性がある。その際、進みつつある牧地の農地化に関しても、歯止めをかける必要があるだろう。このような組織を設立することは、牧畜業の経営上の問題を解決することだけでなく、生産品加工と販売、生産性の向上技術などにより内モンゴルの牧畜経営の近代化を図る上でも重要な課題となっている。

## 参考文献

[日本語文献]

- [1] 阿拉坦沙「内モンゴルの牧畜業の持続的発展方向に関する検討—「連戸牧場」を事例として」『北東アジア研究』第23号、2012年、pp.129-149
- [2] 額日登塔那「内モンゴルの牧畜経済と階級構造の動向分析—ホボトシャラ旗の事例を中心として」大東文化大学博士学位論文、2018年
- [3] 池田菜穂「現代のインド、ラダーク地方における牧畜業の経営状況—下ラダーク、ドムカルモラにおける事例調査報告」『ヒマラヤ学誌』No.11、2010年、pp.91-105
- [4] 石田浩『中国農村社会経済構造の研究』晃洋書房、1986年
- [5] 稲村哲也『遊牧・移牧・定牧—モンゴル・チベット・ヒマラヤ・アンデスのフィールドから』ナカニシヤ出版、2014年
- [6] 磯野富士子『冬のモンゴル』中央公論社、1986年
- [7] 尾崎孝宏『現代モンゴルの牧畜戦略—体制変動と自然災害の比較民族誌』風響社、2019年
- [8] 岡洋樹『清代モンゴル盟旗制度の研究』東方書店、2007年
- [9] 梅棹忠夫『狩猟と遊牧の世界』講談社学術文庫、1976年
- [10] 敖登花、松山秀介、双喜「中国内モンゴル自治区四子王旗における牧畜農家行動と過放牧の規定要因に関する一考察」『農業経営研究』152号、2012年、pp.112-117
- [11] 上村明「対応する「主体」—モンゴル国牧畜民の世帯構成から」『文化人類学』82巻1号、2017年、pp.14-34
- [12] 何淑珍「中国内モンゴルにおける現代化と牧畜民の生活変化—シリングル盟フバートシャラホショーの事例調査から」『農村社会研究』第24巻第2号、2018年、pp.26-37
- [13] 辛嶋博善「拡張する柔軟性—モンゴル国現代牧畜社会における居住単位のサイズと構成の変遷」『文化人類学』81巻1号、2016年、pp.44-61
- [14] 黒河功・甫尔加甫『遊牧生産方式の展開過程に関する実証的研究』農林統計協会、1998年
- [15] 利光有紀「“オトル”ノート—モンゴルの移動牧畜をめぐる」『人文地理』第35巻第6号、1983年、pp.68-79
- [16] 児玉香菜子「モンゴル遊牧民の農耕実践」『昭和女子大学国際文化研究所紀要』Vol.19、2013年、pp.27-35
- [17] 小長谷有紀『モンゴル草原の生活世界』朝日新聞社、1996年
- [18] 小長谷有紀「モンゴルにおける出産期におけるヒツジ・ヤギの母子関係への介入」『民族学研究』64巻1号、1999年、pp.76-95
- [19] 小長谷有紀「中国内蒙古自治区におけるモンゴル族の牧畜経営の多様化：牧地分配後の経営戦略」『国立民族学博物館調査報告』第20巻、2001年、pp.15-43

- [20]小長谷有紀・シンジルト・中尾正義『中国の環境政策生態移民』昭和堂、2005年
- [21]小長谷有紀「モンゴル牧畜システムの特徴と変容」『E-journalGEO』Vol.2(1)、2007年、pp.34-42
- [22]小長谷有紀『人類学者は草原に育つ: 変貌するモンゴルとともに』臨川書店、2014年
- [23]賽西雅拉図賽西雅拉図・酒井啓・小泉武栄「中国・内モンゴルのアバガーホシュー草原における飼育家畜の密度と草原荒廃の関係」『東京学芸大学紀要人文社会科学系』II、58、2007年、pp. 21-35
- [24]坂下明彦・朴紅「人民公社後の個人農と農業諸団体の機能」『北海道大学農経論叢』51、1995年、pp. 13-23
- [25]坂下明彦・朴紅「中国蘇南農村の家屋の変化と人口的背景: 江村の追跡調査 (5)」『農経論叢』65集、2010年、pp.131-141
- [26]佐藤俊編著『遊牧民の世界』京都大学学術出版会、2002年
- [27]司玉潔「中国「生態保護政策」および定住化プロジェクトの影響下におけるモンゴル族牧畜社会の動態に関する研究」学位論文、2016年
- [28]鈴木仁麗『満洲国と内モンゴルー満蒙政策から興安省統治へ』明石書店、2012年
- [29]周太平「内モンゴル近現代地域研究の新たな課題」『アジア太平洋論叢』15、2005年、pp.121-130
- [30]ソーハン・ゲレルト「フルンボイルにおける牧畜民のコミュニティーと遊牧文化—ホーチン・バルガのハラを事例に」『昭和女子大学国際文化研究所紀要』Vol.19、2013年、pp.19-26
- [31]齊穎賢「モンゴル社会における小家族と末子相続」『専修人間科学論集』Vol.1、No.2 (社会学篇第1号)、2011年、pp.107-117
- [32]蘇德斯琴「中国・内モンゴル自治区における草地分割利用制度の導入と牧畜経営・草地利用の変化—ショロンチャガン旗を事例に」『季刊地理学』Vol.57、2005年、pp.137-149
- [33]高橋建太郎「回族・漢族混住農村におけるエスニシティと経済活動—寧夏回族自治区納家戸村の事例」『経済地理学年報』第48巻第1号、2002年、pp.23-42
- [34]朝魯門「乾燥・半乾燥地域における農牧業の経営展開と環境政策の課題: 中国内モンゴル自治区を事例に」岐阜大学大学院博士論文、2017年
- [35]中兼和津次次編『中国農村経済と社会の変動—雲南省石林県のケース・スタディ』御茶の水書房、2002年
- [36]那孫孟和・米倉等「ソロン・エヴェンキの一村(ガチャー)にみる請負制度導入後における親族集団の新たな役割とその編成」『農業経済研究報告』48号、2017年、pp.1-23
- [37]中根千枝『社会人類学—アジア諸社会の考察』講談社、2002年
- [38]中村孚美「モンゴル親族組織覚書」『民族学研究』32巻2号、1967年、pp.97-108

- [39]ナラン「内モンゴルにおける牧畜の変化及び草原劣化—土地使用権の譲渡が牧畜に与える影響について」『文化人類学』80巻2号、2015年、pp.125-149
- [40]広川佐保『蒙地奉上一「満州国」の土地政策』汲古書院、2005
- [41]福井勝義・谷泰編著『牧畜文化の原像 生態・社会・歴史』日本放送出版協会、1987年
- [42]馬路「男性に従属する地位から「女性は天の半分を支える」へ—中国徽州農村地区における女祠・「鉄姑娘」・「三八紅旗手」などの分析」『非文字資料研究』17、2019年、pp.93-124
- [43]于蓉蓉「中国黄土高原における草食家畜飼養の展開と飼料確保に関する研究」東京農業大学学位論文、2016年
- [44] 俞炳強「草原遊牧経営方式の変遷過程と制度的改革：中国内蒙古自治区を対象に」『農業経営研究』17、1991年、pp.105-131
- [45]横濱道成・渋谷廣居「モンゴル国における家畜飼養の動向—モンゴル草原の植生保全の視点から」『畜産の研究』60巻11号、2006年、pp.1179-1186
- [46]仁欽「改革開放」初期の内モンゴルの牧畜業地域社会の実態の検討」『国研紀要』153、2019年、pp.45-70
- [47]リンチン「内モンゴルの牧畜業地域における人民公社化政策の分析」『言語・地域文化研究 (Language, area and culture studies)』16号、2010年、pp.49-67
- [48]實態調査資料『興安西省阿魯科爾沁旗實態調査報告書』[新京]：興安局、1941年
- [49]吉雅図「中国・内モンゴルにおける草原保護政策下での牧羊経営の変化—シリングル草原地域を事例として—」『農林業問題研究』第175号、2009年、pp.212-217
- [50] 巴図「内モンゴルにおける牧畜経営と耕種農業」『横浜国際社会科学研究所』第11巻第3号、2006年、pp.21-43
- [51]ボルジギン ブレンサイン『近現代におけるモンゴル人農耕村落社会の形成』風間書房、2003年
- [52]朴紅・坂下明彦『中国東北における家族経営の再生と農村組織化』、御茶の水書房、1999年

[中国語文献]

- [53]政府文件：2002年「草牧場請負情況計表（一）」
- [54]国家統計局編『中国統計年鑑』、中国統計出版社、2020年
- [55]中国統計局 編『中国統計年鑑』中国統計出版社、2019年
- [56] 内蒙古自治区統計局・編『2004 内モンゴル統計年鑑』中国統計出版社
- [57]内蒙古自治区統計局・編『2008 内モンゴル統計年鑑』中国統計出版社
- [58]陳元濤・韓国忠『内モンゴル經濟資源要覽』、中国統計出版社、1999年
- [59]内蒙古自治区第七次全国人口普查公報（第一号）
- [60]『中国畜牧業年鑑』2008年、中国農業出版社

- [61]『中国畜牧業年鑑』2009年、中国農業出版社
- [62]任亜平ら『改革開放30年の内モンゴ 1978-2008』、中国統計出版社
- [63]宝力招蘇木月末統計表
- [64]扎嘎斯台蘇木月末統計表
- [65]賽汗塔拉蘇木月末統計表
- [66] 扎嘎斯台人民公社統計
- [67]烏日陶克套『蒙古遊牧經濟および変遷』中央民族大学出版社、2006年
- [68]阿岩、烏恩『蒙古族經濟發展史』内モンゴ人民出版社、1993年
- [69]周毅『西部生態環境經濟社会繼続的發展』内モンゴ教育出版社、2001年
- [70]柴軍『牧民生産政策決定の行為および草地退化問題研究』中国農業出版社、2009年
- [71]包智明、任国英『内モンゴ生態移民研究』中央民族大学出版社、2011年
- [72]陳健生『退耕還林および西武繼続的發展』西南財經大学出版社、2006年
- [73]达林太、鄭易生『牧区および市場—牧民經濟学』社会科学文献出版社、2010年
- [74]王康「内モンゴ少数民族人口相对貧困的影响因素研究—基于内モンゴ某旗県の調査数据」『内モンゴ科技及經濟』第17期、2020年、pp.11-16
- [75]文明「内モンゴ牧区人口布局調整の当地牧民生活及草原畜牧業發展的影响分析」『經濟研究導刊』第6期、2020年

[モンゴル語文献]

- [76]那木吉拉『尚申毛都嘎查誌』(モンゴル語) 内モンゴ文化出版社、2007年
- [77]ナジルガル『アルホルチン民族誌』(モンゴル語) 民族出版社、2008年
- [78]ワンジル『アルホルチン旗扎嘎斯台ソム誌』(モンゴル語) 内モンゴ文化出版社、2014年
- [79]車登札布『巴彥塔拉草原歴史変遷記録』(モンゴル語) 内モンゴ教育出版社、2011年

[英語文献]

- [80]Caroline Humphrey and David Sneath." The end of nomadism? : society, state, and the environment in Inner Asia ", Durham, NC: Duke University Press, 1999.
- [81] Yuanning Hu, Jikun Huang, Lingling Hou "Impacts of the Grassland Ecological Compensation Policy on Household Livestock Production in China: An Empirical Study in Inner Mongolia" Ecological-economics , vol. 161 (2019): 248-256